

令和4年度国庫補助事業

ロシア地域貿易投資促進事業 1. 情報収集・
提供事業 (2) ビジネス詳細情報収集提供

②ロシア経済法運用・市場慣行実態調査

ウクライナ侵攻後の対ロ経済制裁と ロシア進出外国企業の動向

2023 年3月

一般社団法人ロシア NIS 貿易会
ロシア NIS 経済研究所

序 文

2020年、2021年と2年間にわたる新型コロナの流行の影響で、日ロビジネスは様々な活動制限を受けた。2022年に入って、世界的に行動制限が緩和される機運が高まり、日ロビジネスもいよいよ本格的に再開かという時に、ロシアによるウクライナ侵攻がすべてを一変させた。本報告書では、ウクライナ侵攻後の西側による対ロ制裁とそのロシア経済への影響、また戦争・制裁下での外資の動きとロシアによる撤退対抗措置といった切り口から2022年を振り返って今後を展望するとともに、戦争によって極めて厳しい局面を迎えた日ロ貿易及び日ロビジネスを概観する。また、付属資料としては、ウクライナ侵攻後、ロシア大統領及びロシア政府によって公布された撤退対抗措置の日本語訳を掲載している。

本報告書は、令和4年度ロシア地域貿易投資促進事業・ロシア経済法運用・市場慣行実態調査の一環として、経済産業省の助成を得て刊行された。本事業の実施にあたり、多大なご協力を賜った経済産業省、調査の過程で貴重なご助言をいただいた専門家、企業関係者、当会会員、関係各位に改めて御礼申し上げたい。

2023年3月

一般社団法人ロシアNIS貿易会
会 長 飯島 彰己

目 次

I. 制裁下のロシア経済と岐路に立つ対露ビジネス	1
はじめに.....	1
1. 西側による対ロシア制裁.....	1
2. ロシア経済への制裁の影響.....	3
3. 試練に直面する外資系企業.....	5
4. ロシア政府による対抗措置.....	7
II. ロシアにおける外資系企業の撤退事例	13
はじめに.....	13
1. ロシアにおける外国企業の撤退状況.....	13
2. パートナーへの譲渡・売却.....	15
3. 第三者への譲渡・売却.....	17
4. 現地経営陣への譲渡・売却.....	19
III. 試練を迎えた日ロ貿易－戦争による激動の2022年	25
はじめに.....	25
1. 2022年の日ロ貿易.....	25
2. 2023年の日ロ貿易の展望.....	28
IV. 付属資料(ロシア政府による対抗措置)	39
1. 2022年2月28日付ロシア大統領令第79号(外貨の80%の強制売却).....	39
2. 2022年3月1日付ロシア大統領令第81号(外貨持ち出し・送金の制限).....	41
3. 2022年3月5日付ロシア大統領令第95号(外貨建て債務のルールでの返済).....	42
4. 2022年3月5日付ロシア政府指令第430号(非友好国リストの承認).....	44
5. 2022年3月6日付ロシア政府決定第295号(外国投資委員会の許可発行規則).....	46
6. 2022年3月18日付ロシア大統領令第126号(外貨送金の中央銀行権限).....	49
7. 2022年5月4日付ロシア大統領令第254号(国外への配当制限等).....	52

8. 2022年6月30日付ロシア大統領令第416号(サハリン2に関する特別措置).....	55
9. 2022年8月5日付ロシア大統領令第520号(エネルギー分野の資産売却の制限).....	57
10. 2022年9月8日付ロシア大統領令第618号(有限会社処分の許可制移行).....	59
11. 2022年9月19日付ロシア政府決定第1651号(外国投資委員会規則修正).....	61
12. 2022年10月13日付ロシア財務省書簡(ロシア大統領令618号の解釈).....	63
13. 2022年10月15日付ロシア大統領令第737号(株式会社処分の許可制移行).....	66
14. 2022年10月26日付ロシア大統領指令第357号(売却禁止の銀行リスト).....	67
15. 2022年11月9日付ロシア大統領指令第372号(売却禁止企業リスト).....	69
16. 2022年12月12日付外国投資委員会議事録第118/1号(資産売却の条件).....	76
17. 2022年12月23日付ロシア政府決定第2398号(外国投資委員会規程改訂).....	77
18. 2023年1月17日付ロシア大統領令第16号(株式議決権の時限的無効措置).....	79
19. 2023年3月2日付外国投資委員会議事録第143-4号(撤退税の納付).....	80

Ⅰ. 制裁下のロシア経済と岐路に立つ対露ビジネス

はじめに

2020年、2021年と2年間にわたる新型コロナの流行の影響で、日ロビジネスは様々な活動制限を受けた。2022年に入って、世界的に行動制限が緩和される機運が高まり、日ロビジネスもいよいよ本格的に再開かという時に、ロシアによるウクライナ侵攻がすべてを一変させた。本稿では、ウクライナ侵攻後の西側による対ロ制裁とそのロシア経済への影響、また戦争・制裁下での外資の動きとロシアによる撤退対抗措置といった切り口から2022年を振り返り、今後を展望する。

1. 西側による対ロシア制裁

2022年2月24日に始まったウクライナ侵攻後の対ロシア制裁には、G7やEU(27カ国)のほか、オーストラリア、韓国、スイス、シンガポール、台湾、ウクライナなど合計48カ国・地域が参加している。これら対ロ制裁参加国は2021年のロシアにおける貿易総額の55.6%(輸出では59.0%、輸入では50.5%)を占めており、これらの国々が制裁に参加することのインパクトは大きい。なお、これら対ロ制裁参加国は、2022年3月5日にロシア政府によって「非友好国」に指定されている。また、戦争当事国であるウクライナを除いた47カ国は、ロシア側によって「西側」としばしば総称されることが多い(本稿でもこれら47カ国を「西側」諸国と呼ぶことにする)。

ロシアによるウクライナ侵攻の前後から西側諸国による制裁は累次にわたって発動され、例えば、EUではこれまで9波(実際には11波)に及ぶ対ロ制裁が発表されてきた。なかでも影響力が大きいのは、①基軸通貨ドルを有する米国、②国際金融市場の中心地である英国(ソ連時代からロシアは伝統的にロンドンで資金を調達してきた)、③ロシアにとって最大のエネルギー市場であるEUによる制裁である。

西側諸国による制裁の目的は、基本的にロシアから継戦能力を奪うことによって、ロシアに戦争の遂行と継続を断念させることだ(2022年3月末にバイデン大統領が指摘したように西側諸国はロシアにおけるレジーム・チェンジを目指しているわけではない)。具体的には、①軍需生産能力の弱体化(半導体等のハイテク品・デュアルユース品・航空機器・一連の化学物質等の輸出規制、軍需企業や軍需研究機関の制裁指定と二次制裁の適用等)、②戦費調達能力の低減(ロシア中央銀行や国民福祉基金の資産凍結、ロシア国債の取引禁止、ロシア財政の主要収入源である原油・石油製品の輸入禁止とプライスキャップ制の導入)、③プーチン政権を支えるエリート層(閣僚、高級官僚、議員、知事、軍幹部、国有企業幹部、オリガルヒ等)への打撃(資産凍結と渡航禁止)といった手段が採られた。

こうした一般市民をできるだけ巻き込まないようにターゲットを絞った制裁を「スマート・サンクション」と呼ぶ。スマート・サンクションの代表例としては半導体の輸出禁止を挙げることができるが、これはロシアのマイクロエレクトロニクス産業に打撃を与え、半導体を必要とする各種ミサイルや空中早期警戒管制機、軍事用ドローンなどの製造に深刻な影響を及ぼしているとの報告¹⁾もある(ロシア軍がイラン製ドローンに頼らざるをえない状況もその証左かと思われる)。その意味で、今回、半導体生産の拠点である台湾が対ロ制裁に加わった意義は大きい²⁾。

図表1 米国・EU・日本による主要な対ロシア制裁措置

	米国	EU	日本
金融	<ul style="list-style-type: none"> ロシア中銀、国民福祉基金、財務省との債券の流通市場への参加禁止(2022.2.22) ズベルバンク等25企業の新規債券、株式、資産の取引禁止(2.24) ロシア中央銀行、国民福祉基金、財務省とのドル決済等のあらゆる取引禁止(2.28) ロシア国債等債務に対する米国金融機関保有のロシア資産による支払い禁止(4.4) ロシアの個人と団体の資産凍結(2023.1.23現在で1,000名以上の個人、782の企業・団体) 核物質・施設・装置等、特別物質、化学物質、微生物等の輸出禁止(4.8) 産業用エンジン、ボイラー、換気装置、ブルドーザー、木材製品等の輸出禁止(5.8) 切断機、金属除去機等の禁輸(9.15) 量子コンピュータ・レーザ関連サービス、3D製造装置等先端機器の禁輸(9.15) 	<ul style="list-style-type: none"> EU証券市場でのロシア国有企業の株式上場等禁止(2022.2.25) ロシア国民からの一定額以上の預金受入、一口建て証券の販売等の禁止(2.25) ロシア中銀資産と外貨準備の凍結(2.28) SWIFTからの大手7行の排除(3.12)、ズベルバンクほか3行を追加(6.3) ロシア地域開発銀行との取引禁止(12.16) ロシアの個人と団体の資産凍結(12.16現在で1,386名の個人、171の企業・団体) 航空機器を含むデュアルユース品、半導体、ドローン、暗号用デバイスソフト等の輸出禁止(2.25) 海上航行用物品、無線通信技術の禁輸(3.9) 奢侈品(300ユーロ超)の禁輸(3.15) ジェット燃料、燃料添加剤の禁輸(4.8) 半導体デバイス、IC、石炭製品、航空・宇宙危機の輸出規制強化(10.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ロシア政府・政府機関、中銀による新規の証券の発行・流通禁止(2022.2.26) ロシアの特定銀行の証券発行禁止(2.26) ロシアの個人と団体の資産凍結等措置(2023.1.27現在で644名の個人、56の企業・団体、11の特定銀行)
貿易 (輸出)	<ul style="list-style-type: none"> キャビア等の奢侈品の輸入禁止(3.11) ロシアの最惠国待遇の取り消し(4.8) 金の輸入禁止(6.28) ロシアの市場経済国認定取り消し(11.10) 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄鋼製品の輸入禁止(3.15) ロシアの最惠国待遇の取り消し(3.15) 木材、セメント、水産物、酒類等の禁輸(4.8) 金の輸入禁止(7.21) パルプ、タバコ、化粧品等の禁輸(10.6) 	<ul style="list-style-type: none"> 国際輸出レジーム対象品目(工作機械、炭素繊維、高性能半導体等)の禁輸(2.26) 軍事能力強化に資する汎用品(半導体、コンピュータ、通信機器等)の禁輸(3.1) 先端品(石油精製用触媒、3Dプリンター、真空ポンプ等)の禁輸(5.10) ブルドーザー、貨物自動車等の禁輸(6.7) ロボット、レーザー機器の禁輸(2023.1.27)
貿易 (輸入)	<ul style="list-style-type: none"> ロシア産原油、天然ガス、石炭、それら関連製品の輸出禁止(3.8) ロシア産原油への上限価格設定(12.5) 	<ul style="list-style-type: none"> ロシア産原油への上限価格設定(10.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ロシア産原油への上限価格設定(12.5)
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ロシア産原油、天然ガス、石炭、それら関連製品の輸出禁止(3.8) ロシア産原油への上限価格設定(12.5) 	<ul style="list-style-type: none"> ロシア産原油への上限価格設定(10.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ロシア産原油への上限価格設定(12.5)
運輸・物流	<ul style="list-style-type: none"> ロシア航空機の領空飛行禁止(3.2) 再輸出規制違反航空機の公表(3.18以降随時、100機以上) ロシア各航空会社のDPL掲載(4.7、4.21他) 	<ul style="list-style-type: none"> ロシア航空機のEU領空飛行禁止(2.28) ロシア船舶のEU港受入の原則禁止(4.8) ロシア運送業者のEU内道路輸送禁止(4.8) ロシア船舶のEU内運河航行禁止(7.21) 	<ul style="list-style-type: none"> ロシア航空機のEU領空飛行禁止(2.28) ロシア船舶のEU港受入の原則禁止(4.8) ロシア運送業者のEU内道路輸送禁止(4.8) ロシア船舶のEU内運河航行禁止(7.21)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 米国企業・個人によるロシアへの新規投資の禁止(4.6) 会計・経営コンサルティングサービス提供の禁止(5.8) 	<ul style="list-style-type: none"> EU内公共調達への露企業の参加禁止(4.8) エンジニア、法務、ITサービスの禁止(10.6) 広告、市場調査等サービスの禁止(12.16) 鉱業への新規投資禁止(12.16) 	<ul style="list-style-type: none"> ロシア向けの新規直接投資の禁止(4.12) 信託、会計、コンサルティングサービスの禁止(7.5)

(注)カッコ内の数字は公布日であり、施行日ではない。

(出所)安全保障貿易情報センター、米国財務省、欧州評議会、日本政府(外務省、財務省、経済産業省)の各HPを参考に筆者作成。

しかしながら、今回の制裁の大きな特徴は、こうしたスマート・サンクションに加え、経済の広い範囲を覆う制裁が発動されていることにある（図表1を参照）。例えば、金融制裁では、ロシアの主要銀行がSWIFTから排除されたことによって、広範囲の企業が輸出入などの国際取引において決済上の困難を抱えることになった。また、貿易規制ではアルコール飲料や魚介類、一部の木材製品、鉄鋼製品、繊維、皮革製品等のロシアからの輸入禁止、サービス分野ではロシアへの会計・法務・経営コンサルティング・広告サービスの提供禁止など、軍事とは直接関係のない分野にまで制裁が及んでいる。さらに、米国やEUによって導入された運輸・物流分野での制裁（航空機の乗り入れ禁止、ロシア船舶の寄港の原則禁止、貨物自動車のEU入域禁止等）は、制裁対象以外の商品の貿易取引にも大きな制約を与えた。

また、広範囲に及ぶ制裁は、ロシアにおける外資系企業の活動の大規模な縮小・停止という副作用を伴った。これについては、後述するが、外資系企業の活動停止は、自動車産業など外資に依存する一部の産業に打撃を与えた。このようなことから、広範囲に及ぶ制裁は、当初、ロシア経済全般に大きなダメージをもたらすと予測された。

2. ロシア経済への制裁の影響

図表2に示すように、2022年4月以降、ロシアでは主要経済指標のほとんどがマイナスに転じている。戦争と制裁がなければ、2022年のロシア経済はコロナ禍の影響をある程度脱してプラスを続けていたはずである（2022年2月時点でロシア経済発展省は同年のGDP増減率をプラス2.8%と予測³⁾していた）。それがマイナスになっているという事実は、制裁の影響が明らかにあることを物語っている。

ウクライナ侵攻後、2022年5月にロシア経済発展省は同年のロシアのGDP増減率を、制裁等の影響を考慮して▲7.8%に下方修正し、同様にロシア中央銀行は▲8.0～▲10.0%、またIMFは▲8.5%、世界銀行は▲8.9%と予測を修正した。いずれの数字も落ち込みとしてはかなり大きく、ソ連邦解体直後（1993年の▲8.7%、1994年の▲12.7%）や2009年の経済危機（▲7.8%）に匹敵する規模となる。だが、実際には、2022年1～11月の実績でGDP増減率は▲2.1%、2023年1月17日にプーチン大統領が言及したところによれば2022年通年では▲2.5%とされている。つまり、ロシア経済の落ち込みは、当初の予測よりかなり軽微だったと結論づけることができる。

その理由については、以下のような点を指摘できる。第1に、輸出の増加はGDPを押し上げ、輸入の増加は逆にGDPを押し下げる効果をもつが、2022年には、前年からの資源高の傾向にウクライナ危機が拍車をかけたことからロシアの主要輸出品（石油、天然ガス、石炭、金属、穀物、肥料等）の輸出が高水準を保ち、逆に制裁等の影響によって輸入が落ち込んだ。このことがGDPの低下を緩和させる要素となった。実際、2022年にはロシアの輸出（サービスを含む）は国際収支ベースで前年比14%増の6,281億ドル、輸入（サービスを含む）は9%減の3,458億ドルとなり、図表3にみるように2022年の貿易・サービス収支の黒字（純輸出）は2,823億ドルとかつてない規模を記録した⁴⁾。

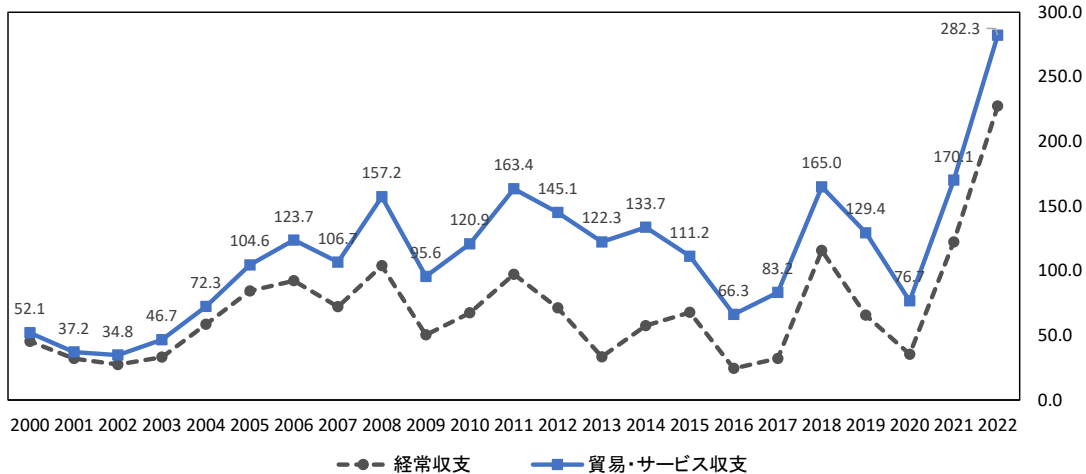
第2に、制裁発動後の初期段階でロシア政府と中央銀行が迅速かつ適切な対応を採ったことである。とくに2022年2月末から3月にかけて、物価の急騰とルーブルの急落が進んで、このまま事態が進行するとロシア経済はコントロール不能になって破綻するのではないかという懸念もあった。だが、2月28日にロシア中銀が政策金利をそれまでの9.5%から一気に20%に引き上げ、物

図表2 2022年のロシアにおける月別の主要経済指標

	2021	2022												2022			
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1-12月	1月	2月	1-2月
GDP(前年同月比、%)	4.7	5.9	4.0	1.5	▲3.3	▲3.9	▲5.1	▲3.9	▲3.5	▲4.5	▲4.5	▲4.0	▲4.2	▲2.1	▲3.2	▲3.1	▲3.2
鉱工業生産(同)	6.4	8.0	5.4	2.3	▲2.6	▲2.4	▲2.4	▲0.5	▲0.1	▲3.1	▲2.6	▲1.8	▲4.3	▲0.6	▲2.4	▲1.7	▲2.0
農業生産(同)	▲0.4	0.8	1.1	3.0	3.2	2.2	2.1	0.8	9.1	6.7	10.9	8.2	6.1	10.2	2.7	2.6	2.7
小売商品販売高(同)	7.8	3.1	5.5	2.0	▲9.8	▲10.1	▲9.6	▲8.7	▲8.8	▲9.8	▲10.0	▲7.9	▲10.5	▲6.7	▲6.6	▲7.8	▲7.2
実質賃金(同)	4.5	1.9	2.6	3.6	▲7.2	▲6.1	▲3.2	▲3.2	▲1.2	▲1.4	0.4	0.3	0.6	▲1.0	0.6	n.a.	n.a.
消費者物価上昇率(同)	8.4	8.7	9.2	16.7	17.8	17.1	15.9	15.1	14.3	13.7	12.6	12.0	11.9	11.9	11.8	11.0	11.4
失業率(%)	4.8	4.4	4.1	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.9	3.9	3.7	3.7	3.9	3.6	3.5	3.6
ルーブルの対ドルレート(月平均)	73.7	75.9	77.3	103.7	77.8	64.6	57.2	58.1	60.3	59.8	60.9	60.9	65.3	67.5	69.3	73.0	n.a.
ウラル原油価格(ドル/バレル)	69.1	86.4	93.7	91.3	71.0	80.0	90.2	84.2	75.9	68.6	71.9	66.7	50.2	77.5	49.0	49.3	n.a.

(出所)ロシア統計国家委員会『2022年のロシアの社会経済情勢』、経済発展省『2022年のロシア経済の現状』
https://www.economy.gov.ru/material/file/a9fbe41aeb4681259708168ff7119a78/2022_11_30.pdf
<https://rosstat.gov.ru/storage/mediabank/osn-12-2022.pdf>

図表3 ロシアの経常収支と貿易・サービス収支の推移(10億ドル)



(出所)ロシア中央銀行：https://www.cbr.ru/eng/statistics/macro_itm/svs/bop-eval

価と為替レートを力づくで安定させた（その後、状況の沈静とともに中銀は政策金利を段階的に引き下げ、2023年初時点では7.5%に下がっている）。同じく①輸出企業に対する外貨の強制売却義務（2月28日の導入時点では80%、その後、50%に引き下げられ、6月9日に原則廃止、必要な場合には個別に決めることとなった）、②1万ドルを上回る外貨の持ち出し禁止や外貨送金の制限、③パイプラインガス取引のルーブル決済への移行といった措置もルーブル防衛に寄与した。第3に、西側、とくにEUがエネルギー分野での制裁導入に躊躇し、そのタイミングが遅れたことである⁵⁾。ロシアから戦費調達能力を奪うためには、ロシアの歳入の4割近くを占める石油ガス収入を断つことが最大のカギとなる。ロシアの石油ガスに依存しない米国は3月8日という早い段階でロシアからの石油・ガス・石炭及びそれらの製品の輸入禁止を打ち出し、即日発効させた。他方、ロシアへのエネルギー依存度が高いEUでは、当初慎重な意見が支配的で、石炭禁輸（4月8日発表、8月1日施行）こそ相対的に早かったものの、海上輸送によるロシア産原油の輸入禁

止が施行されたのは12月5日になってからだった（発表は6月3日）。だが、パイプライン原油、天然ガス、LNGについては、ハンガリーなどの反対もあって禁輸等の制限措置に未だに踏み切れずにいる。大口需要家であるEUが、ロシア産石油ガスの輸入を縮小しつつも継続したことが、ロシア経済を急激な落ち込みから救う役割を果たした（EUではロシアからのLNGの輸入が物量ベースで減るところか逆に増えている⁶⁾）。

第4に、EU諸国がエネルギー分野での制裁導入に逡巡している間に、ロシアがエネルギーの輸出市場をインド、中国、トルコといった「友好国」へ迅速にシフトしたことだ。石油や石炭の輸出価格を2～3割ディスカウントするなど、これらの国への輸出拡大のためにロシアはなりふり構わぬ行動をとった。西側からみれば、「抜け穴」ともいうべき友好国への輸出シフトが、比較的迅速に進んだこともロシア経済の急激な落ち込みを抑制する要因となった。

これだけ広範囲かつ高強度の制裁をかけたにもかかわらず、経済の落ち込みが比較的軽微だったことを、どう評価するかについては、西側でも人によって意見が分かれるだろう。半導体等の禁輸で軍需生産に一定の打撃を与えつつ、一般市民への影響を極力少なくしているという意味で、制裁は成功裡に進んでいると評価する者がいるかもしれない。他方、ロシア財政は主要な収入源（すなわち戦費調達能力）を失っておらず、さらに高強度の制裁の追加と継続が必要だと考える人もいるだろう。いずれにせよ、言えることは、GDPの増減は量的な評価であって、これによって経済の質を問うことはできないということだ。西側の先進国経済から断絶されることによって、今後、ロシアは多くの先端技術へのアクセスを失い、ロシア経済の質は劣化・退行する⁷⁾。一例を挙げれば、ロシアでは西側の企業の協力なしにはアンチロック・ブレーキ・システムやエアバックを搭載した自動車を製造できないのだ。こうした点からも自力や「友好国」との協力だけの発展には限界があると考えざるをえない。

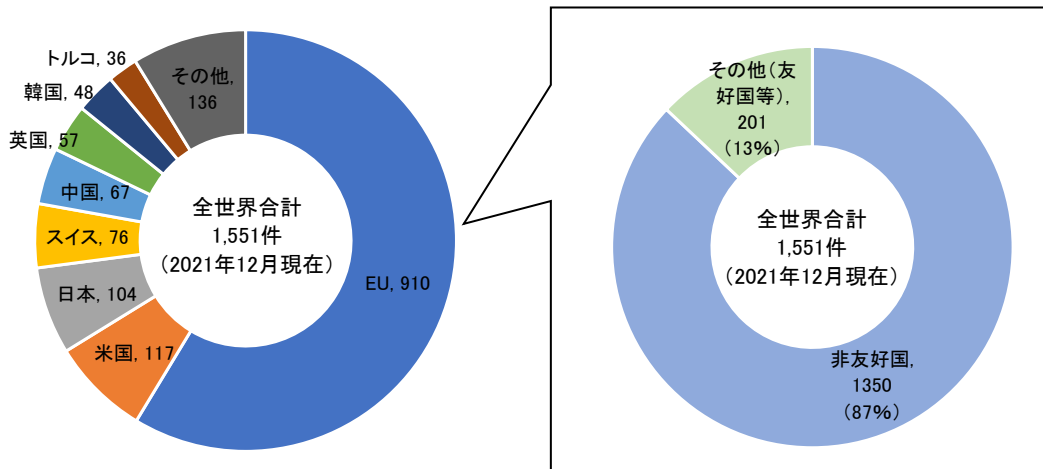
3. 試練に直面する外資系企業

ロシアによるウクライナ侵攻と西側による制裁の中で、ロシアに進出している外資系企業（とくに西側の）は大きな試練を迎えた。ロシアの政府系シンクタンクである戦略策定センターが作成したレポートによると、2022年6月以前の時点でロシアにおいて実働している外資系企業の数約5,000件で、これらの企業において約200万人が雇用されていた。200万という雇用者数は決して少なくない数字である。また5,000件のうち約9割が「非友好国」（≒西側諸国）の企業という点も重要だ。約9割が「非友好国」という事実は、ロシア工業団地協会が調査した「ロシアの製造業で活動する外資系企業の現地法人数」に関する資料でも裏付けられる（図表4）。

またセクター別にみると、外資系企業の比率が高い部門があり、例えば、ロシアで製造される乗用車のうち約7割を外国ブランドが占める。残り3割がLADAを中心とするロシア国産ブランドだが、国産車に使用される部品の相当部分も外資系サプライヤー（ほとんどが「非友好国」の企業）から供給されてきた。したがって、ロシアの乗用車生産は、外資系企業の活動停止で最も大きな打撃を受けた部門と言える（2022年にロシアの乗用車生産は前年比で67%低下した）。

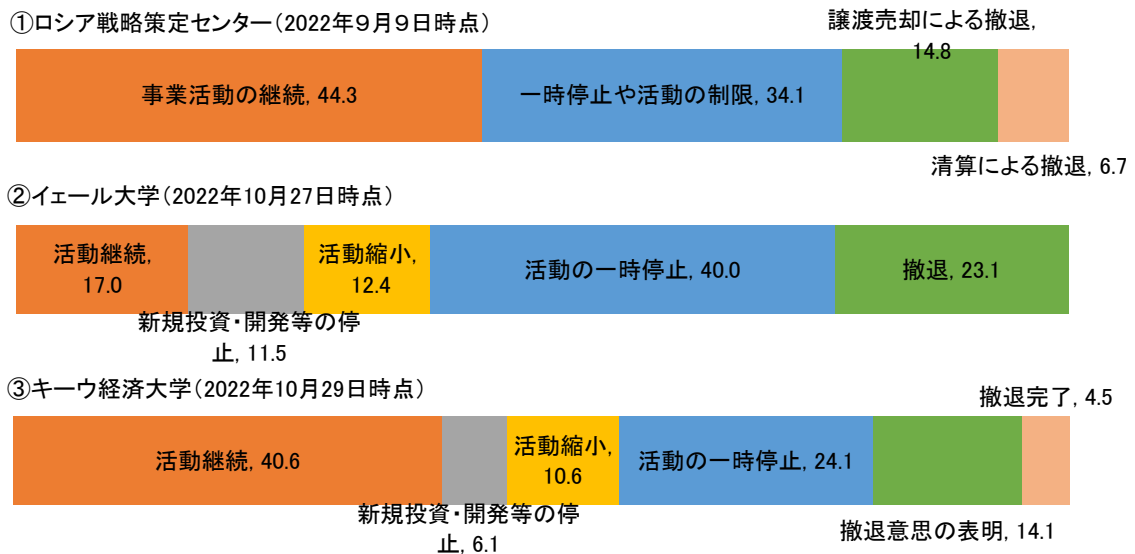
2022年2月24日のウクライナ侵攻後のロシアにおける外資系企業の動きは、会社や業種、業態によって様々だ。一般的な流れでいうと、2022年2月末から3月半ばまでは、活動の縮小（新規受注や投資、研究・開発、広告活動の停止・縮小等）や一時停止（出荷・生産を含む活動全般の停

図表4 ロシアの製造業で活動している外資系企業の現地法人数(件)



(出所)ロシア工業団地協会/ロシアNIS貿易会『ロシアの製造業分野の外国企業進出調査』(2021年12月)

図表5 ロシアにおける外資系企業の活動状況(構成比 %)



(出所)ロシア戦略策定センター: <https://www.csr.ru/ru>

イエール大学: <https://som.yale.edu/story/2022/over-1000-companies-have-curtailed-operations-russia-some-remain>

キーウ経済大学: <https://leave-russia.org>

止)を表明する企業がほとんどだったが、戦争の長期化が不可避の見通しとなる3月末から4月初め頃より、ロシア市場からの撤退(譲渡・売却、清算)を表明する企業が増え始めた。

2022年9~10月時点のロシアにおける外資系企業の活動状況を、ロシア(戦略策定センター)、米国(イエール大学)、ウクライナ(キーウ経済大学)の3つの研究機関が発表したデータに基づいて、大きく分類してみると、「撤退を完了もしくは撤退を表明している企業」⁸⁾が調査対象の外資系企業数の約2割(戦略策定センターが21.5%、イエール大学が23.1%、キーウ経済大学が18.6%)、「活動を制限(活動の縮小もしくは一時停止)している企業」が約4~6割となっている。

(図表5)。他方、「活動を継続している企業」が約2～4割といったところだ。図表5は、企業件数の構成比であり、撤退や活動停止している企業には相対的に大企業が多いと考えられるので、売上高や雇用者数の構成比では、撤退や活動を停止した企業の比率はもっと大きくなるはずだ。いずれにせよ、6～8カ月という短期間に6～8割の外資系企業が撤退もしくは何らかの形で活動を制限したという事実は、事の重大さを物語っていると言えよう。

外資系企業の活動停止や撤退の要因としては、取り扱っている商品・サービスが制裁対象になれば、当然ながらロシアと取り引きできないので、出荷や生産を停止せざるをえない。しかし、取り扱う商品・サービスが制裁対象でない場合でも、物流分野における制裁の影響で商品が運べない、あるいは金融制裁のため代金の送金・着金ができない等の困難に直面し、こうしたロシア・ビジネスを巡る急激な環境変化によってロシア事業を断念せざるをえなかったケースも多い。さらに今回の特徴としては、道義的理由による自主規制、あるいはそれに関連して、レピュテーションリスク(ロシアでの事業活動継続に対するメディアやSNS上の非難とそれに伴う企業の信用・ブランド毀損の懸念)への対応として活動を停止した企業も少なくない点が挙げられる。とくに、4月初めに「ブチャの虐殺」に関するニュースが世界に発信されて以降、こうした傾向がより強まったように感じられる。

なお、2022年10月末に帝国データバンクが発表した資料⁹⁾によると、ロシアから撤退を表明した日系企業の割合は、調査対象となった168社のうち11%に当たる18社だった。外資系企業全体の平均(約2割)に比べると低い数値であるが、これは何事にも慎重な日本企業の行動パターンを示しているのかもしれない。ちなみに、ロシア戦略策定センターも、ロシアに進出した日本企業のうち、撤退を表明した企業の割合を13%(9月9日時点)としており、「約1割」という数字は、蓋然性が高いと考えられる。

4. ロシア政府による対抗措置

こうした動きに対し、ロシア政府は、外資系企業の地崩れ的な撤退を防ぐために、①外資系企業の撤退意思をくじく、②撤退プロセスをコントロールする、③ロシア側にとって不利な撤退を許容しない、といった方針で臨んでいる。

現状、外資系企業のロシア事業撤退は、①ロシア企業(あるいは「友好国」企業のロシア現地法人)への持分・株式の譲渡・売却、②譲渡・売却の一形態としての現地経営陣への譲渡(Management by out, MBO)、③清算の3つに大きく分類される¹⁰⁾。本来、ロシア当局としては、外資系企業を撤退させずに、引き止めたいところであるが、現実には困難なので、次善の策として、所有者が代わっても雇用と事業が承継され、将来的に外資が戻ってくる可能性(買戻し権付売却など)もある①譲渡・売却と②MBOの方向にできるだけ誘導する姿勢が垣間見える(産業・商業省等が譲渡・売却先を斡旋している事例もある)。それに対し、従業員が解雇され、事業活動を完全に停止してしまう③清算という撤退方法は、ロシア側にとって最も避けたい選択肢である。

こうした外資系企業の撤退の動きに対して最初に出てきたロシア側の反応は、制裁を科す「非友好国」に対するナショナリスティックかつ懲罰的な議論で、この議論は「外部管理法案」の形で主としてロシア議会国家院(下院)で展開された。外部管理法案(正式名称:組織経営に関わる外部管理法案)は、事業を停止している外国企業に対して外部管理を導入できるようにするも

図表6 ロシアから撤退を決めた外資系企業の主要事例と撤退パターン

譲渡・売却	現地経営陣への譲渡(MBO)	清算
Ford(米、自動車)	Michelin(仏、タイヤ)	ABB(スイス、電子・電気機器)
Renault(仏、自動車)	Beam Suntory(米、酒類)	LEGO(デンマーク、玩具)
Shell(英、石油ガス)	Kuehne+Nagel(独、物流)	Nokia(フィンランド、通信機器)
日産自動車(日、自動車)	Kone(フィンランド、昇降機)	Grundfos(デンマーク、ポンプ機)
McDonald's(米、外食)	Zurich Insurance(スイス、保険)	トヨタ自動車(日、自動車)
BAT(英、タバコ)	Samsonite(米、スーツケース)	トヨタ紡織(日、自動車部品)
Starbucks(米、外食)	Tetra Pak(スウェーデン、包装容器)	DMG森精機(日、工作機械)
Siemens Energy(独、機械)	Schneider Electric(仏、電気機器)	Hewlett Packard(米、IT)
Bunge(米、食品)		
Levi Strauss(米、衣料・小売)		
マツダ(日、自動車)		
Mercedes-Benz(独、自動車)		
Baker Hughes(米、油田サービス)		
Enel(伊、エネルギー)		

(出所)各種ロシア報道より筆者作成。

図表7 「非友好国」の外資系企業の撤退を規制するロシアの主な行政文書

文書の種類	主要内容
2022年3月5日付大統領令第95号	・月1,000万ルーブルを超える額(もしくはそれと同等の外貨額)の「非友好国」に関連する主体への債務返済、リース料及び利息の支払には、ロシアの金融機関にS型口座を開設し、同口座を通じて決済しなければならない。
2022年5月4日付大統領令第254号	・月1,000万ルーブルを超える額(もしくはそれと同等の外貨額)の「非友好国」に関連する主体への配当の支払いには、ロシアの金融機関にS型口座を開設し、同口座を通じて決済しなければならない。
2022年8月5日付大統領令第520号	・①戦略的企業(主として軍需企業や軍需関連研究機関)、②エネルギー設備製造・電力・石油精製・石油加工に従事する企業、③金融機関、④一定以上の埋蔵量を有する炭化水素資源・貴金属・非鉄金属鉱床の地下資源利用権を有する企業、⑤サハリン1及びハリヤガ油田プロジェクトの株式・持分・権益等の処分については、大統領の特別許可が必要。
2022年9月8日付大統領令第618号	・有限責任会社の持分の処分には、外国投資実施状況監督政府委員会の許可が必要。
2022年10月15日付大統領令第737号	・株式会社の株式(1%を超えるもの)の処分には、外国投資実施状況監督政府委員会の許可が必要。 ・月1,000万ルーブルを超える額(もしくはそれと同等の外貨額)定款資本金の減資や払戻し、清算に伴う残余財産分配には、ロシアの金融機関にS型口座を開設し、同口座を通じて決済しなければならない。
2022年12月22日付外国投資政府委員会小委員会議事録第118/1号	・「非友好国」に関連するロシア法人の譲渡・売却に際しては、①対象企業の価値算定に関する独立した第三者による独立評価があること、②当該法人の売買価格が企業価値評価から50%以上割引かれていることが必要。

ので、2022年4月12日に与党「統一ロシア」の議員グループによって下院に提出された。この法案は、「非友好国」の企業が25%以上のシェアをもち、「ロシア経済にとって重要性を有する企業¹¹⁾」に適用されるもので、対象となった企業は、一定期間、外部管財人の管理下に置かれた後、そ

の資産が競売に付されるか、清算されることになる。外部管理が入ると、外資系企業はロシア子会社に対する管理権を失い、縮退等のプロセスを自社でコントロールできなくなることから、この法案は外資系企業にとって大きな脅威となった。だが、この法案を巡ってはロシアの財界内部（ロシア産業家企業家連盟やロシア商工会議所等）にも反対意見や慎重意見が多く、結局、2022年のロシア議会の会期中には可決されなかった（廃案の可能性が高いと思われる）。

現状では、ロシア当局は、法律に依らず大統領令や政府決定といった行政権の直接行使によって外資系企業の撤退プロセスをコントロールしようとしている。なかでも重要なのは、2022年9月8日付大統領令第618号で、これによって「非友好国」の企業・団体が出資する有限責任会社の持分処分には、ロシア財務省傘下の外国投資実施状況監督政府委員会（以下、外国投資政府委員会）の許可が必要になった（2017年初時点でロシアに登録されている営利法人の96%を有限責任会社が占め¹²⁾、外資系企業のロシア子会社の大部分も有限責任会社である）。また、10月15日付大統領令第737号によって、「非友好国」の企業・団体が出資する株式会社の株式処分も外国投資政府委員会の許可制になった。こうして株式・持分の処分を許可制にすることによって、ロシア政府は外資系企業の撤退プロセスを事実上コントロール下においた。

ただし、上記の制度には例外があり、2022年8月5日付大統領令第520号により指定された①戦略的企業（主として軍需企業や軍需関連研究機関）、②エネルギー設備製造・電力・石油精製・石油加工に従事する企業、③金融機関、④一定以上の埋蔵量を有する炭化水素資源・貴金属・非鉄金属鉱床の地下資源利用権を有する企業等、⑤サハリン1及びハリヤガ油田プロジェクト等々の株式・持分・権益の処分については、外国投資政府委員会ではなく、ロシア大統領による特別許可が必要であるとされた¹³⁾。つまり、これらの分野で活動する外資系企業の撤退は、通常よりもハードルが高くなるということを意味する。

なお、12月30日、ロシア財務省のホームページで、「非友好国」の企業・団体が出資する有限責任会社や株式会社の株式・持分の売却額については、評価額の50%未満とする指針が発表された（2022年12月22日付外国投資政府委員会小委員会議事録第118/1号）。これは、「ロシア側にとって不利な撤退を許容しない」という方針に基づく決定と言える。つまり、撤退する外資子会社の株式・持分は評価額の半値以下に値引きを余儀なくされることが決定した。

外国投資政府委員会や大統領の許可を得て、すでに撤退プロセスを完了している外資系企業の事例もあるようだ。だが、①外国投資政府委員会の事務処理能力の不足（殺到する申請を処理しきれない）、②外国投資政府委員会の許可発行手順の曖昧性（審査の期限や基準等が未設定で委員会の裁量の幅が大きい）、③事実上の2段階審査（外国投資政府委員会への申請前に管轄省庁、例えば自動車産業では産業商業省での事前承認が必要）といった事情により、全般的に撤退現場はかなり混乱しているという印象は拭えない。

また、持分・株式の売却利益や清算後の残余資金の外資系企業本社への送金についても大きな制限がある。具体的には、月1,000万ルーブル超のこれら支払いはS型特別口座に振り込まれる必要があるが、S型口座の資金を国外へ持ち出すことは禁じられている。これは、事実上、売却利益や残余資金が凍結されることを意味しており、撤退を意図している外資系企業にとっては極めて厄介な問題となっている。

おわりに

2023年1月末現在、ウクライナ東部での戦闘は激しさを増しており、ウクライナ全土へのミサイル攻撃も断続的に続いている。これは、ロシアが継戦能力をまだ維持しており、戦争遂行の意志を放棄していないことを意味する。つまり、西側による対ロ制裁はこれからも継続し、強化されることになるであろう。

制裁によるロシア経済への影響は、2022年には比較的軽微に終わったが、本格的な影響がでてくるのはこれからだという見方もある。実際、2022年12月5日から施行されたEUのロシア産原油禁輸と西側有志の上限価格設定によって、ウラル原油価格は大幅に低下しており、その影響はかなり大きそうだ。また2023年2月5日にはロシア産石油製品の禁輸と上限価格導入が始まる。天然ガスについては、制裁こそ発動されていないが、欧州向けの主要幹線パイプラインのうち、ノルドストリームとヤマル～欧州パイプラインは完全にストップ、ウクライナ経由も不安定で、正常に稼働しているのはトルコストリームくらいだ。インドや中国向けのエネルギーの供給増が近々に欧州での減少分をカバーするとは考えにくい。以上のことから、2023年には、石油ガス収入が大幅に減少し、ロシア財政がひっ迫する可能性はありえないことではない。

何よりも重大な点は、ロシアはビジネスパートナーとしての信用を大きく損ねてしまったということだ。西側諸国を中心とする外資系企業の大規模な縮退の動きがそれを物語っている。西側企業との関係断絶は、先端技術との遮断を意味し、長期的にはロシアの製品から競争力を奪い、ロシアの経済や産業の劣化と退行を促すであろう。この信用を取り戻すことは容易ではない。それを取り戻すには5年、10年、あるいはそれ以上といった長い時間が必要かもしれない。

【注】

1) 米国財務省外国資産管理室 (OFAC) による報告

https://home.treasury.gov/system/files/126/20221014_russia_alert.pdf

2) 台湾積体回路製造 (TSMC) がロシアへの供給を止めたことによって、CPU (中央演算素子) の生産をほぼ全面的にTSMCに委託していた (あるいは委託する予定だった) バイカル・エレクトロニクスやMCSTといったロシアの半導体メーカーは「最先端のCPUの開発・製造ができなくなった」という。太田泰彦「グローバル化の終焉とロシアの半導体サプライチェーン」『CISTEC Journal』(2022.11, No.202)。

3) <https://www.vedomosti.ru/economics/articles/2022/02/20/910166-minek-ponizit-prognoz>

4) https://www.cbr.ru/statistics/macro_itm/svs/bop-eval/

5) EU内部の対ロエネルギー制裁を巡る不調和が制裁の不徹底をもたらし、EU自体が対ロ制裁の「抜け穴」になったという見方については次を参照。鈴木一人「戦争と相互依存—経済制裁は武力行使の代わりとなるか」池内・宇山ほか『ウクライナ戦争と世界の行方』(東京大学出版会、2022年8月)、鈴木一人「対ロシア制裁が世界経済に与える影響」『世界経済評論』(Vol.66, No.5, 2022年9-10月)。

6) 2022年1～10月のEUによるロシアからのLNGの輸入は前年同期比42%増の178億m³だった。

<https://www.rbc.ru/politics/29/11/2022/6385463f9a794770a27c2373>

7) ロシアの中にも「世界的なネットワークからの遮断」が技術や科学の後退、ひいては人的資本の劣

化をロシアにもたらすと警鐘を鳴らす研究者もいる。V.E.ギムペルソン「制裁とその対抗措置の時代における人的資本－再配分をもたらす幾つかの帰結」(露語)『新経済協会ジャーナル』(No.3(55)、2022年、234-238頁)。http://www.econorus.org/journal/pdf/NEA-55.pdf

- 8) 「撤退を表明している企業」と「撤退を完了している企業」がイコールではないことに注意。ロシア戦略策定センターのデータの「譲渡売却による撤退」と「清算による撤退」には「表明」と「完了」の両方が含まれる。イェール大学の「撤退」も同様に「表明」と「完了」を含む。他方、キーウ経済大学のデータは「表明 (14.1%)」と「完了 (4.5%)」を区別している。ちなみに、2022年12月20日にスイスの研究者たちが「撤退完了」に焦点を当てた論文を発表している。それによれば、EU及びG7の企業 (1,404社) がロシアで保有する2,405社の子会社のうち2022年11月末時点で120社 (8.5%) がロシアからの撤退 (株式・持分の譲渡売却) を完了させているという。S.J.Evenett and N.Pisani, Less Than Nine Percent of Western Firms Have Devested from Russia, https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=4322502
- 9) <https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p221011.pdf>
- 10) 中居孝文「ロシアにおける外資系企業の撤退パターン」『ロシアNIS調査月報』(2022年12月号)を参照。
- 11) 第1 読会時点 (2022年5月) の外部管理法案は「ロシア経済にとって重要性を有する企業」を、①必需品の生産に従事している、②特定市場で独占あるいは寡占的地位を占める、③企業城下町を形成する、④公共調達における唯一のサプライヤーである、⑤事業停止によって人命損失や不当な価格上昇等の不利益を生む可能性がある企業と規定している。
<https://ria.ru/20220524/upravlenie-1790442922.html>
- 12) 松嶋希会『ロシア・ビジネスとロシア法』(商事法務、2017年9月、7頁)。
- 13) 2023年1月末時点でTotalEnergies (仏)、Enel (伊)、Schneider Electric (仏)、Baker Hughes (米) などのロシア子会社の株式・持分の売却が大統領指令によって承認されている。

II. ロシアにおける外資系企業の撤退事例

はじめに

2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻とそれに続く米欧日等の“西側諸国”による大規模な対ロシア制裁の発動は、ロシアにおける外資系企業の活動にも多大な影響を及ぼし、多くの企業が活動の制限、場合によっては撤退を余儀なくされている。

撤退への動きを最初に始めたのは欧米の企業であり、2022年第1四半期末の3月末から第2四半期末の8月半ば頃までは欧米企業の撤退表明のニュースが連日のように続いた。しかし、それ以降、撤退表明のテンポが鈍化し、撤退を表明する新たな欧米企業は一時期に比べると明らかに減っており、欧米企業の撤退の動きはやや踊り場に出た感がある。

他方、日本企業については、これまでは多くの企業が活動を停止し、次のアクションに備えて事態の推移を見守っている状況であった。だが、9月23日のトヨタ自動車の撤退発表後、9月30日にはトヨタ紡織、さらに10月11日には日産自動車が正式にロシアからの撤退を表明し、欧米企業より1四半期遅れて、日本企業の撤退の第1波が到来しようとしている。実際、帝国データバンクによると、ロシアに進出している国内上場企業168社のうち、7月22日時点では撤退を表明した企業の本数が5社であったが、10月25日時点ではそれが18社に増加している¹⁾。撤退を表明した日本企業はまだ全体の1割に過ぎないが、日本企業の撤退の動きは確実に始まっていると言える。

ロシアのメディア等を通じて、こうした外資系企業の撤退の事例を調べていくうちに、次第に撤退パターンの大まかな傾向がみえ始めた。本稿では、ロシア市場からの「撤退」について、欧米や日本の企業の事例を踏まえながら、その傾向を紹介することにした。

1. ロシアにおける外国企業の撤退状況

(1) 現時点の撤退は約2割

現時点のロシアにおける外資系企業の活動状況に関して、信頼できるデータを入手することはなかなか難しいが、ネット上で入手できる資料を3つほど紹介しておきたい。

ひとつはロシアの政府系シンクタンクである戦略策定センターが不定期に発表しているレポート²⁾である。戦略策定センターは9月9日時点のデータとして、これまでロシアで事業を行ってきた大手外資系企業600社を対象にこれら企業の活動状況を4つのカテゴリーに分け、その内訳を①事業活動の継続(266社、44.3%)、②一時停止や投資・広告活動の縮小による活動の制限(205社、34.1%)、③譲渡・売却による撤退(89社、14.8%)、④清算・廃業による撤退(40件、6.7%)としている。

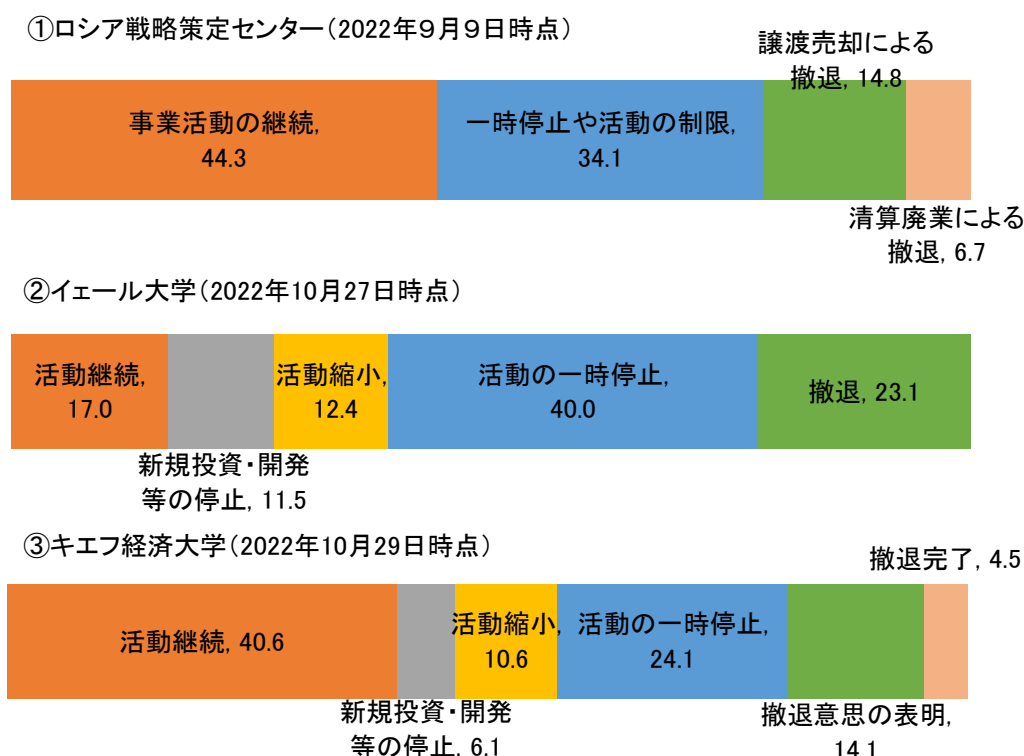
第2に、米イェール大学経営大学院のジェフリー・ソネンフェルド教授を中心とする研究グループによる調査³⁾で、1,387件(10月27日現在)の外資系企業を5つのカテゴリーに分け、①活動継続(236件、17.0%)、②新規投資・開発等の停止(160件、11.5%)、③活動縮小(172件、12.4%)、④活動の一時停止(499件、40.0%)、⑤撤退(320件、23.1%)と分類している。

第3に、ウクライナのキエフ経済大学による調査「Leave Russia」⁴⁾である。「Leave Russia」

では、2,941件（10月29日現在）の外資系企業の活動状況を6つに分類し、①活動継続（1,194件、40.6%）、②新規投資・開発等の停止（179件、6.1%）、③活動縮小（312件、10.6%）、④活動の一時停止（710件、24.1%）、⑤撤退意思の表明（414件、14.1%）、⑥撤退完了（132件、4.5%）としている。

この3つの資料は、それぞれ異なる政治的背景をもっているにも関わらず、いずれもロシアにおいて活動してきた外資系企業のおおよそ2割前後がすでに撤退を完了したか、あるいは撤退する意向を表明していると結論付けていることで共通している。したがって、現時点（2022年10月末時点）でおよそ2割の外資系企業がロシアから撤退完了あるいは撤退を決定していると考えて、ほぼ間違いないだろう。

図表1 ロシアにおける外資系企業の活動状況(構成比 %)



(2)「撤退」の方法

そもそも「撤退」とは何か。ある研究書の定義を借りると、それは「本国の親会社が在外子会社の企業活動に対する支配を放棄すること」とされ、具体的な企業行動としては、①現地法人の株式や持分の譲渡・売却、②会社の清算、③被合併、④収用または国有化、⑤休眠の5つに分類できるという⁵⁾。

撤退に向けた企業行動の中で、ロシアによるウクライナ侵攻から現在までの期間にロシアでみられるのは、主として①の「譲渡・売却」と②の「清算」で、このうち報道等で明らかになっている事例では「譲渡・売却」が圧倒的に多い。

②の「清算」については、「譲渡・売却」に比べて今のところ事例は少ないものの、最近になっ

て数を増やしつつある。上述のロシア戦略策定センターの資料によると、調査対象の600社のうち6.7%に当たる40社が、ロシアからの撤退方法として「清算・廃業」を選択している。

③の被合併については、「譲渡・売却」とみられる事例の中に実際には「被合併」に定義されるものがあるのかもしれないが、報道レベルの情報だけでは「被合併」かどうかを判別することは難しい。

④「収用または国有化」に関しては、まだ事例はない。ただし、当該企業の撤退がロシアの雇用や経済に大きな影響を与える可能性がある場合には、しかるべき法令を制定し、適用されるケースが今後でてくるかもしれない。そうした法令の一例として、現在ロシア議会で審議中の「外部管理法案」（「非友好国」の企業を親会社とする現地法人が活動を長く停止している場合、同法人に外部管財人を入れ、半ば強制的にその資産を処分できるようにする法案）を挙げることができる。ただし、この法案については、ロシア産業界の中からも反対意見が多く、現状ではロシア議会で採択される見込みは少ないと考えられている⁶⁾。

また、⑤の「休眠」（従業員の解雇を伴う企業活動の凍結）は現時点では事例があまり確認されていないものの、譲渡・売却の目途が立たず、とはいえ「清算」には踏み切れない企業あるいは様々な事情で清算他のオプションを選択するまで時間を要する企業（主として活動を「一時停止」している企業）のなかから、いずれ「休眠」を選択するところが増えてくると思われる。「休眠」を選択した企業は一定期間に「清算」するか、事業を「再開」するかをいずれ選択しなければならない。

したがって、現時点までロシアでみられる撤退の主要事例は「譲渡・売却」と「清算」と結論づけることができる。とくに、ロシア市場からの撤退方法として、今のところ多くの外資系企業が選択しているのが「譲渡・売却」である。譲渡・売却を選択する企業が多い理由としては、①売却すれば、撤退する企業には多少なりとも売却益が入る、②事業や雇用が継承される、③買戻しオプションなどを通じて将来ロシア市場に復帰する可能性を残している、といった点があげられるだろう。そして、譲渡・売却の場合、どこへ売るのが大きなポイントとなるわけで、以下では、これまでの事例から譲渡・売却先を①パートナー、②第三者、③現地経営陣の3つに分けて整理してみたい。

2. パートナーへの譲渡・売却

まず「パートナー」とは何かということについて、ここでは現地法人を運営するにあたって、業務上の協力関係（過去の協力を含めて）にあった組織と定義づけしておきたい。例えば、①合弁相手や共同出資者並びにコンソーシアム参加者（共同権益保有者）、②フランチャイジーや代理店、ディストリビューター、③元所有者や元出資者などがこれにあたるだろう。

(1) 合弁相手や共同出資者への譲渡・売却

合弁相手や共同出資者は、ロシア事業における最も緊密で信頼できるパートナーであり、撤退を意図する外資系企業にとっては、コールオプション（買戻し権）等の条件も含めて、もっとも望ましい売却先のひとつと考えられる。

売却先が合弁相手あるいはコンソーシアムのパートナーの事例としては、Ford（米）のケースを挙げることができる。2022年10月末、Fordはロシアの自動車メーカーであるソラーズ（ソルレスと表記されることもある）との合弁企業Ford-Sollersを解消し、合弁における持分（49%）を額面価格で合弁企業（Ford-Sollers）自体に譲渡することを発表した。その際、Fordは「世界情勢が変化した場合」に備えて、5年間の買戻しオプションを保持するとされている。

アフトヴァズにおけるRenault（仏）の撤退も、変則的ではあるものの、このパターンに当てはまるだろう。Renaultはロステクとの合弁企業Alliance Rostec Auto B.V.（ARA）を通じてアフトヴァズ（ARAが100%所有）を所有していたが、5月半ば、RenaultがARAの株式持分（67.61%）を中央自動車・自動車エンジン科学研究所（NAMI）に売却し、アフトヴァズの経営から手を引くことになった（ARAの残りの32.39%はロステクが所有）。この場合、NAMIは、事実上、ロステクのダミーと考えてよいだろう。2022年3月2日に発表されたEUの第3弾対ロ制裁パッケージが出された際にロステクが制裁対象に指定されたため、Renaultは直接的にはロステクとは取引できないからだ。また、この取引は、①売却額が「1ルーブル」であったこと、②6年間のコールオプション（買戻し権）が付いたことでも注目された。

また合弁相手や共同出資者への譲渡売却はエネルギー分野7)においても多くみられる。例えば、2022年5月にShell（英）が合弁企業ギダン・エナジーの持分50%を合弁相手であるガスプロムネフチへ、同じく5月にEquinor（ノルウェー）が合弁会社4社の持ち株それぞれ33.3%を合弁パートナーのロスネフチへ売却した事例を代表としてあげておく。ただし、石油ガス分野では、ひとつの会社がいくつも合弁企業や共同権益をもっていたりするので、一事例をもってロシアからの全面撤退なのかどうかを判断することは難しい（例えば、仏TotalEnergiesは2022年7月にハリヤガ油田の権益をザルベジネフチへ売却することを公表したが、ノヴァテクとの共同プロジェクトであるヤマルLNGやアークティックLNG2については今のところ態度をはっきりさせていない）。

(2)フランチャイジーや代理店への譲渡・売却

フランチャイジーは、出資関係こそないとはいえ、フランチャイザーにとってはなくてはならない存在であることからパートナーとってよいだろう。

このパターンの典型例は、McDonald's（米）によるフランチャイジー（シベリアで25店舗をフランチャイズ運営してきた実業家アレクサンドル・ゴヴォル氏）への売却である。この取引ではMcDonald's側が商標使用を禁じたため、新オーナー側はブランド名（新ブランド「フクスナ・イ・トーチカ」）やロゴ、商品名をすべて変更し、再出発することになった。また2022年10月には、KFCチェーン（約1,000店舗）を展開するYum! Brands（米）がイジェフスクを本拠とするフランチャイジー（スマルト・セルヴィス社）にロシア事業を売却する手続きを開始した。さらにスペインのファッションブランドMangoもロシアで展開してきた55店舗をフランチャイジーへ6月に売却している。

代理店への売却としては、2022年10月末、Mercedes-Benzがモスクワ州で工場を稼働させるロシアの製造子会社（Mercedes-Benz Manufacturing Rus）をディーラーであるアフトドームへ買戻し権付で売却することを明らかにした。ロシア産業商業省が自動車生産を継続させるために技術

的パートナー選定で支援を行うとしているが、カーディーラーが工場を運営し、自動車を実際に製造できるのかといった疑問があり、この取引には不可解な点も多い。同じく工場を含む資産を販売代理店に譲渡する事例としては、英国のBritish American Tobacco (BAT) のケースを指摘できる。

図表2 パートナーへの譲渡・売却の事例

譲渡・売却先	撤退表明企業
合弁パートナー、共同出資者	Ford (米、自動車)、Renault (仏、自動車)、Shell (英、石油ガス)、Equinor (ノルウェー、石油ガス)、Enel (伊、電力)、Global Blue (スイス、小売)、日産 (日、自動車)、McKinsey (米、コンサル)、AAK (スウェーデン、植物油)、Knorr-Bremse (独、自動車部品)
フランチャイジー、代理店、ディスプレイとビューター	McDonald's (米、外食)、Yum! Brands (米、外食)、Mango (スペイン、小売)、Mercedes-Benz (独、自動車)、Imperial Brands (英、タバコ)、British American Tobacco (英、タバコ)
元所有者・元出資者	Societe General (仏、金融)、Renault (仏、自動車)

(3)元所有者・元出資者への譲渡売却

その他、元所有者・元出資者も、ある意味でパートナーと呼んでよいだろう。この事例としては、Societe General (仏) によるロスバンクのインテルロス (インターロスと表記されることもある) への売却をあげることができる。5月18日、Societe Generalは、保有していたロスバンクの株式99.4%のすべてをインテルロスへ売却したと発表した。著名な実業家ポターニン氏を総帥とするインテルロスは、ロスバンクの創設者にして元の所有者であった。なお、売却後もロスバンクは「Societe Generalの特権的パートナーの地位を維持する」としている。

また、Renaultによるモスクワ市への売却もこれにあたるかもしれない。Renaultのロシア事業には、上述のアフトヴァズ (トリヤッチ市) とは別に、同社100%所有の子会社ルノー・ロシアがあり、ルノー・ロシアのモスクワ工場でRenaultブランドの乗用車を製造してきた。ルノー・ロシアは、もともと1998年にRenaultとモスクワ市が設立した合弁アフトフラモスを起源としており、2012年にRenaultがモスクワ市の出資分をすべて買収したことで名称をルノー・ロシアへ変更したという経緯がある。したがって、モスクワ市政府はRenaultにとっては元合弁パートナーであり、そうした経緯もあって今回、救いの手を差し伸べたと考えることができる。

3. 第3者への譲渡・売却

(1)同業他社への譲渡売却

ロシア事業を譲渡すべきパートナーがいない場合 (例えば、100%出資企業あるいは合弁相手等がいてもパートナー側を買収する意欲や資力がない場合等)、撤退する企業にとっては、第3者への売却が次の選択肢に入ってくるだろう。その際、第3者の売却先として浮上してくるのが、同業他社、すなわち撤退する企業がロシアで事業していた時には、ある意味でライバルだった会社

である。また厳密に言えば、同業ではないが、主要事業に関連する上流あるいは下流へのビジネス拡大を企図する企業も潜在的な売却先となるケースもある。

同業他社としては、ロシア国内におけるPizza Hutチェーンのマスターフランチャイズ権をもつ Amrest（ポーランド）が、ロスティク・グループ（イル・パティオ、プラネタ・スシ、Friday'sなどのレストランチェーンをロシアで展開）の系列会社（ノイM）に事業を売却した事例をあげることができる。ロシアで130店舗を展開するStarbucks（米）も同様のパターンで、同社はロシア各地でカフェ・レストラン事業を展開するシンディカへロシア事業を売却した。2022年8月半ば、シンディカ社はStarbucksの旧ノーヴィ・アルバート店を、新ブランド（Star Coffee）に模様替えし、営業を再開させた。大きな投資なしに店舗網を拡大できる点がこうしたケースの買い手のメリットとなる。

製造分野では、米国の穀物メジャーBungeが、ロシア事業（ヴォロネジ州のヒマワリ油工場を含む油糧作物加工事業）をエクソオイル・グループ（リペツク州で油脂工場を所有）へ9月半ばに売却することで合意したケースがあげられる。また2022年10月28日、フィンランドのNokian Tyres（レニングラード州に従業員1,600人のタイヤ工場）がタトネフチと約4億ユーロでロシア事業売却する契約を締結した。タトネフチは、関連会社のタトネフチェヒムインヴェストを通じてニジネカムスク・タイヤ工場を傘下においており、Nokian Tyresの買収によってタイヤ事業の拡大を企図していると考えられる。

その他、同業ではないが、関連分野へのビジネス拡大を企図する会社への売却としては、Siemens Energy（独）がロシア電力大手のインテルRAOに対し、①シロヴィエ・マシーヌイとの合弁であるガスタービン工場のSiemens Energyの持分（65%）、②ヴォロネジ変圧器工場の全株式を売却した事例を挙げることができる。またフィンランドの乳製品メーカーValioがロシアの食肉会社ヴェルコムへ、モスクワ州に建設したチーズ工場を含むロシア事業を売却した件も同様のケースと言える。

（2）第3国企業への譲渡売却

最後に、同業他社への売却のうち、ロシアの企業や投資家ではなく、第3国の企業へ売却する事例も少数ながらでてきているので紹介したい。米国の家電メーカーWhirlpoolは、2022年8月末にリペツク工場（冷蔵庫と洗濯機の年間生産能力280万台、従業員数は約2,500人）を含むロシア資産をトルコの家電大手Arcelik（BEKOのブランドで現地生産を含めロシアで広く事業展開）へ売却する取引を完了させた。売却金額は2億2,000万ユーロと報道されている。

ロシア以外の第3国の企業への売却としては、Arcelikに代表されるようにNATO加盟国でありながら対ロシア制裁に参加していないトルコの企業が売却候補先として、いくつか名前があがっている。ベルギーのAB InBev（Budweiser等をロシアで製造販売）によるトルコAnadolu Efesへの売却交渉がその一例である。欧米日等の企業がロシア事業を停止・縮小する中で、トルコ企業はひそかにロシア市場において拡大の機会をうかがっているのかもしれない。

ちなみに、ロシアにとって「友好国」であるはずの中国企業への売却は、欧米企業が忌避するためか、今のところほとんど事例がない。また米欧日をはじめとする対ロ制裁参加国（ロシア側からは「非友好国」と認定）の企業への売却も当然ながらまったくない。

図表3 第三者への譲渡・売却の事例

譲渡・売却先	撤退表明企業
同業他社ほかロシア企業	Amrest (ポーランド、外食)、Starbucks (米、外食)、Bunge (米、食品)、Nokian Tyres (フィンランド、タイヤ)、Siemens Energy (独、機械)、Valio (フィンランド、食品)、Bonava (スウェーデン、建設)、Ball Corporation (米、アルミ容器)、Goodvalley (デンマーク、養豚)、Huhtamaki (フィンランド、包装材)、Amedia (ノルウェー、印刷)、Jotun (ノルウェー、塗料)、OTIS (米、昇降機)、Granit Polus Group (ハンガリー、小売)、Ponsse (フィンランド、林業機械)、SOK Retail (フィンランド、小売)、Jabil (米、電子機器)、Atria (フィンランド、食品)、Raisio (フィンランド、食品)、PPF Group (チェコ、農業)、Fazar (フィンランド、食品)、Accenture (アイルランド、コンサル)、Kinross Gold (加、鉱業)
第3国企業	Whirlpool (米、家電)、AB InBev (ベルギー、食品)、OBI (独、小売)、Levi Strauss (米、衣料・小売)、Trafigura (シンガポール、石油取引)、LPP Group (ポーランド、日用品)、Reebok (米、スポーツ用品)
管理会社・ダミー会社	Linus Agro Group (リトアニア、飼料製品)

(3) 管理会社またはダミー会社への売却

今のところ数的には少ないものの、これまでに同業でも関連分野での活動実績もまったくない第3者企業への譲渡・売却といった事例が散見される。例えば、2022年9月、リトアニアのLinus Agro Group (バルト三国最大の農産物・食品の生産者) は、ロシアの子会社ヴィトメク (トヴェリ、クルスク、ニジェゴロド各州で家畜・家禽用飼料添加物を製造) を不動産会社アヴェントゥス・ファイナンス (本社モスクワ) に売却した。だが、アヴェントゥス・ファイナンスは商業用不動産の管理及び投資を専門とする会社で、飼料添加物の製造はおろか農畜産業ともまったく関係がない。

ロシアの法律専門家は、この事例を「前所有者の実質的な管理を残したままの名目上のオーナー交代」と指摘、『『非友好国』の所有者に該当しないロシアの名目上の所有者を作る』という資産管理スキームのひとつであり、それによって「多くの外国人実業家が恐れている没収などのリスクが軽減される」と説明している⁸⁾。このケースでは、法的にはロシア子会社の所有者は変更するが、実質的には前所有者が事業を継続する、いわば「隠れた事業継続」と言える。こうした事例は表に見えないだけで、まだ他にも実例があるかもしれない。

4. 現地経営陣への譲渡・売却

(1) マネージメント・バイ・アウト(MBO)

パートナーへの売却、第3者への売却とみてきたが、3番目の選択肢として「現地経営陣」への売却、いわゆるマネージメント・バイ・アウト (Management Buy Out、MBO) をあげること

ができる。実はウクライナ侵攻後のロシアからの撤退の場合、このケースがかなり多い。ここでいう「現地経営陣」とは、外資系企業のロシア子会社の主としてロシア人幹部を意味し、個人の場合には1名も場合もあるし、複数人のケースもある。また現地経営陣が所有する会社あるいは新たに設立した会社への譲渡や売却もこのケースに含まれる。

MBOは生産に従事し、従業員の数も多い製造分野の企業でも幾つか事例が出てきており、例えば、タイヤメーカーのMichelin（仏）が2022年6月末に現地経営陣へロシア事業を譲渡する意向を発表した。モスクワ州に工場を有するMichelinはロシアで約1,200人の従業員を抱えている。またデンマークのDanfoss（2カ所に省エネ機器工場、従業員600人）でも、ロシア子会社の現地経営陣への売却が決まっている。

これらのメーカーが現地経営陣への売却という選択を行った理由については、①買い手を探したが見つからなかった、②将来ロシア市場に戻ってくる場合に買戻しが比較的容易である、③会社清算の場合における従業員の解雇にともなう訴訟や労働争議のリスクを避けたかった、といった点が考えられる。とくに工場をもつ企業の場合、撤退に際して解雇の問題が重くのしかかってくる（ロシアでは労働者の権利が法律上も厚く保護されており、また雇用の維持に関して、労働組合だけでなく、連邦政府や地方政府からも強い圧力がかかるケースが多い）。他方、現地経営陣が新会社を引き継いだとしても、原材料や部品の調達など、これまで旧親会社が構築したサプライチェーンやネットワークを引き継ぎ、利用できるのかといったことなど、MBOには不透明な点や課題も少なくない。

他方、生産をとまなわない販売・サービス会社による現地経営陣への売却のケースもかなり多い。フィンランドのKONE（エレベーター）、米国のBeam Suntory（ウイスキー）、スペインのRoca（衛生陶器）、米国のSephora（化粧品・香水）、スウェーデンのElectrolux Professional（家電）などが撤退の方法として、現地経営陣への売却を選択している。また物流ではドイツのKuehne+Nagel、保険業界ではスイスのZurich Insuranceがこの方法を選んだ。その他、エネルギー関連機器のAir Liquide（仏）や石油ガス開発サービスのHaliburton（米）やBaker Hughes（米）もMBOを選択している。だが、両社はエネルギー部門の企業であるため、2022年8月5日付ロシア大統領令第520号が指定する制限に引っかかる可能性があり、場合によっては譲渡・売却がロシア当局に認められないこともありうる（注7を参照）。

全般的に、マネージメント・バイ・アウト（MBO）の場合、現地経営陣には財力の限界があるケースも多く、パートナーや第三者企業への売却に比べて、無償譲渡を含めて、かなり低額で資産が売却される事例が少なくないのではないかと推測される（MBOの例ではないが、Renaultはアフトヴァズの持分を「1ルーブル」で売却した）。戦争及び制裁という状況下で売却先も限られ、会社清算による解雇への従業員やロシア当局の反発も強まる中で、MBOという撤退パターンの選択は、おそらく今後も増え続けていくものと予想される。

（2）MBO+第3者への売却

他方、MBOと第3社への売却を組み合わせ、撤退する事例もみられる。例えば、フランスの電機機器メーカーのSchneider Electricの場合、ロシア国内に5つの製造拠点、4カ所のサービスセンター、3カ所の物流拠点を有しているが、そのうち2カ所の製造拠点と2カ所のサービスセ

ンターは、現地経営陣によって設立された新会社（System Electric）に譲渡された。他方、1カ所の製造拠点（を所有するロシア子会社の全株式）に関してはロシアのアクロン・インダストリヤ社に売却された。このようにロシア事業の規模が大きく、事業内容も多岐にわたる場合には、Schneider Electricのケースのように、MBOと第3社への売却を組み合わせるパターンが今後でてくるかもしれない。

図表4 MBOの事例

譲渡・売却先	撤退表明企業
MBO	Michelin（仏、タイヤ）、Danfoss（デンマーク、機械）、Kone（フィンランド、昇降機）、Beam Suntry（米、酒類）、Roca（スペイン、衛生陶器）、Sephora（米、化粧品）、Electrolux Professional（スウェーデン、家電）、Kuehne+Nagel（独、物流）、Zurich Insurance（スイス、保険）、Air Liquide（仏、エネルギー機器）、Haliburton（米、油田サービス）、Emerson Electric（米、計測機器）、Traton（独、自動車販売）、Milford（独、紅茶）、Samsonite（米、スーツケース）、Lndab（スウェーデン、排水機器）、Tchibo（独、コーヒー製造）、Baker Hughes（米、油田サービス）、Tetra Pak（スイス・スウェーデン、包装容器）、Wartsla（ポーランド、船舶機器）、Freedom Holding（米、証券）、YIT（フィンランド、建設・不動産）、Wella（米、ヘアケア用品）、Stora Enso（フィンランド、製材・製紙）、Inchcape（英、自動車販売）、SKF（スウェーデン、ベアリング）、Dr.Oetker（独、食品）
MBO+売却	Schneider Electric（仏、電気機器）

5. 会社の清算

上述した方法でいずれも譲渡・売却できなかった場合、残された選択肢のひとつは「会社の清算（＝解散）」ということになる。しかし、撤退を志向する外資系企業の多くは、現状ではまずは「譲渡・売却」を模索しているところであり、「清算」の事例は今のところそれほど多くはない。その意味で「清算」は多くの企業にとって最後の選択肢と言えるが、今後、譲渡や売却を試みて果たせなかった企業が増えてくるとともに、「清算」（破産を含む）という撤退方法を選ぶ事例も徐々に増加していくと予想される。

（1）清算・廃業による撤退

ロシア戦略策定センターは、ロシアに進出した大手外資系企業の中で「ロシア事業を新たなオーナーに譲渡することなくロシアから撤退、すなわち清算・廃業する旨を表明」した事例が、2022年9月9日時点で40件存在すると指摘している⁹。具体的にはABB（スイス、電子機器・ロボット）、GM（米、自動車）、LEGO（デンマーク、玩具）、Nokia（フィンランド、通信機器）、Ericsson（スウェーデン、通信機器）、Grundfos（デンマーク、ポンプ機器）などがそこに含まれる模様だ。

2022年9月23日に発表されたトヨタ自動車のケースも基本的に「清算」と理解してよいだろう。発表によると、同社はロシアにおける生産拠点である「ロシアトヨタ有限会社サンクトペテルブルク工場での生産事業を終了することを決定」した。従業員は全員解雇されるが、ロシア産業商業省によれば、その際、「従業員には、すべての社会保障義務が果たされるとともに、多額の追加補償金が支払われる」とし、「工場の今後の活用については産業商業省とサンクトペテルブルク市政府がシナリオを検討していく」という¹⁰⁾。さらにサンクトペテルブルク市政府は「トヨタは解雇予定の従業員に対し、これまでにない規模の社会的支援策を講じた」と評価している¹¹⁾。ここから分かることは、「清算」に際してトヨタ自動車側が、①所管省庁である産業商業省及び地元のサンクトペテルブルク市政府とかなり綿密な相談と交渉を行ったこと、②解雇する従業員に対し、通常の解雇のケースに比べて、より手厚い補償を提供したことである。従業員の解雇という最もセンシティブな課題を、当局との密なコミュニケーションと手厚い補償という形でトヨタが乗り切ったことがみてとれる。

(2) 清算＋譲渡売却

清算と譲渡売却を組み合わせた対応もみられ、ドイツのVolkswagen（以下VW）とオランダのIKEAの事例がそれに当たる。

VWはGAZ（旧ゴーリキー自動車工場）の敷地の一角を利用してSkodaのOctavia、Kodiaq、Karoq、VolkswagenのTaosといったモデルを製造してきたが、7月5日に閉鎖され、清算手続きが行われることになった。閉鎖にあたって、VW側は従業員（約200人）に対し、希望者全員に平均給与の6カ月分に当たる補償手当を支給することを前提に自主退職勧告を行い、従業員の大半がこれに応じた。VWとしては、本来、GAZに従業員や生産設備を引き取ってほしかったところであろう。だが、2022年5月25日、4年間延期されていたGAZに対する米国の制裁が発効したことから、同社との取引には二次制裁のリスクが発生し、GAZへの売却を諦めたようだ。他方、VWはロシアでニジノヴゴロドとカルーガの2カ所に生産拠点を有しており、ニジノヴゴロド工場の方は清算することになったが、カルーガ州のグラブツェヴォ工業団地にある工場については売却の意向を示している。ただし具体的な売却先については、カザフスタンのAsia AutoやオーストリアのSteyr Automotiveといった名前が挙がっているものの、最終的にはまだ決まっていない。

2022年8月、IKEAの持株会社であるIngka Holding Europe（オランダ）がロシアにおけるIKEAの事業運営会社であるイケア・ドームの清算申請書類を連邦税務庁に提出した¹²⁾。IKEAは、2000年3月にモスクワに第1号店を開設して以来、ロシアの12都市で26店舗を展開してきた。またこれら店舗へ家具を供給するためにロシア国内に4カ所の生産拠点（3つの家具工場とひとつの製材工場）を建設し、稼働させてきた。今回、清算対象となるのは店舗の方で、10月半ばにはロシア各地のIKEAの店舗及び関連施設で働く従業員1万2,000人のうち1万人が解雇された。他方、4カ所の工場については、IKEA側は売却する意向で、すでにAFKシステムなどと交渉を行っている。

(3) リブランディング型の清算

やや変則的な清算のパターンと言えるのが、4大会計事務所の事例である。2022年3月6日か

ら3月8日にかけて、PwC、EY、KPMG、Deloitteは、それぞれのロシアのメンバーファームをグローバルネットワークから「離脱」させることを相次いで発表した。残されたロシアのメンバーファームはそれぞれ新会社（PwC→Technologies of Trust、EY→B1、KPMG→KEPT、Deloitte→BST）を設立し、6～7月に新会社はそれぞれ業務を開始した。これにより4大ファームと新会社とは法的には無関係の状態になった。とはいえ、新会社には旧ファームのスタッフの多くが再雇用され、実態的には、新会社がロシアでの旧ファームの事業を継承した形になっている。会計事務所は工場や生産設備等の大きな固定資産をもたず、「人こそ資本」といった組織の性格ゆえに、こうした方法を短期かつスムーズにできたのだと思われる。これらのケースは法的にみると「清算」にあたると思われるが、実態的には「看板の掛け替え（リブランディング）」に近いケースと言える。

おわりに

以上、ウクライナ侵攻開始から現時点までのロシアにおける外資系企業の撤退パターンを大まかに整理した。今後、ウクライナ戦争や対ロシア制裁の長期化が現実視される中で、ロシアでのビジネスの継続を諦め、ロシア市場からの撤退を決断する外資系企業は増えていくことは残念ながら疑いのないところである。

今後、撤退を決めた日本企業がスムーズに手続きを進められるようクリアしておくべき問題は多い。第1に、ロシア政府による対抗措置である。基本的に、ロシア政府は外資系企業のロシアからの退出に異を唱えており、撤退への協力には後ろ向きであるところか、対抗措置となる法律や大統領令等を交付してくる可能性がある。例えば、ロシア議会で審議中の「外部管理法案」（上述）や「刑法典第201条改正法」（対ロ制裁に協力した個人や法人に対して罰則を科す法案）である。現状では、両法案が採択される見込みは少なくなっている模様だが、情勢によっては議会で可決される可能性はゼロではなく、注意が必要である。

第2に、外資系企業の撤退に際しての政府省庁や地方政府の権限や役割の確認である。これまでの事例からみて、外資系企業が撤退する場合、外国投資政府管理委員会、連邦反独占局（FAS）、中央銀行、連邦政府省庁（産業商業省、財務省等）、そして地方政府がそれぞれ管掌分野と権限をもち、撤退プロセスに関与してくるようだが、それについて、はっきりと整理された情報がない¹³⁾。

【注】

- 1) https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p221011.pdf?fbclid=IwAR1nFvslvxaD21GJq_dh_nyE-GBrxVQmCz5r2IkhDCQH0CNcyeweCrDKiKE
- 2) 戦略策定センター「外国ビジネスの概況：去るべきか、残るべきか」（<https://www.csr.ru/ru/publications/kartina-inostrannogo-biznesa-uyti-nelzya-ostatsya/>）。本誌関連記事「ロシアにおける外資系企業の活動状況-戦略策定センターレポート-」を参照。
- 3) <https://som.yale.edu/story/0/over-000-companies-have-curtailed-operations-russia-some-remain>
- 4) <https://leave-russia.org/>
- 5) 洞口治夫『日本企業の海外直接投資-アジアへの進出と撤退』（東京大学出版会、1992年、107頁）。

- 6) ロシア産業家企業家連盟のアレクサンドル・ショーヒン会長は、ロシアメディアに対し、「外部管理法案は、すでに多くの点で役割をほぼ終えており、ロシア議会国家院（下院）の秋の会期における政府の優先事項には含まれないだろう」と述べ、さらに同法案が議論の俎上に上がったこと自体が「資産移転のプロセスに前向きな影響を与え」、「本法案の恐ろしさ自体によって人々は資産移転の決定を後回しにするのではなく、より迅速な決断をするようになったのだ。実はこの機能が本法案の主な目的だったのである」と語っている。（Interfax,2022.9.7, <https://www.interfax-russia.ru/far-east/news/shohin-zakonoproekt-o-vneshnem-upravlenii-utratil-aktualnost-ne-stoit-v-chisle-prioritetov-na-osennyuyu-sessiyu>）
- 7) なお、2022年8月5日付ロシア大統領令第520号によって、①戦略的企業（主として軍需企業及び軍需関連研究機関）、②エネルギー設備生産企業及び関連サービス企業、電力・石油精製・石油加工企業、③金融機関、④一定以上の埋蔵量を有する炭化水素資源・貴金属・非鉄金属鉱床の地下資源利用権を有する企業等々の株式及び持分、ならびに⑤生産物分与契約（PSA）に基づくサハリン1及びハリヤガ油田の締約者が保有する持分及び権利については、2022年12月31日までの間、当事者同士の取引を禁止し、株式・持分・権利を売買するにはロシア大統領による承認が必要となった。この方針にしたがって、大統領指令によって、TotalEnergiesが保有するテルネフチェガスの株式のノヴァテクへの売却（9月5日付）、伊ENELが保有するエネル・ロシアの株式のルクオイル及びガスピロムバンク・フレーションへの売却（9月30日付大統領指令）が承認された。
- 8) Vedomosti(2022.10.5), <https://www.vedomosti.ru/realty/articles/2022/10/05/943910-linas-agro-group-prodala-aktivi>
- 9) 注2と同じ。
- 10) RIA Novosti(2022.9.23), <https://ria.ru/20220923/toyota-1818920767.html>
- 11) Fontanka(2022.9.23), <https://www.fontanka.ru/2022/09/23/71680844/>
- 12) IKEAグループは、ロシアにおいてDIYチェーンであるIKEAの店舗を展開するとともに、ショッピングモールのMEGA（ロシア各地に14カ所）を運営しているが、今のところMEGAについては売却あるいは清算の話はでていない。Vedomosti(2022.8.16)
<https://www.vedomosti.ru/business/articles/2022/08/16/936189-ikea-nachala-likvidatsiyu-ikea-dom>
- 13) 2022年9月8日付ロシア大統領令第618号によって「非友好国」と関係を有する者（法人及び自然人）は、「有限責任会社」（ロシアにおける外資系企業の現地法人は大半が有限責任会社である）における定款資本金の保有・利用・処分に際して「外国投資管理政府委員会」の特別の許可を得なければならないとされた。この許可の手順については、本大統領令公布から10日間以内にロシア政府が策定することとなっていたが、10月31日現在、まだ明らかになっていない。

【参考資料】

- ・ロシア進出企業情報提供ポータル
<https://www.jp-ru.org/>
- ・ロシア情報データベース
<https://www.jp-ru.org/db/>

Ⅲ. 試練を迎えた日ロ貿易－戦争による激動の2022年

はじめに

本稿では、日本財務省の貿易統計にもとづいて、2022年の日本とロシアの貿易に関し、データを取りまとめて紹介する。

2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻から1年以上が経過した。この間、日ロ貿易は戦争と制裁、そしてロシア側が繰り出す対抗措置の影響を強く受けた。1956年の日ソ国交回復以後、両国（当時ロシア側はソ連）の貿易は本格化した。その間、ロシア貿易に従事する日本企業は、ソ連によるアフガニスタン侵攻（1979年）やソ連邦解体（1991年末）といった貿易の根幹を揺るがす出来事を何度か経験した。だが、今回のロシア・ウクライナ戦争は、これら出来事を上回るインパクトの重大事件となった。以下では、激動の1年となった2022年の日ロ貿易を総括する。

なお貿易統計に関しては、2021年から財務省は、3月に前年の「確々報値」を発表し、1年分の修正を加えた「確定値」については11月に発表するようになった。したがって、以下に掲載する2021～2022年のデータは、「確定値」ではなく、「確々報値」ということになるので、ご了承ください。

さて、本資料では財務省発表の円表示の貿易統計を独自にドル換算して示している。その際に、図表1、2、3、4、8、10、13が月ごとの為替レートで換算した数値を積み上げたものであるのに対し、図表7、9、11、12は年平均レートで単純に換算したものであり、したがって両者は総額が微妙にずれているので、ご注意ください。

1. 2022年の日ロ貿易

(1) 日ロ貿易の概況

2020年、2021年と2年間にわたる新型コロナの流行の影響で、日ロビジネスは様々な活動制限を受けた。2022年に入って、世界的に行動制限が緩和される機運が高まり、日ロビジネスもいよいよ本格的に再開かという時に、ロシアによるウクライナ侵攻がすべてを一変させた。

こうした戦争の影響を受けて、2022年の日ロ貿易は、輸出入合計で200億1,820万ドルとなり、かろうじて200億ドルの大台を保ったものの、前年比で8.9%の減少となった。負の影響は日本側の輸出に色濃くでて、2022年には46億7,938万ドル（前年比40.5%減）と大きく落ち込んだ。他方、ロシア・ウクライナ戦争に伴う資源価格高騰の影響を受けて、日本側の輸入は153億3,882万ドル（同8.8%増）とプラスを記録した（図表2）。

なお、同じく図表2より円表示での実績をみると、日本側の輸出は6,040億円（前年比30.0%減）、輸入が1兆9,690億円（26.9%増）、輸出入合計で2兆5,730億円（6.6%増）となり、ドル表示では前年割れした輸出入合計が円表示では逆にプラスを示す結果になった。2022年前半から進行した円安の影響が明らかだが、日ロ貿易に限らずロシアの貿易は、ロシア主要銀行に対する制裁や

SWIFTからの排除の影響によって「脱ドル化」及び「脱ユーロ化」が全般的に進んでおり、日ロ貿易の場合も、より正確な実態を示しているのが、ドル表示なのか、あるいは円表示なのか、ドル決済を基本としていたウクライナ侵攻前に比べると判別しにくい状況が現れつつある（なお、ロシア財務省のデータによると、2022年1月にはロシアの輸出取引ではドルとユーロによる決済が87%を占めていたが、同年12月にはその比率が48%に低下した。同様に輸入取引では、ドル・ユーロ決済の比率が2022年1月の65%から同年12月には46%に落ち込んだ）。

また図表2から2022年の日ロ貿易を月別にみると、輸出入合計ではロシアによるウクライナ侵攻と対ロシア制裁の影響がでてくる2022年3月以降、低下傾向が強まった。輸出については大きく落ち込んだ4～5月を底にして6月以降はやや盛り返したものの、前年に比べると大幅に低い水準で推移している。他方、輸入に関しては、前年からの資源高や円安等の影響により2022年8月までは前年の水準を上回るペースで推移したが、9月以降はロシアからの原油の輸入が途絶したことが大きな要因となって前年割れが続いている。

(2)ロシアへの輸出

ロシアへの輸出では、2022年3月に日本の主要自動車メーカーが、戦争勃発に伴う物流の混乱等を理由として相次いでロシアへの出荷を停止、それによって長く日本からの対ロ輸出を牽引してきた新車の輸出（2021年には日本の対ロ輸出全体の24.9%）が2022年5月以降、事実上ゼロが続いており、壊滅状態に陥った（図表8）。日本からの新車の輸出台数が2万台を切るのは2002年以来、20年ぶりのことである。こうした輸出の激減やロシアでの現地生産の停止に伴い、ロシアにおける日本車の新車販売台数も大幅に落ち込み、欧州ビジネス協会（AEB）の資料によれば、2022年には5万8,980台（前年比75.9%減）になった。

他方、それとは逆に中古車の輸出は活況を呈し、14年ぶりに輸出台数が20万台を突破した（51万7,456台を記録した2008年以来）。ロシアでは欧米や日韓からの新車輸入と国内生産が激減していることから、乗用車の需要が中古車にシフトしているためだ（とくにロシアでは日本車の人気が高い）。この結果、図表7にみるとおり、2022年の対ロシア輸出品構成において中古車は41.4%を占めるに至った（2021年には11.4%）。

自動車部品については保守・メンテナンスなどのアフターサービス用に一定量の輸出が続いているが、ロシア国内において日本の自動車メーカーの工場がすべてストップしているため、工場での新車組立用に輸出される部品はほぼゼロとなっている。周知のとおり、2022年9月23日にはトヨタ自動車がサンクトペテルブルグ工場の生産を終了させ、10月11日には日産自動車がロシア事業をロシアの自動車エンジン中央科学研究所（NAMI）に譲渡することを発表した（その後、日産サンクトペテルブルグ工場はNAMIからアフトヴァズへ移管されている）。ロシアに工場をもつマツダやいすゞもロシア側パートナーとの合弁企業を解消しており、今後、工場用の自動車部品の輸出が復活することはおそらくないであろう。

2022年に日本政府は対ロシア輸出禁止措置を5弾にわたって発表した（施行日は3月18日、4月5日、5月20日、6月17日、10月7日）。輸出禁止品のHSコードがすべて発表されているわけではないので、日本政府による輸出禁止措置の影響の規模を数値化することは難しいが、主要な制裁対象品について規模の大きい順でみると以下のとおり。6月17日禁輸が施行された貨物自動

車の輸出は前年比63.7%減の1億3,766万ドル（2021年は3億7,912万ドル、以下同）、ブルドーザー（6月17日）は73.6%減の5,698万ドル（2億1,548万ドル）であった。また3月18日施行の工作機械が78.9%減の396万ドル（1,874万ドル）、半導体等電子部品が72.1%減の149万ドル（534万ドル）と、いずれも大幅に輸出を低下させている。

その他、過去数年間にわたって順調に伸びてきた医療用機器の対ロ輸出は、人道的理由により制裁対象から除外されているにもかかわらず、2022年には前年比42.3%減の3,533万ドルと、やはり大きく落ちこんだ。

（3）ロシアからの輸入

輸入では、サハリン1のプロジェクト・オペレーターを務めてきたエクソン・モービルの撤退などにより、同プロジェクトにおいて2022年5月以降、原油生産が長く停止してしまったことなどの影響を受け、原油の輸入が6月にゼロを記録し、9月以降は途絶した（図表10）。また、2022年12月5日、日本政府はG7やEUと協調し、ロシア産の海上輸送による原油に対して上限価格制を導入した（現状で1バレル当たり60ドル）。これにより現状でバレル70ドルを上回るSOKOL原油（サハリン1）や東シベリア・太平洋パイプライン（ESPO）経由で出荷される原油銘柄であるESPOブレンドは、油価が上限価格を下回らない限り、原則として輸入できなくなった（ただし、G7やEUとの取り決めによりサハリン2の原油〔ガスコンデンセート〕は例外とされる）。

一方、LNGについては、今のところ量的には大きな変動なく、輸入が続いている（数量ベースで前年比4.6%増）。日本にLNGを供給しているサハリン2の新事業会社への日本企業（三井物産と三菱商事）の参加が2022年9月に決まり、新事業会社と日本の電力・ガス会社との契約もほぼ無事に更新できたことから、ロシアからのLNGの供給は当面確保できそうな見通しとなっている。ただし、これまでサハリン2のオペレーターとして同プロジェクトを牽引してきたシェルや、サハリン2の石油ガス掘削サービスを提供してきた企業（シュルンベルジェ等）がロシアから撤退したことから、今後事故等の不測の事態に見舞われた場合、技術的に困難な状況に陥り、LNGの供給に影響がでてくるケースもありうる。

金属（とくにパラジウムとアルミニウム）に関しては全体として輸入量の低下が観察されるものの、当初懸念されていたような供給不安は今のところ発生していない（図表12）。とはいえ、英ロンドン金属取引所（LME）でロシア産金属の新規受け入れを禁止する可能性について協議に入ったことに加え、米国やカナダがロシア産アルミニウムに対し関税を大幅に引き上げた。こうした外圧の高まりを受けて、日本でもロシアからの調達は今後先細っていく可能性は否定できない。

魚介類に関しては、米国とEUによる一部禁輸等が影響して、日本などアジア中心に向けられているのか、魚介類の輸入は全般的に増加を記録した。また2021年に“ウッドショック”の影響により供給不安が広がった木材品については、製材及び構造用集成材（図表9では「木製建具及び建築用木工品」に含まれる）とともに比較的安定していた。他方、2021年に4,814万ドル（2万1,278基）を記録した自動車用エンジン（マツダのウラジオストク・エンジン工場製）は、日本政府の輸入禁止品（4月19日施行）に指定されたことから、2022年6月以降は輸入がゼロになり、通年では前年比75.2%減の1,195万ドル（5,832基）と大幅に落ち込んだ。同じく輸入禁止となったウッドチップ（4月19日施行）は2022年4月から輸入がストップし、前年比84.4%減の結果となった。

2. 2023年の日ロ貿易の展望

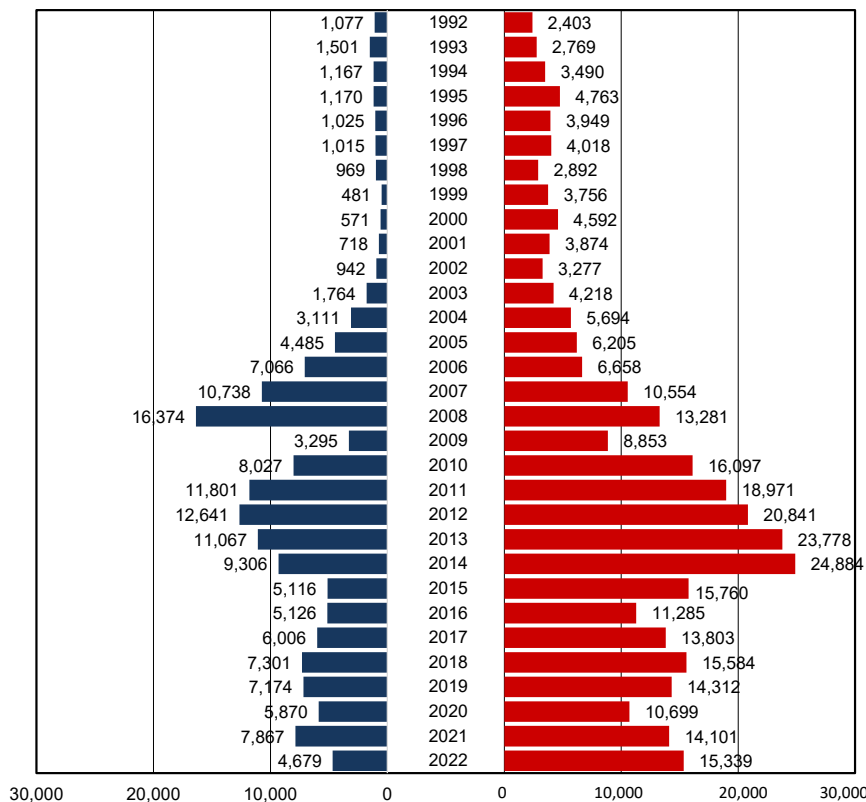
2023年3月末現在、ウクライナ東部ではロシア軍とウクライナ軍による戦闘が続いており、いつこの戦争が終結するのか先が見えない状況となっている。それ故、この先当面の間は、G7及びEUを中心とする西側諸国による対ロシア制裁は継続し、なおかつ強化される可能性が高いと考えなければならない。したがって、停戦が実現し、制裁が緩和されない限り、2023年の日ロ貿易も厳しい局面が続くことを覚悟しなければならない。

輸出については、2022年末までに戦争と制裁の影響がかなり出尽くした感があるが、2022年には輸出がかろうじて続いた品目にも制裁の拡大の影響がでてくるだろう。例えば、2023年3月31日、日本政府は新たな対ロ制裁措置を発表し、輸出禁止品として油圧ショベル（エクスキャベーター）や鉄鋼・鉄鋼製品など418品目を指定した（4月7日施行）。これによって、油圧ショベル（中古品を含む）や鉄鋼・鉄鋼製品の対ロ輸出はいずれゼロになるであろう。

輸入に関しては、輸出に比べて禁輸品目が少ないが、2022年12月5日からのロシア産の原油、2023年2月5日からの石油製品に対する上限価格設定により、原油および石油製品の輸入は極めて低い水準を推移するであろう（石油製品については、2022年5月以降、すでに輸入ゼロが続いている）。また石炭については、2022年4月に日本政府は段階的輸入削減の方針を打ち出しており、今後ロシア以外の国からの調達へシフトする傾向が強まると予想される。アルミニウム等でも同様の動きがみられるかもしれない。

図表1 日ロ貿易の推移

（単位100万ドル）



（出所）日本財務省発表の貿易統計にもとづき作成。以下の図表も同様。

図表2 日ロ貿易の月別推移
ドル表示

(単位 1,000ドル)

		輸出入 合計	前年同期 =100	輸 出	前年同期 =100	輸 入	前年同期 =100	バランス
2021年	1月	1,348,406	90.7	518,900	99.1	829,507	86.1	▲310,607
	2月	1,558,403	89.2	601,965	99.4	956,438	83.8	▲354,473
	3月	1,618,127	101.3	693,344	124.0	924,783	89.1	▲231,439
	4月	1,725,521	140.9	706,495	180.5	1,019,026	122.3	▲312,531
	5月	1,624,577	144.9	564,688	161.5	1,059,889	137.4	▲495,202
	6月	1,868,373	175.1	726,000	186.6	1,142,373	168.5	▲416,373
	7月	1,934,904	169.4	730,697	186.3	1,204,207	160.6	▲473,510
	8月	1,531,101	118.2	637,284	141.8	893,817	105.7	▲256,534
	9月	1,879,098	143.0	619,602	107.9	1,259,496	170.2	▲639,894
	10月	1,924,008	130.6	622,494	108.0	1,301,513	145.1	▲679,019
	11月	2,579,436	179.1	758,625	148.9	1,820,811	195.6	▲1,062,186
	12月	2,375,478	143.0	686,568	124.8	1,688,911	152.1	▲1,002,343
	1～12月累計		21,967,433	132.6	7,866,660	134.0	14,100,772	131.8
2022年	1月	2,106,930	156.3	592,775	114.2	1,514,155	182.5	▲921,380
	2月	2,528,779	162.3	702,395	116.7	1,826,383	191.0	▲1,123,988
	3月	2,069,439	127.9	432,345	62.4	1,637,094	177.0	▲1,204,749
	4月	1,731,254	100.3	193,139	27.3	1,538,115	150.9	▲1,344,976
	5月	1,580,734	97.3	203,995	36.1	1,376,739	129.9	▲1,172,744
	6月	1,483,748	79.4	305,302	42.1	1,178,445	103.2	▲873,143
	7月	1,599,871	82.7	299,444	41.0	1,300,427	108.0	▲1,000,983
	8月	1,626,704	106.2	406,275	63.8	1,220,429	136.5	▲814,154
	9月	1,247,091	66.4	333,850	53.9	913,240	72.5	▲579,390
	10月	1,329,229	69.1	360,930	58.0	968,299	74.4	▲607,369
	11月	1,295,920	50.2	388,702	51.2	907,218	49.8	▲518,516
	12月	1,418,504	59.7	460,230	67.0	958,274	56.7	▲498,045
	1～12月累計		20,018,202	91.1	4,679,383	59.5	15,338,819	108.8
2023年	1月	1,402,699	66.6	331,814	56.0	1,070,884	70.7	▲739,070
	2月	935,382	37.0	250,034	35.6	685,348	37.5	▲435,314
1～2月累計		2,338,081	50.4	581,848	44.9	1,756,233	52.6	▲1,174,385

円表示

(単位 100万円)

		輸出入 合計	前年同期 =100	輸 出	前年同期 =100	輸 入	前年同期 =100	バランス
2021年	1月	139,646	85.9	53,742	93.9	85,904	81.6	▲32,161
	2月	162,791	85.1	62,929	94.9	99,862	79.9	▲36,932
	3月	173,343	100.5	74,299	123.1	99,044	88.4	▲24,746
	4月	189,044	142.2	77,389	182.1	111,655	123.4	▲34,265
	5月	176,847	147.3	61,489	164.2	115,358	139.6	▲53,870
	6月	204,575	177.9	79,497	189.6	125,078	171.2	▲45,581
	7月	213,908	174.7	80,771	192.0	133,137	165.6	▲52,366
	8月	168,259	122.4	70,037	146.7	98,222	109.4	▲28,184
	9月	206,456	148.2	68,076	111.9	138,381	176.5	▲70,305
	10月	214,391	137.9	69,389	114.1	145,002	153.3	▲75,612
	11月	293,927	195.0	86,445	162.1	207,481	213.0	▲121,036
	12月	270,753	156.6	78,234	136.6	192,519	166.5	▲114,285
	1～12月累計		2,413,942	136.2	862,299	137.3	1,551,643	135.5
2022年	1月	242,161	173.4	68,140	126.8	174,022	202.6	▲105,882
	2月	290,394	178.4	80,670	128.2	209,724	210.0	▲129,053
	3月	239,794	138.3	50,087	67.4	189,706	191.5	▲139,619
	4月	212,644	112.5	23,748	30.7	188,896	169.2	▲165,147
	5月	204,330	115.5	26,387	42.9	177,944	154.3	▲151,557
	6月	193,476	94.6	39,842	50.1	153,634	122.8	▲113,792
	7月	217,645	101.7	40,748	50.4	176,897	132.9	▲136,149
	8月	219,959	130.7	54,932	78.4	165,026	168.0	▲110,094
	9月	174,479	84.5	46,689	68.6	127,790	92.3	▲81,101
	10月	192,842	89.9	52,371	75.5	140,471	96.9	▲88,100
	11月	189,571	64.5	56,890	65.8	132,681	63.9	▲75,790
	12月	195,679	72.3	63,456	81.1	132,223	68.7	▲68,766
	1～12月累計		2,572,974	106.6	603,961	70.0	1,969,013	126.9
2023年	1月	185,186	76.5	43,733	64.2	141,453	81.3	▲97,720
	2月	126,277	43.5	33,755	41.8	92,522	44.1	▲58,767
1～2月累計		311,463	58.5	77,488	52.1	233,975	61.0	▲156,487

図表3 日本とソ連との貿易動向
(ドル表示、1,000ドル)

	総額	日本の輸出	日本の輸入	バランス
1957	21,618	9,294	12,324	▲3,030
1958	40,250	18,100	22,150	▲4,050
1959	62,516	23,026	39,490	▲16,464
1960	147,001	59,976	87,025	▲27,049
1961	210,789	65,380	145,409	▲80,029
1962	296,699	149,390	147,309	2,081
1963	320,076	158,136	161,940	▲3,804
1964	408,539	181,810	226,729	▲44,919
1965	408,556	168,358	240,198	▲71,840
1966	514,383	214,022	300,361	▲86,339
1967	611,606	157,688	453,918	▲296,230
1968	642,530	179,018	463,512	▲284,494
1969	729,810	268,247	461,563	▲193,316
1970	821,970	340,932	481,038	▲140,106
1971	873,147	377,267	495,880	▲118,613
1972	1,098,085	504,179	593,906	▲89,727
1973	1,561,911	484,210	1,077,701	▲593,491
1974	2,513,785	1,095,642	1,418,143	▲322,501
1975	2,795,818	1,626,200	1,169,618	456,582
1976	3,419,335	2,251,894	1,167,441	1,084,453
1977	3,355,752	1,933,877	1,421,875	512,002
1978	3,943,918	2,502,195	1,441,723	1,060,472
1979	4,372,145	2,461,464	1,910,681	550,783
1980	4,638,099	2,778,233	1,859,866	918,367
1981	5,280,121	3,259,415	2,020,706	1,238,709
1982	5,580,858	3,898,841	1,682,017	2,216,824
1983	4,277,250	2,821,249	1,456,001	1,365,248
1984	3,912,301	2,518,314	1,393,987	1,124,327
1985	4,179,838	2,750,583	1,429,255	1,321,328
1986	5,121,580	3,149,547	1,972,033	1,177,514
1987	4,915,138	2,563,284	2,351,854	211,430
1988	5,895,660	3,129,901	2,765,759	364,142
1989	6,086,203	3,081,676	3,004,527	77,149
1990	5,913,802	2,562,831	3,350,971	▲788,140
1991	5,430,542	2,113,711	3,316,831	▲1,203,120

図表4 日本とロシアとの貿易動向
(ドル表示、1,000ドル)

	総額	日本の輸出	日本の輸入	バランス
1992	3,479,722	1,076,743	2,402,979	▲1,326,236
1993	4,270,018	1,500,792	2,769,226	▲1,268,434
1994	4,657,524	1,167,162	3,490,362	▲2,323,200
1995	5,933,473	1,170,137	4,763,336	▲3,593,199
1996	4,973,438	1,024,655	3,948,783	▲2,924,128
1997	5,033,260	1,014,853	4,018,406	▲3,003,553
1998	3,861,423	969,331	2,892,092	▲1,922,761
1999	4,236,704	480,700	3,756,003	▲3,275,303
2000	5,163,619	571,358	4,592,261	▲4,020,903
2001	4,591,897	717,501	3,874,396	▲3,156,895
2002	4,219,154	942,498	3,276,656	▲2,334,158
2003	5,981,899	1,763,948	4,217,951	▲2,454,003
2004	8,804,382	3,110,610	5,693,772	▲2,583,161
2005	10,689,790	4,485,278	6,204,512	▲1,719,234
2006	13,723,338	7,065,533	6,657,805	407,728
2007	21,292,200	10,738,418	10,553,782	184,636
2008	29,655,685	16,374,432	13,281,253	3,093,179
2009	12,148,138	3,294,727	8,853,412	▲5,558,685
2010	24,123,565	8,026,711	16,096,853	▲8,070,142
2011	30,772,764	11,801,418	18,971,346	▲7,169,927
2012	33,482,334	12,641,339	20,840,995	▲8,199,656
2013	34,844,645	11,067,039	23,777,605	▲12,710,566
2014	34,189,742	9,306,156	24,883,587	▲15,577,431
2015	20,876,061	5,115,648	15,760,413	▲10,644,764
2016	16,410,617	5,125,597	11,285,020	▲6,159,423
2017	19,808,602	6,005,844	13,802,758	▲7,796,914
2018	22,885,473	7,301,129	15,584,344	▲8,283,215
2019	21,485,699	7,173,954	14,311,746	▲7,137,792
2020	16,569,902	5,870,453	10,699,448	▲4,828,995
2021	21,967,433	7,866,660	14,100,772	▲6,234,112
2022	20,018,202	4,679,383	15,338,819	▲10,659,436

図表5 日本とソ連との貿易動向
(円表示、100万円)

	総額	日本の輸出	日本の輸入	バランス
1957	7,783	3,346	4,437	▲1,091
1958	14,490	6,516	7,974	▲1,458
1959	22,505	8,289	14,216	▲5,927
1960	52,920	21,591	31,329	▲9,738
1961	75,884	23,537	52,347	▲28,810
1962	106,811	53,780	53,031	749
1963	115,227	56,929	58,298	▲1,369
1964	147,074	65,452	81,622	▲16,171
1965	147,080	60,609	86,471	▲25,862
1966	185,178	77,048	108,130	▲31,082
1967	220,178	56,768	163,410	▲106,643
1968	231,311	64,446	166,864	▲102,418
1969	262,732	96,569	166,163	▲69,594
1970	295,909	122,736	173,174	▲50,438
1971	305,842	131,994	173,848	▲41,854
1972	338,210	155,287	182,923	▲27,636
1973	423,885	131,625	292,260	▲160,635
1974	734,758	321,514	413,244	▲91,730
1975	829,045	482,284	346,761	135,523
1976	1,013,809	667,522	346,287	321,234
1977	911,570	526,654	384,916	141,738
1978	828,325	523,613	304,712	218,901
1979	954,415	535,286	419,129	116,157
1980	1,052,383	628,748	423,635	205,113
1981	1,157,464	713,719	443,745	269,974
1982	1,380,487	967,852	412,635	555,217
1983	1,015,166	669,505	345,661	323,844
1984	925,565	596,073	329,492	266,581
1985	1,000,780	661,267	339,513	321,754
1986	873,825	537,602	336,223	201,379
1987	712,720	371,952	340,768	31,184
1988	756,717	401,470	355,247	46,223
1989	836,245	422,970	413,275	9,695
1990	853,871	370,985	482,886	▲111,901
1991	732,623	284,987	447,636	▲162,649

図表6 日本とロシアとの貿易動向
(円表示、100万円)

	総額	日本の輸出	日本の輸入	バランス
1992	440,659	135,982	304,677	▲168,695
1993	473,913	166,712	307,201	▲140,489
1994	475,555	120,222	355,333	▲235,111
1995	552,935	108,156	444,779	▲336,623
1996	539,718	111,353	428,365	▲317,012
1997	605,794	122,665	483,129	▲360,464
1998	505,248	127,569	377,680	▲250,111
1999	483,235	54,691	428,543	▲373,852
2000	555,195	61,404	493,791	▲432,386
2001	555,439	87,020	468,419	▲381,398
2002	527,977	118,162	409,815	▲291,653
2003	694,211	203,995	490,216	▲286,220
2004	954,570	337,268	617,302	▲280,034
2005	1,178,028	495,313	682,715	▲187,402
2006	1,595,808	821,361	774,446	46,915
2007	2,506,927	1,265,417	1,241,510	23,907
2008	3,103,593	1,714,282	1,389,310	324,972
2009	1,132,019	306,514	825,505	▲518,992
2010	2,114,775	702,745	1,412,030	▲709,285
2011	2,454,539	940,651	1,513,889	▲573,238
2012	2,665,228	1,005,075	1,660,153	▲655,077
2013	3,376,938	1,069,345	2,307,593	▲1,238,248
2014	3,590,388	971,850	2,618,538	▲1,646,688
2015	2,522,370	617,659	1,904,711	▲1,287,053
2016	1,781,975	554,661	1,227,314	▲672,652
2017	2,224,430	673,722	1,550,709	▲876,987
2018	2,528,113	805,506	1,722,608	▲917,102
2019	2,343,228	782,592	1,560,636	▲778,043
2020	1,772,599	627,817	1,144,783	▲516,966
2021	2,413,942	862,299	1,551,643	▲689,343
2022	2,572,974	603,961	1,969,013	▲1,365,051

図表7 日本の対ロシア輸出品構成

(単位 1,000ドル)

商品名	数量 単位	2021年			2022年		
		数量	金額	比重%	数量	金額	比重%
輸出総計	—	—	7,881,358	100.0	—	4,592,514	100.0
食料品	—	—	54,403	0.7	—	21,918	0.5
原料品	—	—	7,622	0.1	—	3,615	0.1
鉱物性燃料	—	—	73,903	0.9	—	82,591	1.8
石油製品	—	—	73,827	0.9	—	82,560	1.8
化学製品	—	—	239,747	3.0	—	111,124	2.4
プラスチック	MT	23,439	53,158	0.7	7,683	15,099	0.3
原料別製品	—	—	650,244	8.3	—	234,649	5.1
鉄鋼	MT	8,041	33,297	0.4	5,842	19,152	0.4
鋼管	MT	5,802	26,065	0.3	2,136	11,318	0.2
金属製品	—	—	111,659	1.4	—	64,403	1.4
非金属鉱物製品	—	—	42,577	0.5	—	20,430	0.4
ゴム製品	MT	81,985	425,739	5.4	20,731	105,984	2.3
ゴムタイヤ・チューブ	NO	2,250,330	367,220	4.7	710,517	78,754	1.7
一般機械	—	—	1,589,867	20.2	—	827,021	18.0
原動機	—	—	421,227	5.3	—	169,167	3.7
事務用機器	—	—	11,008	0.1	—	2,574	0.1
金属加工機械	—	—	24,933	0.3	—	6,222	0.1
建設・鉱山用機械	—	—	529,181	6.7	—	239,815	5.2
エキスカベーター	NO	5,043	300,064	3.8	4,378	174,275	3.8
ブルドーザー	NO	662	215,483	2.7	214	56,982	1.2
加熱・冷却用機器	—	—	39,071	0.5	—	14,527	0.3
ポンプ遠心分離機	—	—	151,422	1.9	—	126,066	2.7
荷役機械	—	—	190,414	2.4	—	101,679	2.2
電気機器	—	—	536,799	6.8	—	188,656	4.1
重電機器	—	—	26,551	0.3	—	10,271	0.2
電気回路用品	—	—	35,438	0.4	—	8,341	0.2
絶縁電線及び絶縁ケーブル	MT	968	26,765	0.3	93	4,399	0.1
通信機器	—	—	57,660	0.7	—	8,811	0.2
ビデオ機器	NO	83,140	7,722	0.1	8,476	883	0.0
デジタルカメラ・ビデオカメラ	NO	83,130	7,715	0.1	8,382	865	0.0
音響機器	NO	317,817	13,401	0.2	30,806	6,994	0.2
電池	—	—	21,785	0.3	—	3,632	0.1
電気用炭素・黒鉛製品	MT	3	508	0.0	60	397	0.0
自動車用等の電気機器	—	—	88,867	1.1	—	18,095	0.4
電気計測機器	—	—	85,659	1.1	—	14,686	0.3
医療用電気機器	—	—	61,199	0.8	—	35,329	0.8
輸送用機器	—	—	4,234,432	53.7	—	2,717,365	59.2
自動車	NO	249,310	3,267,230	41.5	231,352	2,469,031	53.8
乗用車	NO	231,904	2,867,948	36.4	220,736	2,324,196	50.6
新車	NO	78,633	1,966,168	24.9	16,064	418,073	9.1
中古	NO	153,271	901,780	11.4	204,672	1,906,124	41.5
バス・トラック	NO	17,289	398,667	5.1	10,605	144,752	3.2
新車	NO	8,312	344,810	4.4	1,859	89,055	1.9
中古	NO	8,977	53,857	0.7	8,746	55,697	1.2
自動車の部分品	MT	133,213	914,489	11.6	47,433	214,511	4.7
その他	—	—	494,341	6.3	—	405,576	8.8
精密機器類	—	—	73,358	0.9	—	23,744	0.5
再輸出品	—	—	251,470	3.2	—	272,402	5.9

(注)2021年は1ドル=109.41円、2022年は1ドル=131.51円でドル換算した。

図表8 日本の対ロシア月別乗用車輸出動向

		新 車				中 古 車			
		数量 (台)	前年同期 =100	金額 (100万 ドル)	前年同期 =100	数量 (台)	前年同期 =100	金額 (100万 ドル)	前年同期 =100
2021年	1月	6,725	87.0	179.6	86.0	6,636	81.8	36.2	84.5
	2月	6,865	84.2	156.9	71.4	10,677	101.7	57.6	105.8
	3月	7,320	109.7	164.4	98.8	12,872	147.3	69.6	153.0
	4月	6,309	154.1	142.1	139.6	14,088	179.4	73.0	202.0
	5月	4,455	165.1	109.2	154.2	13,097	161.8	69.2	188.8
	6月	8,281	396.4	213.8	476.7	13,744	108.8	79.0	128.0
	7月	7,833	317.5	204.5	402.9	12,946	117.9	74.8	135.7
	8月	5,666	101.4	135.5	117.6	14,167	164.5	82.6	184.1
	9月	5,937	52.2	131.8	53.9	13,965	142.8	83.0	164.4
	10月	5,429	55.1	128.4	61.0	14,336	122.4	91.7	152.7
	11月	9,228	146.1	259.0	191.0	13,995	128.1	91.5	161.4
	12月	4,585	76.7	138.8	110.0	12,748	122.0	89.0	161.0
	1～12月累計	78,633	107.7	1,964.1	115.9	153,271	129.5	897.2	149.6
2022年	1月	4,888	72.7	130.3	72.6	10,410	156.9	69.5	191.9
	2月	6,052	88.2	168.4	107.4	13,696	128.3	87.6	152.2
	3月	4,200	57.4	148.2	90.1	10,823	84.1	63.8	91.6
	4月	922	14.6	28.4	20.0	10,511	74.6	59.6	81.7
	5月	0	0.0	0.0	0.0	11,045	84.3	71.2	102.9
	6月	1	0.0	0.0	0.0	17,280	125.7	145.5	184.1
	7月	0	0.0	0.0	0.0	17,372	134.2	169.8	226.9
	8月	1	0.0	0.0	0.0	20,981	148.1	224.3	271.7
	9月	0	0.0	0.0	0.0	19,474	139.4	197.0	237.4
	10月	0	0.0	0.0	0.0	23,883	166.6	238.3	259.7
	11月	0	0.0	0.0	0.0	24,997	178.6	262.7	287.1
	12月	0	0.0	0.0	0.0	24,200	189.8	259.0	291.0
	1～12月累計	16,064	20.4	475.3	24.2	204,672	133.5	1,848.2	206.0
2023年	1月	0	0.0	0.0	0.0	14,187	136.3	148.6	213.8
	2月	0	0.0	0.0	0.0	14,985	109.4	143.6	163.9

図表9 日本の対ロシア輸入品構成

(単位 1,000ドル)

商品名	数量 単位	2021年			2022年		
		数量	金額	比重%	数量	金額	比重%
輸入総計	—	—	14,184,502	100.0	—	14,978,038	100.0
食料品	—	—	1,308,815	9.2	—	1,202,498	8.0
魚介類及び同調製品	MT	109,334	1,256,451	8.9	124,437	1,180,847	7.9
さけ及びます	MT	22,151	182,533	1.3	22,583	163,205	1.1
えび	MT	2,845	48,942	0.3	1,677	45,882	0.3
かに	MT	10,466	347,280	2.4	14,307	369,514	2.5
うに	MT	8,632	89,368	0.6	8,843	83,999	0.6
魚の冷凍の肝臓・卵・しらこ	MT	25,668	413,675	2.9	24,840	286,284	1.9
たら卵(冷凍)	MT	16,809	119,484	0.8	20,935	169,857	1.1
穀物及び同調製品	MT	19,842	11,778	0.1	12,196	8,702	0.1
とうもろこし	MT	7,592	2,655	0.0	1,947	735	0.0
そば	MT	8,035	5,579	0.0	8,147	6,258	0.0
原料品	—	—	727,736	5.1	—	592,672	4.0
大豆	MT	1,940	1,384	0.0	2,405	2,078	0.0
木材	—	—	488,297	3.4	—	427,628	2.9
針葉樹の丸太	1,000CM	33	6,246	0.0	7	1,335	0.0
製材	—	—	479,717	3.4	—	426,293	2.8
製紙用パルプ	MT	66,196	50,910	0.4	34,499	24,666	0.2
金属鉱及びびくず	MT	194,247	139,585	1.0	13,875	95,066	0.6
鉄鉱石	MT	170,734	50,372	0.4	—	—	—
非鉄金属鉱	MT	21,867	76,373	0.5	13,337	85,531	0.6
鉱物性燃料	—	—	8,726,161	61.5	—	10,261,155	68.5
石炭	1,000MT	19,734	2,617,051	18.5	11,577	3,601,900	24.0
原料炭	1,000MT	4,004	562,537	4.0	2,374	579,158	3.9
強粘結炭	1,000MT	1,634	229,868	1.6	690	161,740	1.1
その他のコークス用炭	1,000MT	2,370	332,669	2.3	1,684	417,418	2.8
一般炭	1,000MT	13,700	1,782,956	12.6	7,872	2,615,906	17.5
原油及び粗油	1,000KL	5,242	2,356,444	16.6	2,287	1,326,859	8.9
石油製品	—	—	353,271	2.5	—	172,023	1.1
揮発油	1,000KL	800	353,259	2.5	307	172,023	1.1
石油ガス類	1,000MT	6,567	3,396,890	23.9	6,869	5,158,475	34.4
液化天然ガス	1,000MT	6,567	3,396,890	23.9	6,869	5,158,475	34.4
化学製品	—	—	143,970	1.0	—	136,748	0.9
有機化合物	—	—	84,468	0.6	—	90,252	0.6
無機化合物	MT	24,290	27,476	0.2	25,636	30,988	0.2
塩化カリウム	MT	51,764	17,936	0.1	2,519	1,406	0.0
原料別製品	—	—	3,186,467	22.5	—	2,716,543	18.1
鉄鋼	MT	261,669	415,270	2.9	200,682	433,172	2.9
銑鉄	MT	77,120	50,043	0.4	43,392	27,203	0.2
合金鉄(フェロアロイ)	MT	182,039	361,966	2.6	157,171	405,855	2.7
非鉄金属	MT	513,716	2,673,383	18.8	406,823	2,193,714	14.6
白金	KG	24	819	0.0	211	6,220	0.0
パラジウム	KG	17,806	1,377,542	9.7	14,520	968,972	6.5
ニッケル及び同合金	MT	450	9,648	0.1	886	35,137	0.2
アルミニウム及び同合金	MT	511,699	1,241,019	8.7	404,561	1,142,327	7.6
チタン及びその製品	MT	94	4,151	0.0	522	17,193	0.1
木製品等(除家具)	—	—	74,263	0.5	—	76,788	0.5
ウッドチップ	MT	79,914	12,298	0.1	14,584	1,924	0.0
木製建具及び建築用木工品	MT	33,896	43,708	0.3	35,864	59,375	0.4
一般機械	—	—	50,908	0.4	—	12,653	0.1
電気機器	—	—	7,458	0.1	—	7,549	0.1
その他	—	—	29,287	0.2	—	45,478	0.3

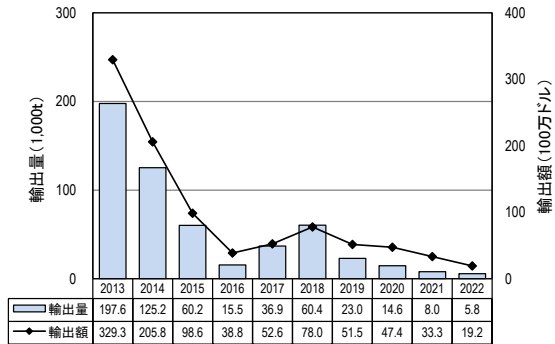
(注)2021年は1ドル=109.39円、2022年は1ドル=131.46円、でドル換算した。

図表10 日本の対ロシア月別エネルギー輸入動向

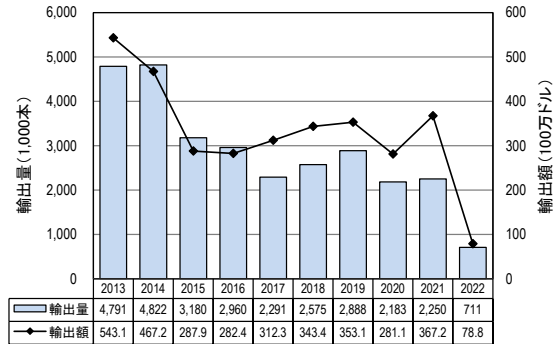
		石炭				原油				LNG			
		数量 (1,000M T)	前年同 期=100	金額 (100万 ドル)	前年同 期=100	数量 (1,000 KL)	前年同 期=100	金額 (100万 ドル)	前年同 期=100	数量 (1,000M T)	前年同 期=100	金額 (100万 ドル)	前年同 期=100
2021年	1月	1,492	101.1	125.7	85.4	395	94.0	115.9	59.8	553	102.1	231.8	94.3
	2月	1,391	110.6	126.8	106.8	296	43.6	105.3	35.1	718	120.2	309.0	108.9
	3月	1,525	81.6	144.1	79.5	382	83.2	143.7	100.9	640	122.6	211.4	80.5
	4月	1,560	88.0	159.8	96.2	679	123.7	279.9	218.2	460	117.1	161.5	97.1
	5月	1,746	116.4	183.3	140.5	372	65.5	152.5	137.5	591	182.7	243.3	148.4
	6月	1,891	88.2	215.1	125.3	515	497.6	223.0	928.4	488	183.7	223.3	204.3
	7月	1,773	107.8	215.6	162.7	339	67.1	153.6	125.9	761	194.7	388.0	271.1
	8月	1,688	86.0	241.5	153.3	130	17.9	60.9	27.9	144	24.3	88.9	57.8
	9月	1,786	100.7	283.2	208.2	349	123.5	164.4	202.0	652	99.9	384.4	207.5
	10月	2,029	81.6	358.2	193.6	389	82.2	188.1	143.0	393	74.3	224.4	138.1
	11月	1,470	79.9	285.9	202.0	647	133.1	344.1	268.3	521	89.8	510.1	274.8
	12月	1,384	70.8	259.9	169.3	749	97.0	401.8	187.1	646	86.0	403.9	145.5
	1～12月累計	19,734	91.0	2,599	142.7	5,242	87.0	2,333	129.9	6,567	106.9	3,380	144.5
2022年	1月	1,182	79.2	238.4	189.7	341	86.4	168.5	145.4	780	141.1	552.6	238.3
	2月	1,570	112.9	372.5	293.7	661	223.0	380.8	361.8	653	91.0	542.1	175.5
	3月	1,458	95.6	387.3	268.7	330	86.5	208.6	145.2	710	110.9	435.8	206.2
	4月	1,408	90.2	405.5	253.8	492	72.5	357.4	127.7	396	86.0	233.6	144.7
	5月	991	56.8	379.1	206.8	243	65.1	168.2	110.3	559	94.6	352.0	144.7
	6月	765	40.5	298.8	138.9	0	0.0	0.0	0.0	617	126.4	424.4	190.0
	7月	1,062	59.9	415.2	192.6	117	34.6	82.4	52.9	562	73.9	416.2	107.3
	8月	1,137	67.4	435.5	180.4	103	79.7	76.3	125.3	450	311.2	349.6	393.3
	9月	322	18.0	101.8	36.0	0	0.0	0.0	0.0	582	89.3	567.7	147.7
	10月	493	24.3	190.8	53.3	0	0.0	0.0	0.0	530	134.9	455.3	202.9
	11月	595	40.5	232.3	81.2	0	0.0	0.0	0.0	446	85.6	364.8	71.5
	12月	594	42.9	213.4	82.1	0	0.0	0.0	0.0	584	90.5	504.7	125.0
	1～12月累計	11,577	58.7	3,671	141.2	2,287	43.6	1,442	61.8	6,869	104.6	5,199	153.8
2023年	1月	509	43.1	190.2	79.8	82	24.0	36.3	21.5	704	90.3	595.3	107.7
	2月	225	14.4	73.4	19.7	37	5.6	15.7	4.1	522	80.0	380.7	70.2
	1～2月累計	735	26.7	264	43.1	119	11.9	52	9.5	1,226	85.6	976	89.1

図表11 日本のロシアへの主要品目の輸出

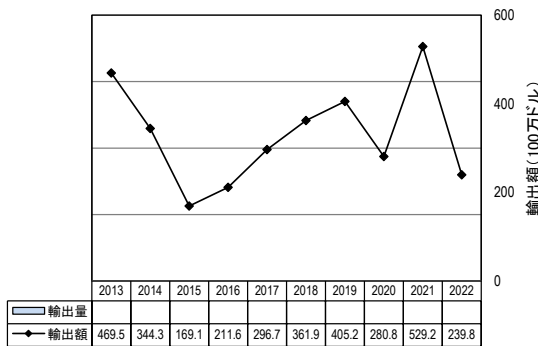
(1) 鉄鋼の輸出



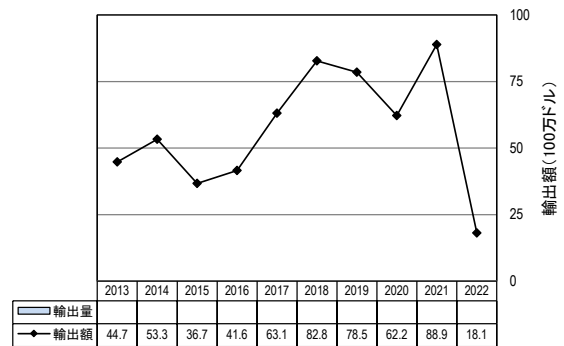
(2) タイヤの輸出



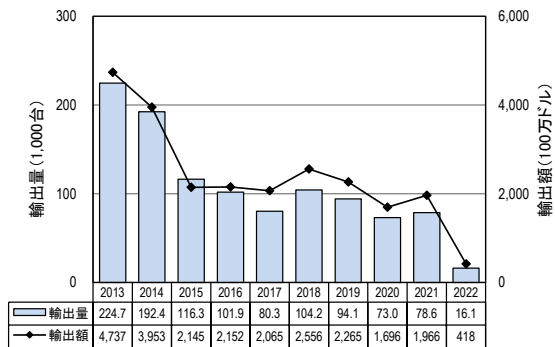
(3) 建設・鉱山用機械の輸出



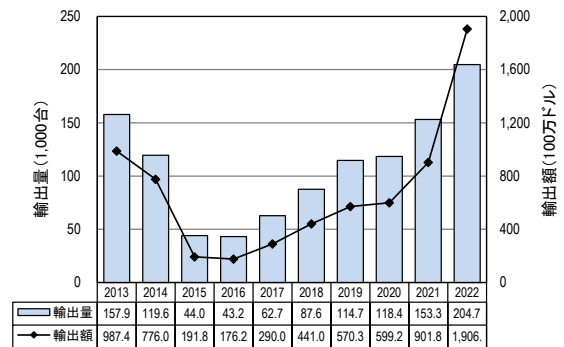
(4) 自動車用等の電気機器の輸出



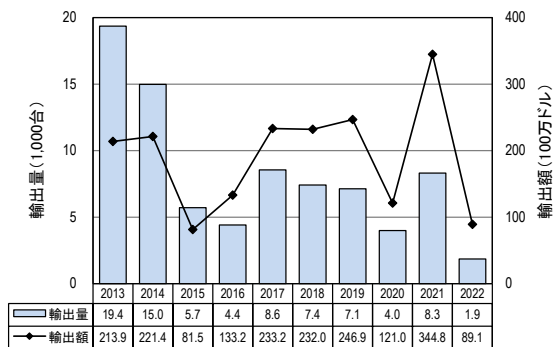
(5) 乗用車(新車)の輸出



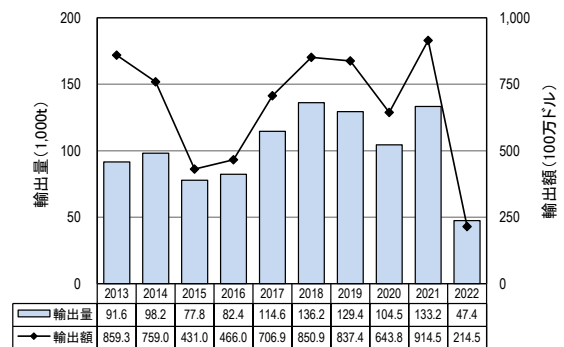
(6) 乗用車(中古)の輸出



(7) バス・トラック(新車)の輸出

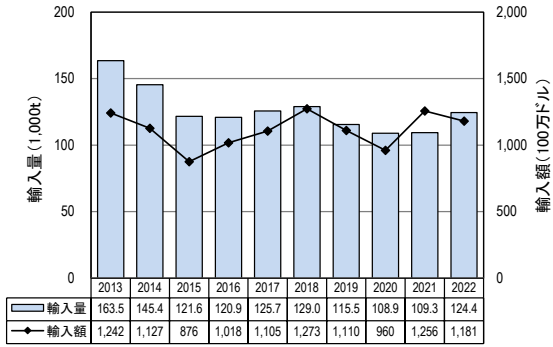


(8) 自動車の部分品の輸出

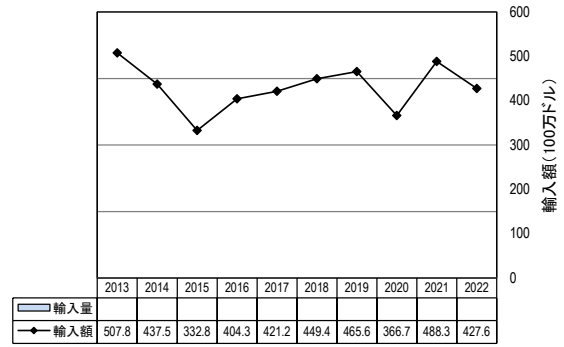


図表12 日本のロシアからの主要品目の輸入

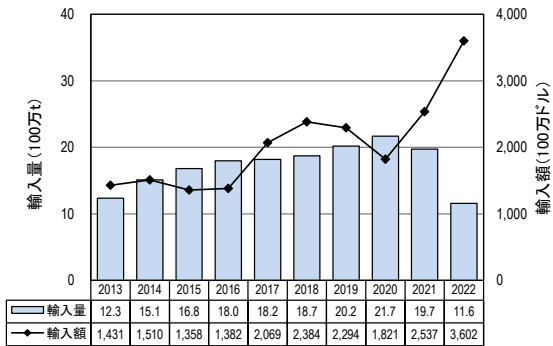
(1) 魚介類及び同調製品の輸入



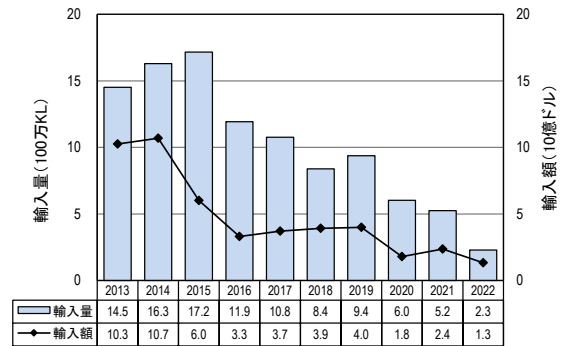
(2) 木材の輸入



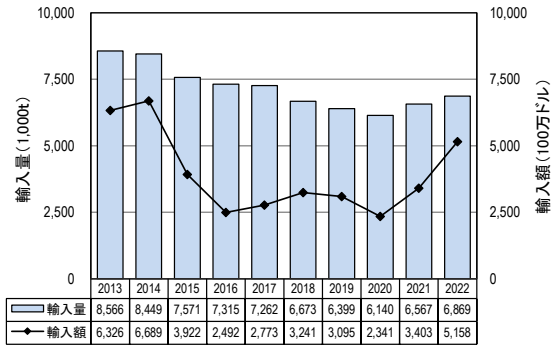
(3) 石炭の輸入



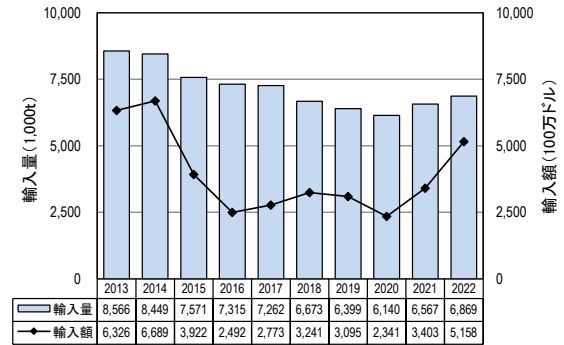
(4) 原油および粗油の輸入



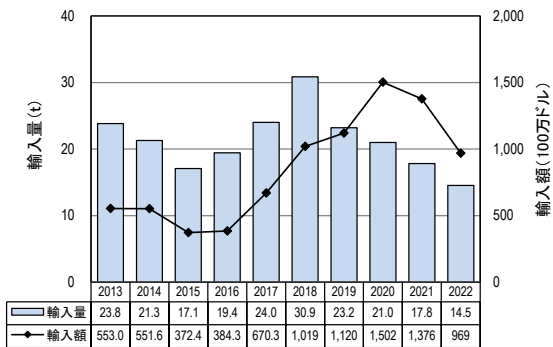
(5) 液化天然ガス (LNG) の輸入



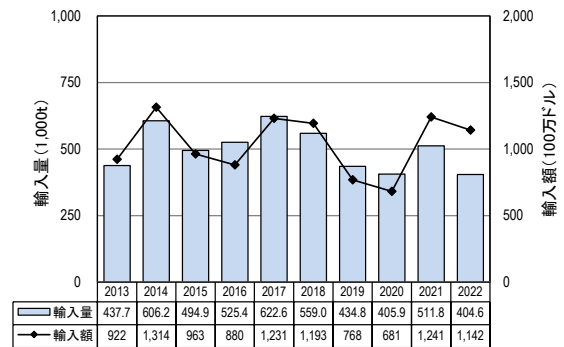
(6) 合金鉄 (フェロアロイ) の輸入



(7) パラジウムの輸入



(8) アルミニウム及び同合金の輸入



図表13 日本の貿易に占めるロシアの地位

	輸出入合計		日本の輸出		日本の輸入	
	ロシアの順位	ロシアのシェア	ロシアの順位	ロシアのシェア	ロシアの順位	ロシアのシェア
2005	22位	0.96%	23位	0.75%	21位	1.20%
2006	20位	1.12%	20位	1.09%	22位	1.15%
2007	16位	1.60%	13位	1.51%	14位	1.70%
2008	14位	1.94%	11位	2.11%	15位	1.76%
2009	22位	1.07%	27位	0.57%	17位	1.60%
2010	14位	1.65%	20位	1.05%	13位	2.33%
2011	15位	1.84%	15位	1.44%	13位	2.22%
2012	14位	1.98%	15位	1.58%	13位	2.35%
2013	14位	2.24%	14位	1.54%	12位	2.83%
2014	14位	2.26%	18位	1.34%	10位	3.05%
2015	15位	1.64%	23位	0.82%	13位	2.43%
2016	19位	1.31%	23位	0.80%	13位	1.86%
2017	18位	1.45%	21位	0.86%	13位	2.06%
2018	15位	1.54%	20位	0.99%	13位	2.08%
2019	16位	1.51%	21位	1.02%	13位	1.99%
2020	18位	1.30%	20位	0.92%	14位	1.69%
2021	17位	1.43%	19位	1.04%	13位	1.82%
2022	18位	1.21%	24位	0.62%	14位	1.69%

IV. 付属資料(ロシア政府による対抗措置)

1. 2022年2月28日付ロシア大統領令第79号(外貨の80%の強制売却)

アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用についてのロシア連邦大統領令

アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関によるロシア連邦市民およびロシア連邦法人に対する制限措置を導入する非友好的で国際法に反する行動に関連し、ロシア連邦の国益を守るため、連邦法2006年12月30日付第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」、および2018年6月4日第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動に対する対応(対抗)措置について」にしたがい、以下を決定する：

1. 居住者(在留外国人、residents) – 対外経済活動参加者は、非居住者(non-residents)との間に締結され、非居住者への商品の引き渡し、非居住者へのサービスの提供、非居住者のための役務の実施、知的活動成果に対する排他的権利を含む同成果の非居住者への引き渡しを定めた対外貿易契約に基づいて、然るべき権限を有する銀行の彼らの口座に2022年1月1日以降に振り込まれた外貨金額の80%に相当する外貨を、本令発行日より3労働日以内に、義務的売却に付すこと。

2. 2022年2月28日より、居住者 – 対外経済活動参加者は、非居住者との間に締結され、非居住者への商品の引き渡し、非居住者へのサービスの提供、非居住者のための役務の実施、非居住者への知的活動成果に対する排他的権利を含む同成果の引き渡しを定めた対外貿易契約に基づいて、然るべき権限を有する銀行の彼らの口座に振り込まれた外貨金額の80%に相当する外貨を、そうした外貨が振り込まれた日より3労働日以内に、義務的売却に付すこと。

3. 2022年3月1日より、以下を禁止する：

- a) 借款契約に基づく居住者による非居住者への外貨の提供に関わる外貨取引を行うこと；
- b) 居住者によるロシア連邦領外にある銀行またはその他の証券市場機関の自らの口座への外貨払い込み(預金)、および外国の支払いサービス提供者によって提供される電子的支払い手段を利用した銀行口座を開設することなく行われる金銭の振り込みの実施。

4. 本令第1、2項に基づく外貨の売却実施方法は、ロシア連邦中央銀行が定めるものとする。

5. 本令第1、2項に定める外貨の義務的売却要求は、対外貿易契約の当事者である居住者に対して、当該契約が2017年8月16日付ロシア連邦中央銀行指示書第181-I号「外貨取引実施の際の、居住者および非居住者による然るべき権限を有する銀行への確認書類および情報の提出手順について、外貨取引の記録および報告の統一書式、それらの提出手順と期限について」の規定にしたがって然るべき権限のある銀行に登録されているか否かにかかわらず、適用されるものと定める。

6. 以下の条件がそろっている場合に、2022年12月31日(同日を含む)まで、上場株式会社に自らが上場した株式を購入する(株式の総数を減少させるための上場株式の購入を除く)ことを

認める：

- a) 購入される株式が、正規の取引に付されていること；
- b) 2022年2月1日以降の任意の3カ月間における購入される株式の加重平均価格が、2021年1月1日からの3カ月間の当該株式の加重平均価格にくらべ、20%以上低くなっていること；
- c) 2022年2月1日以降の任意の3カ月について貿易機関により算出された証券市場主要インデックスの値が、2021年1月1日からの3カ月間について貿易機関により算出された同インデックスの値にくらべ、20%以上低くなっていること；
- d) 範囲を限らない取引参加者に対する申請に基づいた正規の取引で株式が購入されること；
- e) 株式の購入が上場株式会社の依頼によりブローカーによって行われること；
- f) 上場株式会社取締役会（監査役会）によって、購入される株式のカテゴリー（タイプ）、各カテゴリー（タイプ）ごとの購入される株式数、2022年12月31日までに満了しなければならない株式購入の実施期限を定めた、本令にしたがった上場株式購入の決定が採択されていること。上場株式会社による自社株式の購入に関する情報は、そのことが株式購入決定に定められている場合、またはそうした決定によって定める期限で公開される場合、重要事実報告書(corporate action notice)の形で公開しなくてもよい。

7. 本令にしたがって自らが発行した株式の購入を行う上場株式会社は、ロシア連邦中央銀行に株式購入実行通知書を送付し、それに本令第6項に定める条件の遵守を確認する書類を添付するものとする。この通知書およびその添付書類は、電子形式で、ロシア連邦中央銀行が2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」の第769条第3段落にしたがって上場株式会社にアクセスすることを許可した個人アカウントを通じて送付されるものとする。

8. 1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第72条第4、5、7および8項の規定は、本令第6、7項の規定を考慮したうえで、自身が上場した株式の購入を行う上場株式会社に対して適用される。

9. 顧客－自然人がある金融機関に開設した自らの銀行口座（預金）から他の金融機関に金銭を振り込む際、そうした振込と同時に、その金銭の振込を行う金融機関が、口座（預金）を開設する金融機関に対し、当該顧客－自然人の身分証明時に確認した情報を伝達するのであれば、金融機関に対し、顧客－自然人またはその代理人が不在であっても、顧客－自然人の口座（預金）を開設する口座（預金）を開設する権利を与える。金融機関は、金銭の振込を、顧客－自然人から上記情報の金融機関への伝達と顧客－自然人との口座（預金）契約締結のためのその利用に対する書面による同意を得たのちに実行する。上記情報の伝達方法および書式は、金融機関同士が自ら決定する。

10. 本令はそれが公式に発表された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年2月28日

第79号

2. 2022年3月1日付ロシア大統領令第81号(外貨持ち出し・送金の制限)

ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置についてのロシア連邦大統領令

アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関によるロシア連邦市民およびロシア連邦法人に対する制限措置を導入する非友好的で国際法に反する行動に関連し、ロシア連邦の国益を守り、その財政的安定保障のため、連邦法2006年12月30日付第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」、および2018年6月4日付第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動に対する対応(対抗)措置について」にしたがい、以下を決定する：

1. ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の以下の追加暫定措置を講じる：

a) 2022年3月2日より居住者(在留外国人、residents)による、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人(そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む)ならびにその登記場所または事業活動を行う主たる場所がどこであるかにかかわらず、上記外国人の支配下にある者(以下、「非友好的行動を実行する外国国家の者」との以下の取引(オペレーション)実行の特別な手順を定める：

非友好的行動を実行する外国国家の者に対して、クレジット、借款(ルール建て)を供与する取引(オペレーション)。ただし、クレジットおよび借款がロシア連邦の法規文書により禁止されている場合を除く；

非友好的行動を実行する外国国家の者との間で実行(履行)される、有価証券および不動産に対する所有権を発生させるような取引(オペレーション)；

b) 本項a)および2022年2月28日付ロシア連邦大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」第3項に定める取引(オペレーション)は、ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会により発行され、必要な場合にはそうした取引(オペレーション)の実行(履行)条件が記載される許可証に基づき、実行(履行)することができる；

c) 本項a)に定める取引(オペレーション)で、非友好的行動を実行する外国国家の者ではない外国人とのものは、取引(オペレーション)の対象が、当該外国人によって非友好的行動を実行する外国国家の者から2022年2月22日以降に取得された有価証券および不動産である場合、本令に定める手順で実行(履行)される；

d) 本項"a"第3段落による有価証券に対する所有権を発生させる取引(オペレーション)は、ロシア連邦中央銀行がロシア連邦財務省と合意して発行し、そうした取引(オペレーション)の実行(履行)履行条件が記載される許可証に基づき、正規の取引(trading)によって実行することができる；

e) 本令に定める取引(オペレーション)の実行(履行)手順は、ロシア連邦中央銀行および国家機関が当事者である取引(オペレーション)には適用されない。

f) 金融機関は、本令に定める制限事項を考慮したうえで、非居住者たる銀行(non-resident

bank)のコレス口座に外貨建て金銭を振り込む権利を有する；

g) 2022年3月2日より、持ち出し日のロシア連邦中央銀行の公定レートで計算して米ドル換算で1万ドルを超える額の外貨および（または）外貨建ての現金性商品(cash instruments)をロシア連邦から持ち出すことを禁止する。

2. ロシア連邦政府は5日以内に、ロシア連邦における外交投資実施監督政府委員会による本令第1項"b"に定める許可証の発行手順を承認するものとする。

3. 本令はそれが公式に発表された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年3月1日

第81号

3. 2022年3月5日付ロシア大統領令第95号(外貨建て債務のルーブルでの返済)

特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順についてのロシア連邦大統領令

大統領令2022年2月28日付第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」および2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」に定めた経済的性格の措置に追加して、以下を決定する：

1. ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体、居住者(在留外国人、residents) (以下、「債務者」ともいう) による、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）またはその登記場所（その登記場所がロシア連邦である場合を除く）または事業活動を行う主たる場所がどこであるかにかかわらず、上記外国人の支配下にある者である外国債権者（以下、「外国債権者」）に対する、クレジット、借款、金融商品に関する債務の暫定的履行手順を定める。

2. 本令に定める債務履行手順は、暦月1,000万ルーブルを超える額、または各月1日のロシア連邦中央銀行が定める公定レートで上記金額と同等となる外貨額を超える額の債務の履行に適用される。

3. 本令第1項記載の債務を履行するために、債務者は、外国債権者または属人法にしたがい債務履行対象である有価証券の管理と権利移転を行う権利を有する外国機関（外国人ノミニール）名義で、当該債務の精算を行うためのタイプ「S」の口座を開設する申請をロシアの金融機関に送ることができる。有価証券発行に関わる債務を履行するためには、債務者はそうした申請を、2011年12月7日付連邦法第414-FZ号「証券集中保管機構について」にしたがい証券集中保管機構とな

っているノンバンク金融機関に、送ることができる。

4. 本令発行日から、同日までに外国債権者たる非居住者名義または外国ノミニ一名義で開設されていた証券口座を、タイプ「S」口座に属するものとする。

5. タイプ「S」口座の使用条件は、ロシア連邦中央銀行役員会の決定により定められ、その決定は2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」の第7条にしたがって公表されるものとする。タイプ「S」口座はルーブル建てとする。

6. 本令第1項記載の債務は、以下の場合に然るべく履行されたとみなされるものとする：

a) 本令第1項に記載されていない外国債権者に対して、外貨建てでの債務額（その金額がどの通貨建てであるかにかかわらず）に等しい、当該の支払いが実行された日のロシア連邦中央銀行の公定レートで計算された額のルーブルにより、債務が履行された；

b) ロシアの証券保管機構における証券口座で管理される有価証券を持つ居住者に対して、外貨建てでの債務額に等しい、当該の支払いが実行された日のロシア連邦中央銀行の公定レートで計算された額のルーブル建てによる金銭が、債務者によって債権者の口座へ振り込まれることにより債務が履行された。この際、支払いはタイプ「S」の口座に金銭が振り込まれることなく、ロシアの証券保管機構を通じて行われている；

c) 外国ノミニーに対して、外貨建てでの債務額に等しい、当該の支払いが実行された日のロシア連邦中央銀行の公定レートで計算された額のルーブル建てによる金銭が、有価証券発行条件により支払うものとされている金額から本項「a」、「b」で履行手順が定められた債務の債権者たる有価証券保有者に対して実行された支払の額を差し引いた額の金銭が本令第1項記載の外国債権者たる有価証券保有者に爾後振り込まれるべく、ロシアの証券保管機構に開設された外国ノミニーのタイプ「S」口座に債務者によって振り込まれることにより、債務が履行された。

d) 本令第10、11項に定める手順で債務が履行された。

7. 債務者によってタイプ「S」の口座に金銭が振り込まれる場合、債権者は当該口座が開設された金融機関に対し、ロシア連邦中央銀行（金融機関およびノンクレジット金融機関(non-credit financial institutions)による債務履行に関して）またはロシア連邦財務省（その他の債務者による債務履行に関して）が定める手順でその金銭を使用するよう申請することができる。

8. 居住者、および本令第1項に記載されていない外国債権者に対する債務の債務者による履行は、そうした債務に対する請求権が2022年3月1日以降（または特定のカテゴリーの者に関してはロシア連邦中央銀行役員会が定める他の日付以降）に本令第1項記載の外国債権者によって彼らに譲渡されている場合、本令に定める手順で実行される。

9. 外国機関による外国公開有価証券(emission securities)（ユーロ債、預託証券）の発行に関わる債務のロシア法人による履行は、本令に定める手順で実行される。

10. ロシア連邦中央銀行（金融機関およびノンクレジット金融機関による債務履行に関して）およびロシア連邦財務省（その他の債務者による債務履行に関して）に、本令第1項に記載される債務の債務者による履行の異なる手順を定める権限を与える。

11. 本令第10項にしたがって債務者による債務履行の手順が定められるまでの間、本令に定める手順を遵守せずに債務を履行する許可を発行する権限を、以下に与える：

a) ロシア連邦中央銀行－金融機関およびノンクレジット金融機関に関して；

b) ロシア連邦中央銀行と合意の上で、ロシア連邦財務省－その他の債務者に関して。

12. 2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」を適用するうえで、以下の要求を同時に満たすものは、同令の第1項「a」に記載の、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家の者、とはみなさない：

a) ロシアの法人または自然人の支配下にある（最終受益者がロシアの法人または自然人である）、そうした支配が、上記外国国家と関係を有する外国法人を通じて実行される場合を含む；

b) そうした支配に関する情報が、ロシア連邦の法規の要求にしたがって、本項「a」記載のロシアの法人または自然人によって、ロシア連邦の税務機関に対して開示されている。

13. ロシア連邦中央銀行に、本令および大統領令2022年2月28日付第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」および2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」の適用に関する諸問題についての、ロシア連邦全領土で拘束力を有する公式な説明を行う権利を与える。

14. ロシア連邦政府は2日以内に、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対する非友好的行動を実行している外国国家のリストを定めるものとする。

15. 本令はそれが公式に発表された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年3月5日

第95号

4. 2022年3月5日付ロシア政府指令第430号(非友好国リストの承認)

ロシア連邦政府 指令 2022年3月5日付第430号

2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」を実施するに当たり：

1. 添付される、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家および領土の一覧を承認する。

2. 本指令はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

2022年3月5日付

ロシア連邦政府指令
第430-r号により承認

**ロシア連邦、ロシアの法人及び自然人に対して
非友好的行動を実行する外国国家および領土の一覧**

オーストラリア

アルバニア

アンドラ

英国（ジャージー島（英国王室の王室属領）およびその支配下にある海外の領土－アンギラ島、
英領ヴァージン諸島、ジブラルタルを含む）

欧州連合加盟国

アイスランド

カナダ

リヒテンシュタイン

ミクロネシア連邦

モナコ

ニュージーランド

ノルウェー

韓国

サンマリノ

北マケドニア

シンガポール

米国

台湾（中国）

ウクライナ

モンテネグロ

スイス

日本

5. 2022年3月6日付ロシア政府決定第295号(外国投資監督政府委員会による許可発行規則の承認)

ロシア連邦政府決定

2022年3月6日付第295号

モスクワ

ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施のための、居住者による外国人との取引(オペレーション)の実行(履行)に対するロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による許可発行規則の承認、およびロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程の変更について

2022年3月1日付ロシア連邦大統領令第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」第2項にしたがい、ロシア連邦政府は以下を決定する。

1. 添付される、「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施のための、居住者による外国人との取引(オペレーション)の実行(履行)に対するロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による許可発行規則」を承認する。

2. 2008年7月6日付ロシア連邦政府決定第510号「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会について」(ロシア連邦法令集、2008、No.28、掲載番号3382)によって承認されたロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程に、以下の内容の第61項を追加する。

「61. 委員会は、個々の課題の実行と諸機能の遂行のために、小委員会を設けることができ、その小委員会の権限はロシア連邦政府によって定められ、その構成は委員会議長または副議長によって承認される。」。

3. 本決定はそれが公式に発表された日に発効する。

ロシア連邦政府議長 M. ミシュスチン

2022年3月6日付

ロシア連邦政府決定

第295号により

承認

ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施のための、居住者による外国人との取引(オペレーション)の実行(履行)に対するロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による許可発行規則

1. 本規則は、ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会(以下、「委員会」)によ

る、以下の実行（履行）に対する許可発行の特別手順を定めるものである。

a) 居住者（在留外国人、residents）による、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）ならびにその登記場所または事業活動を行う主たる場所がどこであるかにかかわらず、上記外国人の支配下にある者（以下、「非友好的行動を実行する外国国家の者」）との間の、以下の取引（オペレーション）。

非友好的行動を実行する外国国家の者に対して、クレジット、借款（ルーブル建て）を供与する取引（オペレーション）。ただし、クレジットおよび借款がロシア連邦の法規文書により禁止されている場合を除く。

有価証券および不動産に対する所有権を発生させるような取引（オペレーション）。

b) 居住者による、非友好的行動を実行する外国国家の者ではない外国人との間の、本項a)に定める取引（オペレーション）で、そうした取引（オペレーション）の対象が、当該外国人によって非友好的行動を実行する外国国家の者から2022年2月22日以降に取得された有価証券および不動産である場合。

c) 居住者により、非居住者に対して借款契約により外貨が提供されるような外貨オペレーション。

d) 非居住者による、ロシア連邦領外に位置する銀行およびその他の金融市場機関に開設された自らの口座（預金）への外貨の払い込み、および外国の支払いサービス提供者が提供する電子的な支払い手段を利用した銀行口座を開設することなく行われる金銭の振り込みの実施。

2. 連邦法「国の防衛および国家の安全保障のための戦略的意義を有する事業体への外国投資の実施手順について」が適用される事業体に対する取引、その他の行為への委員会による許可の発行は、連邦法にしたがい、当該取引、その他の行為を事前に合意することによって行う。

3. 本規則において「居住者」の概念は、連邦法「外貨規制および外貨管理について」第1条においてと同じ意味で用いられる。

上記連邦法第5条記載の条件のいずれか一つがあてはまる者は、本規則第1項「a」の第1段落での支配下にある者とみなされる。

4. 本規則第1項記載の取引（オペレーション）または取引（オペレーション）群を実行（履行）する許可（以下、「取引（オペレーション）実行（履行）許可」）発行の申請書は、居住者または非友好的行動を実行する外国国家の者によって、予算、税務、保険、外貨、銀行業務分野における国家政策の策定および法規制機能を遂行する連邦行政機関（以下、「管轄機関」）に提出される。

5. 本規則第4項に定める申請書の構成には、以下の書類が含まれる。

a) 取引（オペレーション）の目的、対象、内容、主要条件に関する情報、許可の予定有効期間に関する情報を含む、委員会宛の、自由な書式による取引（オペレーション）実行（履行）許可発行願（事業体の定款資本金を構成する議決権株（持分）に対応する一定数の議決権を直接または間接に裁量下に置く権利が入手されることとなるような取引（オペレーション）を実行（履行）する許可発行願を提出する場合、取引（オペレーション）実行（履行）許可発行願には、

当該議決権株（持分）に対応する議決権数が記載される）。

b) 法人または個人事業主としての自然人である申請者の当該国家の法規にしたがった国家登録を証明する書類、または、法人である申請者については、その設立を証明するその他の書類；

c) 自然人である申請者の身分を証明する書類

d) 法人ではない外国機関である申請者が、設立された国の法規にしたがって設立されたことを証明する書類

e) 法人である申請者の設立文書

f) 利益取得者、実質的支配者、取引当事者（オペレーション参加者）である非友好的行動を実行する外国国家の者を支配する者についての情報、連邦法第5条によるその者が支配下にあるとされる条件についての情報を含む書類

g) 申請書提出日に先立つ最後の決算日時点での居住者の貸借対照表（居住者の不動産に対する所有権を発生させるような取引（オペレーション）の実行（履行）許可発行申請書を提出する場合）、ただし連邦法「会計について」第18条に定める会計（財務）報告国家情報リソースに当該の貸借対照表がないとき

h) 申請書提出日に先立つ最後の決算日時点での居住者の資産の簿価に関する情報（居住者の不動産に対する所有権を発生させるような取引（オペレーション）の実行（履行）許可発行申請書を提出する場合）。

6. 申請書および本規則第5項に記載の書類はロシア語で作成されるものとする。書類の正本が外国語で作成されている場合、それら正本は所定の手順で公証されたロシア語への翻訳（当該書類が作成された国の管轄国家機関のアポステューユを付して）とともに提出される。

書類は綴じた形で提出され、申請人の印（それがあある場合）によって証明される。

申請人が自然人である場合、書類は真正であることが所定の手順で公証されたその自然人の署名によって証明される。

申請書は、公証された委任状または申請書提出の権限を証明するその他の文書を持つ申請人の代理人によって管轄機関に提出されてもよい。

申請書には送付される書類の一覧表が添付される。

7. 申請書および本規則第5項に記載の書類に、国家、営業上、職業上または法律によって守られるその他の秘密となる情報が含まれている場合、申請者はそうした情報を含む文書の完全なリストを申請書に記載する。

国家、営業上、職業上またはその他の法律によって守られる秘密となる情報は、ロシア連邦法規に定める要求にしたがって管轄機関に提出される。

8. 本規則第5項にしたがって申請書の構成に含まれる情報および書類は、十全かつ正確なものでなければならない。申請人が十全な量の情報および書類を提出することができない場合、それらは同人のもとにある分量で提出される。その際、申請人が当該の情報および書類を提出できない理由が示され、またどこにそうした情報および書類を要求することができるかが伝えられる。

9. 本規則第5項にしたがって申請書の構成に含められた情報および書類の変更に関する情報は、そうした変更について申請人が知ることとなった日から3日以内に、申請人によって書面により管轄機関に伝えられる。

10. 管轄機関は申請書と本規則第5項にしたがってその構成に含まれた書類の管理と保管、およびそれらに含まれた国家、営業上、職業上または法律によって守られるその他の秘密となる情報の保護を保障する。

11. 本規則第1項に記載の者に対する取引（オペレーション）の実行（履行）許可を発行させるための管轄機関への照会を、連邦行政機関および（または）ロシア連邦中央銀行が行う場合、規則の第4－10項は適用されない。

12. 申請書および本規則第5項に記載の書類、本規則第11条記載の照会は、紙媒体で、および電子デジタル署名を使用した電子文書の形を含めた電子媒体で、管轄機関に提出することができる。

13. 委員会の取引（オペレーション）実行（履行）許可、取引（オペレーション）実行（履行）条件を含む委員会の取引（オペレーション）実行（履行）許可、委員会の取引（オペレーション）実行（履行）許可発行拒否となるのは、ロシア連邦大統領府、社会経済発展の分析および予測分野の国家政策策定および法規制機能を遂行する連邦行政機関、ロシア連邦中央銀行から1名ずつが参加し、管轄機関の長が委員長となる小委員会（以下、「小委員会」）が下した、管轄機関により正式に文書化された決定である。

14. 小委員会は申請書および本規則第5項に記載の書類、本規則第11項記載の照会を検討し、小委員会の会議で、または遠隔投票により、取引（オペレーション）または取引（オペレーション）群に関する決定を下す。決定は小委員会の全会一致で採択される。

15. 小委員会は委員会の取引（オペレーション）実行（履行）許可の有効期限を定めることができる。

16. 小委員会は委員会の取引（オペレーション）実行（履行）許可を不特定多数の者を対象に発行する旨の決定を下すことができる。

6. 2022年3月18日付ロシア大統領令第126号(外貨送金に関する中央銀行の権限拡大)

ロシア連邦の財政安定保障のために外貨規制に関して行う経済的な追加暫定措置について

ロシア連邦大統領令2022年2月28日付け第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」、2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政安定保障のための経済的な性格の追加暫定措置について」および2022年3月5日付第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」が定める措置の追加として、以下を決定する：

1. ロシア連邦中央銀行理事会に対し、以下のオペレーションを行うことができる上限の金額を決定する権限を与える。

a) ロシア連邦中央銀行理事会が定める一覧に含まれる種類の契約にもとづいて居住者が居住者でない外国の法人および自然人に対して行う事前支払いまたは前払い；

b) ロシアの金融機関に開設されている口座からの送金のうち、以下のもの：

ロシア連邦ならびにロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家を登記地とする非居住者外国法人（以下、「非友好的行動を実行する国家の外国人」）の口座から、非友好的行動を実行する国家の外国人ではない非居住者外国法人の口座への送金；

非友好的行動を実行する国家の外国人ではない非居住者外国法人の口座から、ロシア連邦ならびにロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家（以下、「非友好的行動を実行する外国国家」）に開設されている口座への送金；

c) 電子マネーなどの送金（口座開設を伴わないもの）のうち、以下のもの：

非友好的行動を実行する国家の外国人が、非友好的行動を実行する国家の外国人ではない非居住者外国法人に対して行う送金；

非友好的行動を実行する国家の外国人ではない非居住者外国法人が、非友好的行動を実行する外国国家に所在する銀行およびその他の金融市場機関に対して行う送金；

d) 非居住者外国法人がロシアの国内外貨市場で行う外貨の購入。

2. 2022年12月31日まで、以下のオペレーションをロシア連邦中央銀行の許可を取得することなく行うことを禁止する：

a) 居住者が非居住者法人の資産（定款資本または合同資本、協同組合出資金）を形成する出資分、持ち分、分担分などを拠出すること；

b) 出資をとまなうパートナーシップ契約（共同事業契約）の履行の一環として居住者が非居住者に対して資産を拠出すること。

3. 本令第1項a)の規定は、ロシアの自然人、ロシアの金融機関、国家開発コーポレーション「VEB.RF」による当該のオペレーションの実行に対しては適用されない。

4. ロシア連邦中央銀行に対して以下の権限を与える：

a) 2022年2月28日付けロシア連邦大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」第2項の要求事項の履行を、居住者である対外経済活動参加者が、同項が定める期限とは異なる期限までに履行する許可を発行する；

b) 居住者である対外経済活動参加者に対して、同人が貸付契約に定められた外貨建ての債務についてのロシアの金融機関から請求の履行（借入金返済、金利および〔または〕違約金の支払いを含む）のために振り向ける、同居住者の口座に外貨が送金された時点で定められた金額の外貨分だけ、2022年2月28日付けロシア連邦大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」第2項が定める手順にもとづく強制外貨売却を行わなくてよい旨の許可を発行する；

c) 本令第2項が定めるオペレーションの実行に必要な許可を発行する；

d) 本令の適用にかかわる諸問題について公式の解説を行う。

5. 2022年9月1日までの間、非友好的行動を実行する外国国家が導入した制限措置の対象となった金融機関と、居住者法人であるところの当該金融機関顧客との間で締結済みの銀行口座（預金）開設契約にもとづいて形成された外貨建て債務（ただし、当該措置が導入された日より前に発生した債務であることを条件とする）は、それがロシア連邦中央銀行の定める履行当日の公式レートにもとづいて計算された外貨（その金額がどの外貨建てかは問わない）と等価な金額のル

ールによって履行された場合には、適切に履行されたものとみなす旨を定める。

6. 2022年2月28日付けロシア連邦大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」の適用を目的として、以下を定める：

a) 本令第3項が定める禁止措置は、ロシア連邦の外交代表部および領事館、国際（国家間、政府間）機関におけるロシア連邦の常設代表部、その他のロシア連邦の在外公館および連邦行政機関代表部、ならびに（または）ロシア連邦領外に所在する居住者法人支店およびそれらの職員の口座（預金）であって、ロシア連邦領外にある銀行に開設されているものに対して行われる外貨建て送金には適用されない；

b) 本令第1項および第2項の要求事項は、ロシア連邦北極圏における液化天然ガス生産プロジェクトの実施に直接従事する組織に対しては、これらのプロジェクトの実施に関連する当該組織の口座への外貨建て送金については適用されない。

7. 2022年3月1日付けロシア連邦大統領令第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」の適用を目的として、本令第1項が定める制限措置は、非友好的行動を実行する外国国家との関連を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）の支配下にある居住者に対するクレジットおよび借款（ルール建て）の提供には適用されない旨を定める。

8. 2022年3月5日付けロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第12項の規定は、本令の適用に対しても適用される。

9. ロシア連邦外国投資実施状況監督政府委員会に対して以下の権限を与える：

a) 2022年2月28日付けロシア連邦大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」第2項の要求事項の履行を、居住者である対外経済活動参加者が、同項が定める金額とは異なる金額をもって行うことに対する許可を発行する；

b) 本令第1項が定めるオペレーションのうちのいずれかを、ロシア連邦中央銀行理事会が定めた金額を上回る金額をもって行うことに対する許可を発行する。

10. ロシア連邦政府は、本令第9項が定める許可のロシア連邦外国投資実施状況監督政府委員会による発行の手順を10日以内に承認する。

11. ロシア連邦中央銀行は、本令第4項が定める権限の行使に必要となる文書を10日以内に採択する。

12. ロシア連邦中央銀行理事会は以下の文書を10日以内に採択する：

a) 本令第1項が定める権限の行使に必要となる決定書；

b) 本令第4項a)からc)までが定める許可の発行手順を定める決定書。

13. 本令が定めるロシア連邦中央銀行理事会の決定書は、2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」第7条にもとづいて公式に発表される。

14. 本令はそれが正式に発表された日に発効する。

15. 本令第1項の規定のうち、同項a)からd)までが定めるオペレーションの実施についての部

分は、当該のオペレーションに関する連邦中央銀行理事会の採択済みの決定書が正式に発表された日より適用される。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年3月18日

第126号

7. 2022年5月4日付ロシア大統領令第254号(国外への配当制限等)

特定の外国人債権者に対する企業間の財政的義務の暫定的な履行手順について

ロシア連邦大統領令2022年2月28日付第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別な経済的措置の適用について」、同2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」、同2022年3月5日付第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」、同2022年3月18日付第126号「ロシア連邦の財政安定保障のために外貨規制に関して行う経済的な追加暫定措置について」、同2022年3月31日付第172号「天然ガスのロシア供給者に対する外国の買手の債務履行における特別な手順について」、同2022年4月1日付第179号「特定の外国債権者に対する輸送分野における財政的義務の暫定的な履行手順について」が定める措置に加えて、以下を決定する。

1. 居住者(residents)である有限責任会社、その他の会社、生産協同組合(以下、「居住者」ともいう)が、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人(そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む)である、または、その登記場所(その登記場所がロシア連邦である場合を除く)もしくは主たる事業場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者である自らの出資者(以下、「外国人債権者」)に対して利益支払い義務を履行するにあたっての暫定的な手順を定める。

居住者の利益の分配に関する決定を行う場合、外国人債権者に対するその支払いは、2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第2項~第9項にしたがってこれを行う。

2. ロシア連邦中央銀行(金融機関およびノンクレジット金融機関である居住者が利益支払い義務を履行する場合)およびロシア連邦財務省(その他の居住者が利益支払い義務を履行する場合)に、外国人債権者に対する利益支払い義務の履行にかかわるこれとは異なる手順を定める権限を与える。

3. 以下の機関に対して、居住者が本令の定める手順を遵守することなく外国人債権者に対す

る利益支払い義務を履行することへの許可を発行する権限を与える：

a) ロシア連邦中央銀行 - 金融機関およびノンクレジット金融機関である居住者が利益支払い義務を履行する場合；

b) ロシア連邦財務省。ただし、ロシア連邦中央銀行との合意にもとづく - その他の居住者が利益支払い義務を履行する場合。

4. ロシア連邦大統領令2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」第1項「a」および同2022年3月5日付第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」の適用にあたっては、以下の者はロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家（以下、「非友好的行動を実行する外国国家」）と関係を有する外国人とは見なされない。

a) 非友好的行動を実行する外国国家に分類されない外国国家の法がその属人法であるような法人または自然人の支配下にある者。ただし、当該の支配が2022年3月1日より前に確立されたことを条件とする。

b) 非友好的行動を実行する外国国家に分類されない外国国家の支配下にある者。ただし、当該の支配が2022年3月1日より前に確立されたことを条件とする。

5. ロシア連邦大統領令2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」の適用にあたっては、同令が定める取引（オペレーション）実施（履行）手順は、以下には適用されない：

a) 非友好的行動を実行する外国国家の市民により取得された不動産に対する所有権が発生することにつながる取引（オペレーション）；

b) 非友好的行動を実行する外国国家の市民が不動産を譲渡することを目的とする取引。ただし、当該の取引にかかわる決済が、2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第5項にもとづいてその使用条件が設定されている「S」型口座を用いて行われることを条件とする；

c) 2004年12月30日付連邦法第214-FZ号「集合住宅およびその他の不動産物件の共同建設事業への出資について、ならびにロシア連邦の若干の法令の改正について」の要求事項にもとづいて行う取引。ただし、集合住宅および（または）その他の不動産物件の共同建設事業に出資を行う者が、非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人であるか、またはそれらの外国人の支配下にあるロシアの法人であることを条件とする；

d) 2004年12月30日付連邦法第214-FZ号「集合住宅およびその他の不動産物件の共同建設事業への出資について、ならびにロシア連邦の若干の法令の改正について」の要求事項にもとづいて建設され（創設され）、利用に供された集合住宅および（または）その他の不動産物件における居室に対する所有権の発生につながる取引であって、非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人、またはそれらの外国人の支配下にあるロシアの法人をその当事者とするもの；

e) ロシアの法人の追加株式（持分）、債券に対する所有権の発生につながる取引であって、さらに、非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人であってかつ2006年7月26日付連邦法第135-FZ号「競争の保護について」第9条第1項第1号の定める事由により当該のロシア法人と同一のグループに属するとされる者をその当事者とするもの。ただし、当該の株式（持分）、

債券に対する支払いがグループによって行われることを条件とする；

f) 非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人にロシアの法人の追加株式（持分）に対する所有権が発生することにつながる取引（オペレーション）。ただし、これらの外国人が当該ロシア法人の定款資本金（共同出資金）の25パーセントを超える株式（持分）を直接的または間接的に掌握する権利を取得することにならないことを条件とする；

g) 不動産に対する所有権の発生につながる無償の取引であって、非友好的行動を実行する外国国家の市民を当事者とするもの。ただし、当該の取引がロシア連邦の家族法典による配偶者間または近しい親族間で行われることを条件とする。

6. 2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」の適用にあたっては、以下の通りとするものと定める：

a) 同令が定める債務履行手順は、以下に示す場合には、独立保証（カウンターギャランティ）または保証人義務引き受けから発生する債務に対してこれを適用する。すなわち、当該の保証（カウンターギャランティ）の受益者または当該の保証人義務が担保する元の債務の債権者が同令第1項に掲げる外国人債権者であって、さらに当該の独立した保証（カウンターギャランティ）または保証人義務がその履行を担保する元の債務が上記の手順の適用を受けるクレジット、借款または金融商品から発生する債務である場合；

b) 同令第11項の定める許可の取得にあたり、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体およびロシアの法人は、同令第1項に掲げる外国人債権者に対する債務の終了のために利用することが認められている有価証券を「S」型口座に振り替えることによって、当該の債務（その全部または一部）を終了することができる。その際、当該債務の価額が「S」型口座に振り替えられた有価証券の価額に等しいならば、外国人債権者の同意は必要とされない。

7. 2022年3月31日付ロシア連邦大統領令第172号「天然ガスのロシア供給者に対する外国の買手の債務履行における特別な手順について」第6項の適用にあたっては、外国の買主から「K」型特別外貨口座への入金があったのち、同令第2項にもとづく公認銀行は、当該の資金をノンバンク金融機関である中央清算機関「ナショナルクリアリングセンター」（株式会社）のコレス口座に送金して、その後に上場株式会社「モスクワ証券取引所MMVB-RTS」が実施する正規の取引の場において当該公認銀行が行う外貨売買取引にかかわる決済を実施するための口座にこれを振り替えることができるようにするものと定める。

8. 2022年4月1日付ロシア連邦大統領令第179号「特定の外国債権者に対する輸送分野における財政的義務の暫定的な履行手順について」の適用にあたっては、自らの子会社である（従属する）事業体にして非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国法人に対する、航空機、補助動力装置、航空エンジンのリースについて定める契約の実行に際しての賃借料、リース料およびその他の代金の支払い義務を履行するための資金が自らの口座に入金された同令第2項「a」に掲げる主事業体は、当該の子会社である（従属する）事業体に対する請求分を相殺することによってこれらの事業体に対する債務を終了することができるものと定める。その際、当該の主事業体に対しては、2003年12月10日付連邦法第173-FZ号「通貨規制および通貨管理について」第19条第1項第3号の要求事項は適用されない。

9. ロシア連邦中央銀行に対し、本令の適用にかかわる諸問題について公的な解説を行う権利

を与える。

10. 本令はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年5月4日

第254号

8. 2022年6月30日付ロシア大統領令第416号(サハリン2に関する特別措置)

若干の外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する燃料エネルギー分野における 特別経済措置の適用について

アメリカ合衆国ならびにこれに加わった外国国家および国際機関がロシア連邦市民およびロシア法人に対する制限措置を発動するために行った非友好的で国際法に反する行動に関連して、ロシア連邦の国益の保護を目的として、連邦法2006年12月30日付第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、同2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」および同2018年6月4日付第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置」にしたがい、以下を決定する。

1. 若干の外国の法人および自然人が1994年6月22日に締結された生産物分与方式にもとづくピリトゥン・アストフ石油ガス鉱床およびルニ石油ガス鉱床の開発に関する協定（以下、「協定」）の履行に関連する義務違反の結果として発生した自然および技術由来の非常事態の発生の脅威、人々の生命および安全に対する脅威、ロシア連邦の国益および経済安全保障に対する脅威に鑑みて、当該の外国人とその支配下にある者に対して以下の特別経済措置を適用することを定める：

a) ロシア連邦政府はロシアの有限責任会社を設立し、本令にもとづき、その会社に「サハリンエナジーインベストメントカンパニーLTD.」（以下、「サハリンエナジー」）のすべての権利および義務を移行する。上記有限責任会社（以下、「会社」）はロシア連邦政府が定める手順にしたがって設立される。会社はその活動を協定にしたがって実施する。ロシア連邦政府は会社の設立者（出資者）ではない；

b) 協定の枠内で形成されたサハリンエナジーの資産はすみやかにロシア連邦に引き渡され（ロシア連邦がその形成のための資金調達義務をしかるべく履行していることを踏まえて）、同時に協定の定める期間これ無償で利用する権利が会社に引き渡される；

c) 本項b)号に定める以外のサハリンエナジーの資産はすみやかに会社の所有に引き渡される；

d) 会社の定款資本金における持分は次に掲げる者に帰属する：

有限責任会社「ガспромサハリンホールディング」 — 同社に帰属するサハリンエナジー定款資本金中の株式の数に比例して；

会社 — サハリンエナジー定款資本金中のその他の株主に帰属する株式の数に比例して。当該の持分は本令が定めるところの者に引き渡されることになる。会社に帰属する持分がこれらの者に引き渡されるまでの間、その管理はロシア連邦政府が本令にもとづいてこれを行う；

e) 本項d) 号第3段落に掲げるサハリンエナジーの株主は、会社の設立から1カ月を期限として、ロシア連邦政府に対して、会社定款資本金中の持分を、サハリンエナジー定款資本金中の自らに帰属する株式の数に比例して引き受けることに合意する旨の通知書を提出するものとする。当該の通知書には、当該のサハリンエナジー株主が相応の数のサハリンエナジー株式に対する権利を有すること立証する文書を添付するものとする；

f) ロシア連邦政府は、本項e) 号に掲げる通知書が到着するごとに、3日以内に：

本令e) 号にもとづいて提出された文書を検証する；

サハリンエナジー定款資本金中のその者に帰属する株式の数に比例して会社の定款資本金中の持分を当該のサハリンエナジー株主に引き渡す、またはそのような持分の引渡しを拒否する旨の決定を下す；

g) ロシア連邦政府が引き渡す旨の決定を下した持分は、本項f) 号第3段落にもとづき下されたその引渡しに関する決定で引渡し先とされている者にすみやかに引き渡され、ロシア連邦政府によるその管理は終了する；

h) 会社の定款資本金における持分のうち、本項f) 号およびg) 号にもとづくサハリンエナジーの株主に対する引渡しがなされなかったものは、ロシア連邦政府がその評価を行い、ロシア連邦政府が定める手順にしたがって、その手順が定める基準に適合するロシア法人に対してこれを売却する。この持分の評価および売却は、本項f) 号第3段落にもとづいて持分の引渡しを拒否する旨の決定が下された日から4カ月以内に、または、持分の引渡しを拒否する旨の決定が下されたのではない場合（本項e) 号が定める通知書が提出されなかった、もしくは所定の期限に違反して提出されたことを理由とする場合を含む）には、本項e) 号が定める期限が満了した日の翌日から4カ月以内に、ロシア連邦政府がこれを行う；

i) 会社の定款資本金における持分のうち、本項f) 号およびg) 号にもとづくサハリンエナジーの株主に対する引渡しがなされなかったものの売却から得られた金銭は、2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」にしたがって会社が当該のサハリンエナジー株主を名義人として開設した「S」型口座に対して、当該持分の買手が払い込む。サハリンエナジーの株主は、本項j) ~l) 号が定める手続きが完了するまで当該の金銭を処分することはできない；

j) ロシア連邦政府は、外国の法人（その支店）および（または）自然人の協定の履行に関連した活動の財務、環境保護、技術およびその他の監査を実施する。その活動が監査の対象となる者の一覧は、ロシア連邦政府によって承認される；

k) ロシア連邦政府は、本項j) 号にもとづいて実施した監査の結果にもとづいて、こうむった被害の大きさを確定し、これを補償する義務を負う者を決定する；

l) こうむった被害の価額に等しい額の金銭は、本項k) 号により被害を補償する義務を負うとされた外国の法人（その支店）および（または）自然人との関係を有するサハリンエナジー株主を名義人として開設された「S」型口座から会社宛に振り替えられる。

2. ロシア連邦政府は、サハリンエナジーロシア支店の現在の長または最後に任命された長を会社の経営者に任命し、この者が会社設立の日から会社の単独執行機関選任の日までの間、会社の単独執行機関としての任務を遂行する。サハリンエナジー支店の長が会社経営者への任命に同意しなかった場合、ロシア連邦政府は別の者を会社の経営者に任命する。会社に帰属するすべての持分の所有権が本令の定めるところの者に移行してから10日以内に、会社の出資者総会によって、会社の単独執行機関が選任される。会社の事業活動は協定の条件にもとづいてこれを行う。

3. 会社の経営者は、サハリンエナジー（そのロシア支店および駐在事務所）のすべての従業員の会社への異動を行うものとする。

4. ロシア連邦政府は会社の設立にあたってその定款を承認する。当該の定款は会社の出資者が会社の新たな定款を承認する日まで効力を有する。会社の出資者は、会社に帰属するすべての持分の所有権が本令の定めるところの者に移行してから1カ月以内に、会社設立協定書の締結および新たな会社定款の承認を行う。会社設立協定書および会社定款は、会社のすべての出資者に、サハリンエナジー株主に帰属するものと同じ権利および義務を与える。

5. 協定の実施にかかわる権利関係にはロシア連邦の法が適用される。

6. 協定の実施にかかわる権利関係から派生する争議はモスクワ市商事裁判所において解決される。

7. 以下の機関に公式の解説を行う権利を与える：

a) ロシア連邦中央銀行 — 本令のうち、「S」型口座の利用にかかわる部分について；

b) ロシア連邦政府 — 本令の適用にかかわるその他の諸問題について。

8. 本令はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年6月30日

第416号

9. 2022年8月5日付ロシア大統領令第520号(エネルギー・金融分野の非友好国子会社の資産売却の許可制への移行)

幾つかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する金融および燃料エネルギー領域における特別経済措置の適用について

ロシア連邦市民およびロシア法人に対する制限措置の発動を目的とした米国およびそれに加担する外国国家および国際機関の非友好的かつ国際法に反する行動との関連において、ロシア連邦の国益の保護を目的として、かつ、2006年12月30日付連邦法第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付同第390-FZ号「安全保障について」、および2018年6月4日付

同第127-FZ号「米国およびその他の外国国家の非友好的行動に対する対応(対抗)措置について」に従い、下記事項を決定する。

1. 2022年12月31日までの間、ロシア法人の有価証券、ロシア法人の定款資本(共同出資金)を構成する持分(出資金)、ロシア連邦領内における投資プロジェクトの実現の根拠となっている生産物分与協定、共同事業契約、またはその他の契約の締約者が保有する参加持分、権利および義務の所有、利用および(または)処分に係る権利の設定、変更、解除もしくは抵当権設定を直接のおよび(または)間接的に招く取引(オペレーション)について、当該の有価証券、持分(出資金)、権利および義務が、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対する非友好的行動を遂行している外国国家と関係する外国の者(当該の外国の者が前記の国家の国籍を有しており、これらの者の登記地、これらの者の主たる経済活動運営地、またはこれらの者による事業収益の主たる取得地が前記の国家である場合を含む)、および前記の外国の者の支配下にある者が保有している場合には、その遂行を禁止する。

2. 本大統領令第1項に定めのある禁止事項は、下記の取引(オペレーション)に適用する。

a) 2004年8月4日付ロシア連邦大統領令第1009号「戦略的企業および戦略的株式会社のリストの承認について」によって承認された戦略的企業および戦略的株式会社のリストに含まれている株式会社の定款資本を構成する株式。

b) 本項第a号に記載されている株式会社が直接的または間接的に株式、持分(出資金)を保有している事業体の定款資本を構成する株式、持分(出資金)。

c) 「サハリン-1」プロジェクトに係る生産物分与協定(サハリン島大陸棚におけるチャイヴォ、オドプトゥ、アルクトゥン・ダギ石油ガスコンデンセート鉱床)、およびハリヤガ鉱床における生産物分与条件による石油開発・採掘協定の締約者が保有する参加持分、権利および義務。

d) 燃料エネルギー産業の事業体向け設備の生産者であり、かつ当該の設備のメンテナンス・修理サービスを提供する事業体、熱エネルギーおよび(または)電力エネルギーの生産者および供給者である事業体、石油、石油原料の精製、およびこれらの加工製品の生産に携わる事業体の定款資本を構成する株式、持分(出資金)。前記の事業体のリストは、ロシア連邦政府の上申に基づきロシア連邦大統領がこれを承認する。

e) ロシアの金融機関の定款資本を構成する株式、持分(出資金)。当該の金融機関のリストは、ロシア連邦中央銀行との調整合意を経たロシア連邦政府の上申に基づきロシア連邦大統領がこれを承認する。

f) 下記の鉱区の利用者である事業体の定款資本を構成する株式、持分(出資金)。

ロシア連邦の領内に位置しており、炭化水素資源(可採埋蔵量:原油2,000万t以上、天然ガス200億m³以上、石炭3,500万t以上)、ウラン、高純度石英原料、イットリウム系希土類、ニッケル、コバルト、タンタル、ニオブ、ベリリウム、銅の鉱床を含む地下資源鉱区。

ロシア連邦の領内に位置しており、ダイヤモンドの一次鉱床、金、リチウム、白金族金属の一次(鉱石)鉱床である地下資源鉱区。

ロシア連邦の内海、領海、大陸棚の地下資源鉱床。

3. 本大統領令に定めのある禁止事項は、2022年6月30日付ロシア連邦大統領令第416号「幾つかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する燃料エネルギー領域における特別経済措置

の適用について」、2022年7月14日付連邦法第320-FZ号「連邦法『国有資産および自治体資産の民営化について』およびロシア連邦の幾つかの法令文書の改正、ならびに資産関係の規制に係る個別規定の制定について」によって規制がなされた権利関係には適用しないものとし、これには、前記の大統領令に従い遂行される取引（オペレーション）、および前記の連邦法に従い外国法人の支社（代表部）が有限責任会社の形態を取る事業体へと改組される場合に遂行される取引（オペレーション）を含むものとする。

4. 本大統領令の規定に違反して遂行された取引（オペレーション）は無効とする。本大統領令第1項に記載されている取引（オペレーション）の、本大統領令の規定に違反した遂行があった場合、ロシア法人の有価証券、ロシア法人の定款資本（共同出資金）を構成する持分（出資金）、生産物分与協定の締約者が保有する参加持分は、これらの保有者に対し、ロシア連邦の法令、生産物分与協定、共同事業契約およびその他の契約に定めのある権利を提供しないものとする。

5. 本大統領令に従い遂行の禁止が定められた取引（オペレーション）は、ロシア連邦大統領の特別決定を根拠として遂行される場合がある。

6. 本大統領令に定めのある制限の有効期間は、ロシア連邦大統領によって一度ならず延長される場合がある。

7. ロシア連邦政府は10日以内に、ロシア連邦大統領の承認を得るため下記文書を提出する：

- a) 本大統領令第2項第d号に従った事業体のリスト
- b) 本大統領令第2項第e号に従ったロシアの金融機関のリスト（ロシア連邦中央銀行との調整合意に基づく）

8. 本大統領令は、その正式な公布日より効力を発する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年8月5日

第520号

10. 2022年9月8日付ロシア大統領令第618号(非友好国に関連する有限会社の資産処分の許可制への移行)

若干の主体の間における特定の種類の取引(オペレーション)の特別な実行(履行)手順について

ロシア連邦大統領令2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」および同2022年3月5日付第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」が定める措置に加えて、以下を決定する。

1. 居住者と、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活

動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）外国人または登記場所、事業活動を行う主たるにかかわらずそれらの外国人の支配下にある者（以下、「非友好的行動を実行する外国国家の者」）との間において、非友好的行動を実行する外国国家の者同士の間において、ならびに非友好的行動を実行する外国国家の者と非友好的行動を実行する外国国家の者でない外国人との間において行われる取引（オペレーション）であって、有限責任会社（金融機関およびノンクレジット金融機関を除く）の定款資本金における持分を保有する、利用する、および（もしくは）処分する権利、またはその他の権利であって有限責任会社の経営の条件および（もしくは）それらの会社が行う事業活動の実施の条件を定めることのできる権利の設定、変更または終了に直接および（または）間接につながるものにつき、その特別な実行（履行）手順を定める。

2. 本令第1項が定める取引（オペレーション）は、ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会が発行する許可であって、必要な場合には当該の取引（オペレーション）の実施（履行）条件を記載するところのものにもとづいて、これを実行（履行）することができる。

3. 本令が定める手順は、2022年6月30日付ロシア連邦大統領令第416号「若干の外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する燃料エネルギー分野における特別経済措置の適用について」にしたがって実行（履行）される取引（オペレーション）、および2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「若干の外国国家および国際機関の非友好的行為に関連した金融および燃料エネルギー部門における特別な経済措置の適用について」が定める取引（オペレーション）には適用されない。

4. 本令第1項および第2項ならびに2022年5月4日付ロシア連邦大統領令第254号「特定の外国債権者に対する企業間の財政的義務の暫定的な履行手順について」第1項の適用にあたっては、2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第12項および2022年5月4日付ロシア連邦大統領令第254号「若干の外国人債権者に対する臨時の企業間金融債務履行手順について」第4項の規定を適用する。

5. 本令第1項に掲げる外国国家が発動した制限措置の対象とされた金融機関と当該機関の顧客であって居住者たる法人との間で締結された銀行口座（預金）契約にもとづく外国通貨建ての債務は、当該の債務が外国通貨による債務価額（いかなる通貨によるかを問わない）と等価であって債務履行日の時点で有効なロシア連邦中央銀行の公式レートにもとづいて計算された額のルールによって履行された場合に、しかるべく履行されたものと認められる。

6. ロシア連邦領内に所在する地下資源の利用者であって、2004年8月4日付ロシア連邦大統領令第1009号「戦略的企業および戦略的株式会社一覧の承認について」が承認した戦略的企業および戦略的株式会社一覧に含まれる法人が、その定款資本金における直接または間接の出資の持分を保有している有限責任会社は、非友好的行動を実行する外国国家の者であるところの当該有限責任会社の出資者に対して、自らの活動に関する情報を提供しなくてもよい。

7. ロシア連邦財務省に対し、本令の適用における諸問題について公式な説明を行う権利を与える。

8. ロシア連邦政府は、10日間を期限として、ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会が本令第2項の定める許可を発行する際の手順を承認する。

9. 本令第5項の規定は、2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第529号「銀行口座（預金）に関する外貨建ての債務、および外国機関が発行した債券に関する債務の暫定的な履行手順について」第1項が規定する諸関係には適用されない。

10. 本令はその公布の日をもって発効する。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年9月8日

第618号

11. 2022年9月19日付ロシア政府決定第1651号(外国投資監督政府委員会規則への修正事項)

2022年9月19日付ロシア連邦政府決定第1651号 2022年3月6日付ロシア連邦政府決定第295号の変更について

ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 2022年3月6日付ロシア連邦政府決定第295号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的としたロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による許可、および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の交付規則の承認について、およびロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程の変更について」（ロシア連邦法令集、2022、No.11、掲載番号1689；No.14、掲載番号2260、No.16、掲載番号2669、No.24、掲載番号4056、No.30、掲載番号5638）に加えられる添付の変更を承認する。

2. 本決定はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン

2022年9月19日付

ロシア連邦政府決定第1651号により承認

2022年3月6日付ロシア連邦政府決定第295号に加えられる変更

1. 名称の「個別のロシア連邦大統領令によって」の文言の後に、「および上記の目的でのその他の権限の行使」という文言を追加する。

2. 第1項に「および上記の目的でのその他の権限の行使」という文言を追加する2。

3. ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的としたロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による許可、および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の交付規則で、かつ上記の決定によって承認された規則において：

a) 名称に「および上記の目的でのその他の権限の行使」という文言を追加する2。

b) 第1項において：

第1段落の「国際機関」という文言の後に、「居住者がロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関に開設された自分の口座（預金）に外貨を入金すること、および銀行口座を開設することなく、外国の支払サービス提供業者が提供する電子支払手段を利用した金銭の送付を実施することについて、委員会が2022年7月5日付ロシア連邦大統領令第430号『対外経済活動参加者である居住者による外国通貨およびロシア連邦通貨の本国引き揚げについて』に基づき、制限を導入すること」という文言を追加する；

以下の内容の i) 号を追加する：

「i) 居住者と、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）外国人、または登記場所、事業活動を行う主たる場所にかかわらずそれらの外国人の支配下にある者（以下、「非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する者」）によって、非友好的行動を実行する外国国家の者同士の間において、ならびに非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する者と非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する者ではない外国人との間において行われる取引（オペレーション）であって、有限責任会社（金融機関およびノンクレジット金融機関を除く）の定款資本金における持分を保有する、利用する、および（もしくは）処分する権利、またはその他の権利であってそうした有限責任会社の経営の条件および（もしくは）それらの会社が行う事業活動の実施の条件を定めることのできる権利の設定、変更または終了に直接および（または）間接につながるもの；

c) 第4項の「非友好的行動を実行する」の後に、「または非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する者」という文言を追加する；

d) 第5項：

第1段落で、「第1項の a) ～ d) 号」という文言を「第1項の a) ～ d) 号および i) 号）」という文言に置き換える；

f) 号で、「非友好的行動を実行する」の後に、「または非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する者」という文言を追加する5；

e) 第11項第1段落で、「第1項の a) ～ f) 号」という文言を「第1項の a) ～ f) 号および i) 号）」という文言に置き換える；

f) 以下の内容の13項の2を追加する：

「13の2. 居住者がロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関に開設された自分の口座（預金）に外貨を入金すること、および銀行口座を開設することなく、外国の支払サービス提供業者が提供する電子支払手段を利用した金銭の送付を実施することに対して制限を課すこ

とに関する委員会の決定となるのは、権限を有する機関によって正式なものとされた小委員会の決定である。」

12. 2022年10月13日付ロシア財務省書簡(2022年9月8日付ロシア大統領令618号の解釈)

ロシア連邦財務省書簡

2022年10月13日付第05-06-14 P M/99138号

2022年9月8日付ロシア連邦大統領令第618号の適用の問題に関する

公式解説書1

ロシア連邦財務省は、2022年9月8日付ロシア連邦大統領令第618号「若干の者の間における特定の種類の取引（オペレーション）の特別な実行（履行）手順について」（以下、「大統領令第618号」）第7項にしたがい、大統領令第618号の適用における特定の問題について公式の解説を行う。

1. 居住者たる者の特定にあたっては、2003年12月10日付連邦法第173-FZ号「通貨規制および通貨管理について」第1条第1項第6号が示す「居住者」の定義を参照する必要がある。

また、2002年5月31日付連邦法第62-FZ号「ロシア連邦国籍について」第6条第1項により、ロシア連邦市民であって他国の国籍をあわせ持つ者は、ロシア連邦の国際条約または連邦法が定める場合をのぞき、ロシア連邦によってロシア連邦市民とのみ見なされることも考慮に入れなければならない。

2. ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的な行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）である、または、その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者（以下、「非友好的行動を実行する外国国家の者」）の特定にあたっては、2022年3月5日付ロシア連邦政府指令第430-r号が承認した「ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家および領土の一覧」を参照する必要がある。

非友好的行動を実行する外国国家の者の支配下にあるか否かの特定にあたっては、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防および国家安全保障の確保のための戦略的意義を有する事業体に対する外国投資の実施手順について」第5条に掲げる条件のいずれか1つにでも該当する場合、その者は支配下にある者と見なされるという点を踏まえる必要がある。

3. 大統領令第618号を適用するにあたっては、次に掲げる要求事項を同時に満たす者は非友好的行動を実行する外国国家の者とは見なさない：

a) 当該の者がロシアの法人または自然人の支配下にある（ロシア連邦、ロシアの法人または自然人を最終受益者とする）こと。ここには、当該の外国国家と関係を有する外国法人を介して支配権が行使されている場合も含まれる；

b) 本項「a」号に示したロシアの法人または自然人が、当該の者が自らの支配下にある旨の情報をロシア連邦の法の要求事項にしたがってロシア連邦の税務機関に対して開示済みであるこ

と；

外国の組織への出資および支配下にある外国企業に関してロシア連邦の税務機関に通知を行い、納税者を支配権を有する者と認定するための手順は、ロシア連邦税法典第25.14条がこれを定めている。

4. 大統領令第618号を適用するに当たっては、次に掲げる者も非友好的行動を実行する外国国家の者と見なさない：

a) 非友好的行動を実行する外国国家に含まれない外国国家の法を属人法とする法人または自然人の支配下にある者。ただし、当該の支配権が2022年3月1日より前に定められたものであることを条件とする；

b) 非友好的行動を実行する外国国家に含まれない外国国家の支配下にある者。ただし、当該の支配権が2022年3月1日より前に定められたものであることを条件とする；

自然人および法人の属人法の特定に関する規則は、ロシア連邦民法典第1195条および第1202条がそれぞれ定めている。

5. 大統領令第618号が定める取引（オペレーション）の特別な実行（履行）手順は、2018年8月3日付連邦法第290-FZ号「国際企業および国際ファンドについて」にしたがって再定住（redomiciliation）手続きとして行われる国際企業の国家登記には適用されない。

6. 大統領令第618号が定める取引（オペレーション）の特別な実行（履行）手順は、金融機関およびノンクレジット金融機関には適用されない。

金融機関およびノンクレジット金融機関である法人の特定にあたっては、連邦法「銀行および銀行業について」第1条および2022年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」第76.1号に示す定義をそれぞれ参照する必要がある。

7. 大統領令第618号を適用するに当たっては、2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」（以下、「大統領令第520号」）により、2022年12月31日まで、ロシアの法人の定款資本金において非友好的行動を実行する外国国家の者が保有する持分を保有する、利用する、および（もしくは）処分する権利の設定、変更、終了または制限（encumbrance）に直接および（または）間接につながる等の取引（オペレーション）実行（履行）が禁止されていることを考慮する必要がある。

当該の禁止措置が適用される場合の一覧は大統領令第520号第2項に示されている。

留意すべきなのは、これらの取引（オペレーション）の実行に対する許可を交付するのがロシア連邦外国投資実施管理政府委員会（以下、「政府委員会」）ではないことである。

大統領令第520号によって実行が禁止された取引（オペレーション）は、ロシア連邦大統領の特別決定（大統領令第520号第5項）がある場合にのみこれを行うことができる。大統領令第520号の定め違反して実行された取引（オペレーション）は無効となる（大統領令第520号第4項）。

8. 大統領令第618号を適用するに当たっては、たとえば次の事柄も念頭に置く必要がある。すなわち、ロシア連邦の法の定める手順（2022年3月1日付ロシア連邦大統領令第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」第1項「a」号第3段落および「b」号にもとづいて政府委員会が交付する許可書にもとづく場合を含む）にしたがって法人の定

款資本金における持分および株式を譲渡または取得する際には、大統領令第618号第2項にもとづいて交付される政府委員会の許可書を取得する必要がある可能性がある。というのは、有限責任会社の出資者である法人の持分（株式）に対する所有権が移転される場合には、有限責任会社の定款資本金における持分を保有する、利用する、および（もしくは）処分する権利の設定、変更または終了が直接および（または）間接にひきおこされる可能性があるからである。

9. 大統領令第618号を適用するに当たっては、法的効力を有する裁判所の決定執行の一環として当事者の意思とはかかわりなく実行される取引（オペレーション）に対しては、大統領令第618号第1項に定める取引（オペレーション）の実行（履行）に対する政府委員会の許可の取得は必要とされない。

10. 大統領令第618号を適用するに当たっては、その実行（履行）に対して政府委員会の許可が必要となる取引（オペレーション）には次のようなものがある：

有限責任会社の定款資本金における持分を当該会社の1人もしくは複数の出資者に、または第三者に移転すること；

有限責任会社が自社の定款資本金における持分を取得すること；

有限責任会社の出資者が自らの持分を会社に譲渡する、または当該持分を会社が取得することを請求し、もって当該会社から撤退すること；

有限責任会社における持分を投資ファンドに移転すること；

有限責任会社の単独執行機関としての権限の委任につき営利組織または個人事業主との間で契約を締結すること；

有限責任会社の出資者としての権利の行使につき契約を締結すること（1998年2月8日付連邦法第14-FZ号「有限責任会社について」〔以下、「連邦法第14-FZ号」〕第8条第3項）；

連邦法第14-FZ号第19条の1が定める転換社債に関する契約を締結すること；

有限責任会社の持分に質権を設定する契約を締結すること；

有限責任会社の持分の質権を管理する契約を締結すること；

ロシア連邦の法にしたがって有限責任会社を自主的に再編すること；

有限責任会社との間にシンプルパートナーシップ契約（共同事業契約）を締結すること；

有限責任会社の持分に付随する権利の行使が対象となる信託管理、委任および（または）その他の合意に関する契約を締結すること；

有限責任会社の定款資本金における持分を保有する、利用する、および（もしくは）処分する権利または有限責任会社の経営条件および（もしくは）当該会社による企業活動の実施条件を決定することのできるその他の権利の設定、変更または終了を直接および（または）間接にひきおこすその他の取引（オペレーション）。

13. 2022年10月15日付ロシア大統領令第737号(非友好国に関連する株式会社の資産処分の許可制への移行)

ロシア連邦大統領令

一定の種類取引(オペレーション)が実施(履行)される上でのいくつかの問題について

ロシア連邦大統領令2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的格の追加暫定措置について」、2022年3月5日付第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」および2022年9月8日付同第618号「若干の者の間における特定の種類の取引(オペレーション)の特別な実行(履行)手順について」に定める措置の補足として、以下を決定する:

1. ロシアの金融機関、保険会社、非政府系年金基金、マイクロファイナンス会社、または株式投資基金法人、ミューチュアルファンドもしくは非政府系年金基金の管理会社の定款資本金を構成する株式や持分(出資)の1%超、あるいはそうした株式や持分(出資)に相応する議決権数の1%超を、保有、利用および(または)処分する権利を、直接または間接に確定、変更または終了することにつながる取引(オペレーション)は、その当事者(受益者)のどちらか一方でも、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人(そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む)である、または、その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者であるときは、ロシア連邦外国投資実施状況監督政府委員会が発効する許可にもとづいて実施(履行)されるものとする。

2. 本大統領令第1項の規定は以下には適用されない:

a) 2022年8月5日付大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」の第2項「e」号にしたがいロシア連邦大統領が承認した一覧に記載された金融機関の定款資本金を構成する株式、持分(出資)の取引(オペレーション);

b) ロシアの金融機関の定款資本金を構成し、かつ、2022年3月5日付大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」の第12項により非友好的行動をしている国の者とはみなされない者、ならびに2022年5月4日付大統領令第254号「特定の外国債権者に対する企業間の財政的義務の暫定的な履行手順について」の第4項によりそのような国家と関係を有する外国の者とはみなされない者に属している株式、持分(出資)の取引(オペレーション)。

3. 居住者たる法人の定款資本金の減額や居住者たる法人の清算に伴う、居住者たる法人の破産事案に適用される手続きの枠内での、非友好的行動を実行している国家の者に対する居住者による金銭の支払いは、2022年3月5日付大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」の第2~9項にしたがって実行される。

4. 本令第3項の支払いを行うための許可を発行する権限は、2022年3月5日付大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」の第2~9項の規定を遵守す

ることなく、以下の者に付与される：

a) 居住者である金融機関とノンクレジット金融機関である居住者についてはロシア連邦中央銀行に；

b) それら以外の居住者については、ロシア連邦中央銀行と合意して、ロシア連邦財務省に。

5. 2022年9月8日付ロシア連邦大統領令第618号「若干の者の間における特定の種類の取引（オペレーション）の特別な実行（履行）手順について」に定める手順は、（金融機関およびノンクレジット金融機関を除く）株式会社の株式を保有、利用、および（もしくは）処分する権利またはそうした株式会社の経営条件および（もしくは）そうした株式会社が企業活動を行う上での条件を決定するその他の権利を直接および（または）間接に確定、変更または終了することにつながる取引（オペレーション）であって、かつ、非友好的行動を実行する国家の者同士の間で、さらには非友好的行動を実行する国家の者と非友好的行動を実行する国家の者ではない外国の者との間で実行（履行）される取引（オペレーション）に、適用される。

6. 2022年3月1日付ロシア連邦大統領令第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」を適用するために、ロシア連邦中央銀行に、同令第1項「g」号に定める金額を上回る外貨の現金および（または）外貨建金融商品のロシア連邦外への持出許可を発行する権限を付与する。この許可は、ロシア連邦中央銀行理事会が定める場合に、同理事会が定める手順によって発行される。

7. ロシア連邦政府はロシア連邦中央銀行と合意した上で、2022年8月8日付ロシア連邦大統領令第529号「銀行口座（預金）に関する外貨建ての債務、および外国機関が発行した債券に関する債務の暫定的な履行手順について」の第4項「b」号に定める場合において居住者と非居住者間で行われる現金決済の実施手順を定める。

8. ロシア連邦中央銀行に、本大統領令の適用に関する問題について公式の説明を行う権限を与える。

9. 本大統領令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年10月15日

第737号

14. 2022年10月26日付ロシア大統領指令第357号(株式・持ち分の取引が禁止される外資系銀行のリスト)

ロシア連邦大統領指令

1. 2022年8月5日付大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」第2項「e」号

にしたがい、その定款資本金を構成する株式、持分（出資）の取引（オペレーション）が禁止されるロシア金融機関の添付一覧を承認する。

2. 本指令はその公布日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

2022年10月26日

第357-rp号

2022年10月26日付ロシア連邦大統領指令第357-rp号への附属書

**その定款資本金を構成する株式、持分(出資)の取引(オペレーション)が禁止される
ロシア金融機関の一覧**

1. 株式会社「株式商業銀行「アレフ-バンク」」（モスクワ市）
2. 株式会社「ベレイト銀行」（レニングラード州クラスヌィ・ボル都市型居住地）
3. 株式会社「インターザ銀行」（モスクワ市）
4. 株式会社「クレディ・スイス銀行（モスクワ）」
5. 株式会社「投資協同組合銀行」（カザン市）
6. 株式会社「コメルツ銀行（ユーラシア）」（モスクワ市）
7. 株式会社「商業銀行「シティバンク」」（モスクワ市）
8. 株式会社「みずほ銀行（モスクワ）」
9. 株式会社「MS銀行ルス」（モスクワ市）
10. 株式会社「ナティクシス銀行」（モスクワ市）
11. 株式会社「OTP銀行」（モスクワ市）
12. 株式会社「第一投資銀行」（モスクワ市）
13. 株式会社「ライフアイゼン銀行」（モスクワ市）
14. 株式会社「RN銀行」（モスクワ市）
15. 株式会社「ソリッド銀行」（ウラジオストク市）
16. 株式会社「住友三井ルス銀行」（モスクワ市）
17. 株式会社「SEB銀行」（サンクトペテルブルグ市）
18. 株式会社「トヨタ銀行」（モスクワ市）
19. 株式会社「ウリ銀行」（モスクワ市）
20. 株式会社「MUFG銀行（ユーラシア）」（モスクワ市）
21. 株式会社「ユニクレディット銀行」（モスクワ市）
22. 株式会社「ヤンデックス銀行」（モスクワ市）
23. 株式商業銀行「ガズネフチバンク」（公開型株式会社）（サラトフ市）

24. 「BNPパリバ銀行」 株式会社 (モスクワ市)
25. 「J&T銀行」(株式会社) (モスクワ市)
26. 「ドイツ銀行」 有限責任会社 (モスクワ市)
27. ING銀行 (ユーラシア) 株式会社 (モスクワ市)
28. 商業銀行「J.P.モルガン銀行インターナショナル」(有限責任会社)(モスクワ市)
29. 「クレディ・アグリコル法人営業・投資銀行」 株式会社 (サンクトペテルブルグ市)
30. 「メルセデスベンツ銀行ルス」 有限責任会社 (モスクワ市)
31. 有限責任会社 「アメリカンエクスプレス銀行」(モスクワ市)
32. 有限責任会社 「BMW銀行」(モスクワ市)
33. 有限責任会社「ゴールドマンサックス銀行」(モスクワ市)
34. 有限責任会社 「エコム銀行」(モスクワ市)
35. 有限責任会社 「イカノ銀行」(モスクワ州ヒムキ市)
36. 有限責任会社「KEB HNB銀行」(モスクワ市)
37. 有限責任会社 「ノンバンク金融機関「ウェスタンユニオンDPヴォストーク」(モスクワ市)
38. 有限責任会社 ノンバンク金融機関「ペイパルRU」(モスクワ市)
39. 有限責任会社 「OZON銀行」(モスクワ市)
40. 有限責任会社 「フォルクスワーゲン銀行RUS」(モスクワ市)
41. 有限責任会社 「UBS銀行」(モスクワ市)
42. 上場株式会社 商業銀行「ロシア地方銀行」(モスクワ市)
43. 決済ノンバンク金融機関「Dengi.Mail.Ru」(有限責任会社)(モスクワ市)
44. 「HSBC銀行(RR)」(有限責任会社)(モスクワ市)
45. SBI銀行 有限責任会社 (モスクワ市)

15. 2022年11月9日付ロシア大統領指令第372号(株式・持分の処分に関し特別に許可を必要とするエネルギー機器・エネルギーサービス企業のリスト)

ロシア連邦大統領指令

1. 2022年8月5日付大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」第2項「d」号にしたがい、燃料エネルギー部門諸組織のための設備の製造者でありそうした設備の保守および修理サービスを提供する事業体、熱エネルギーおよび(または)電力の生産者および供給者である事業体、石油、石油原料製品の加工およびそれらの加工製品の生産を行っている事業体の添付一覧を承認する。

2. 本指令はその署名日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

2022年11月9日

第372-rp号

2022年11月9日付ロシア連邦大統領指令第372-rp号への附属書

燃料エネルギー部門諸組織のための設備の製造者でありそうした設備の保守および修理サービスを提供する事業体、熱エネルギーおよび(または)電力の生産者および供給者である事業体、石油、石油原料の加工およびそれらの加工製品の生産を行っている事業体の一覧

- 1.株式会社「アトラスコプロ」(モスクワ州ヒムキ市)
- 2.株式会社「バシネフチェゲオフィジカ」(ウファ市)
- 3.株式会社「ベイカーヒューズ」(モスクワ市)
- 4.株式会社「ベイカーヒューズテクノロジー・イ・トゥルボプロヴォドヌイセルヴィス」(モスクワ市)
- 5.株式会社「ビューローヴェリタス・ルーシ」(モスクワ市)
6. 株式会社「ヴァクテック」(カルーガ州エルモリノ市)
- 7.株式会社「ヴィカメラ」(モスクワ市)
- 8.株式会社「ギドロマシセルヴィス」(モスクワ市)
- 9.株式会社「GMSネフチェマシ」(チュメニ市)
- 10.株式会社「企業グループ「エレクトロシチト-TMサマラ」
- 11.株式会社「ディツマン」(モスクワ市)
- 12.株式会社「DKhLインテルネシュナル」(モスクワ市)
- 13.株式会社「IKF-セルヴィス」(ヴォルゴグラード市)
- 14.株式会社「クヴィントマディ」(モスクワ州エリノ村)
- 15.株式会社「研究生産会社「ミ克蘭」(トムスク市)
- 16.株式会社「ナフタガス」(モスクワ市)
- 17.株式会社「ネフチェアフトマティカ」(ウファ市)
- 18.株式会社「ノヴォメト-ペルミ」
- 19.株式会社「ペルガム-エンジニアリング」(モスクワ市)
- 20.株式会社「生産地球物理合同「チュメニプロムゲオフィジカ」(ハンティ・マンシ自治管区メギオン市)
- 21.株式会社「工業グループ「メトラン」(チェリャビンスク市)
22. 株式会社「サービス会社「ブルセルヴィス」(モスクワ市)
- 23.株式会社「SZhSヴォストークリミテッド」(モスクワ市)
- 24.株式会社「ソルネチュヌイヴェーテル」(オレンブルグ市)
- 25.株式会社「トランスネフチ・ネフチャヌイエナソスイ」(チェリャビンスク市)

- 26.株式会社「ホールディング会社「OZNA」(ウファ市)
- 27.株式会社「ハネウエル」(モスクワ市)
- 28.株式会社「シュナイダーエレクトリック」(モスクワ市)
- 29.株式会社「エネルギー販売会社「ヴォストーク」(モスクワ市)
30. 株式会社「エフ・エム・シー・ヴォルガ」(ノヴォチェボクサルスク市、チュヴァシ共和国)
- 31.株式会社「ユゴルスカヤ地域エネルギー会社」(ハンティ・マンシイスク市)
- 32.非公開型株式会社「ESAB-SVEL」(サンクトペテルブルグ市)
- 33.有限責任会社「ABB」(モスクワ市)
- 34.有限責任会社「ABB オペラツィオンヌイツェントル」(カリーニングラード市)
- 35.有限責任会社「アヴェラルソーラーテクノロジー」(モスクワ市)
- 36.有限責任会社「アッグレコ・ユーラシア」(チュメニ市)
- 37.有限責任会社「アリトラドセルヴィシズ」(ユジノサハリンスク市)
- 38.有限責任会社「アムールマシナリー・エンド・セルビセス」(ハバロフスク市)
- 39.有限責任会社「アトスアイティーソリューションズ・エンド・セルヴィセズ」(モスクワ市)
- 40.有限責任会社「BASF」(モスクワ市)
- 41.有限責任会社「BASFヴォストーク」(モスクワ州パヴロフスキーポサド市)
- 42.有限責任会社「BASFユーグ」(モスクワ市)
- 43.有限責任会社「ベイカーヒューズ・ルス・インフラ」(モスクワ市)
- 44.有限責任会社「ベンテクトドリリング・エンド・オイルフィールドシステムズ」(チュメニ市)
- 45.有限責任会社「BITAS」(サマラ市)
- 46.有限責任会社「ブグリチャン太陽光発電所」(ブグリチャン村、バシコルトスタン共和国)
- 47.有限責任会社「掘削会社「エヴラジア」(モスクワ市)
- 48.有限責任会社「掘削会社PNG」(モスクワ市)
- 49.有限責任会社「ブルセルヴィス」(モスクワ市)
- 50.有限責任会社「VAGOコンタクト・ルス」(モスクワ市)
- 51.有限責任会社「ヴァレルNTS」(クルガン市)
- 52.有限責任会社「ヴェゼルフォルド」(モスクワ市)
- 53.有限責任会社「ヴェゼルフォルド・ビジネスセルヴィス」(サマラ市)
- 54.有限責任会社「ヴェロシ・プロムセルヴィス」(モスクワ市)
- 55.有限責任会社「ヴェルテク・オイルフィールドセルヴィス (RUS)」(モスクワ市)
- 56.有限責任会社「ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 57.有限責任会社「VILO RUS」(モスクワ市)
- 58.有限責任会社「第8 ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 59.有限責任会社「第2 ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 60.有限責任会社「ヴェルボル・インテグリティーセルヴィス」(モスクワ市)
- 61.有限責任会社「グリーンエナジー・ルス」(モスクワ市)
- 62.有限責任会社「グルンドフォスイストラ」(モスクワ州レシコヴォ村)
- 63.有限責任会社「ダイドローメタル・ルーシ」(ニジェゴロド州ザヴォルジエ村)

- 64.有限責任会社「ダウイゾラン」(ヴラジーミル市)
- 65.有限責任会社「第12ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 66.有限責任会社「第9ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 67.有限責任会社「第10ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 68.有限責任会社「ジー・イー・ルス」(モスクワ市)
- 69.有限責任会社「ジョンクレーン-イスクラ」(ペルミ市)
- 70.有限責任会社「DKhLグローバルフォワーディング」(モスクワ州ヒムキ市)
- 71.有限責任会社「イーグルブルグマン」(モスクワ市)
- 72.有限責任会社「インテグラ-ブレニエ」(チュメニ市)
- 73.有限責任会社「インテグラ-セルビスィ」(モスクワ市)
- 74.有限責任会社「ヨコガワエレクトリック・サハリン」(ユジノサハリンスク市)
- 75.有限責任会社「ヨコガワエレクトリックCIS」(モスクワ市)
- 76.有限責任会社「イトン」(モスクワ市)
- 77.有限責任会社「KATKoネフチ」(ハンティ・マンシ自治管区コガルィム市)
- 78.有限責任会社「カトビネフチ」(ハンティ・マンシ自治管区ニジネヴァルトフスク市)
- 79.有限責任会社「KATオイルードリリング」(ハンティ・マンシ自治管区コガルィム市)
- 80.有限責任会社「KATオイルーリージング」(ハンティ・マンシ自治管区コガルィム市)
- 81.有限責任会社「KVSインテルネシュナル」(モスクワ市)
- 82.有限責任会社「クラリアント (RUS)」(モスクワ市)
- 83.有限責任会社「クリヴェル」(カリーニングラード州スヴェートルィ市)
- 84.有限責任会社 外資参加営利組織「KRONE-アフトマチカ」(サマラ州ベルフニャヤポツテプ
ノフカ町)
- 85.有限責任会社「KRONE エンジニアリング」(サマラ州ベルフニャヤポツテプノフカ町)
- 86.有限責任会社「KCA ドイタグ ドリリング」(ユジノサハリンスク市)
- 87.有限責任会社「KCA ドイタグ ラシャ」(チュメニ市)
- 88.有限責任会社「ライエル」(モスクワ市)
- 89.有限責任会社「LAN」(モスクワ市)
- 90.有限責任会社「リップヘル-ニジノヴゴロド」(ニジェゴロド州ジェルジンスク市)
- 91.有限責任会社「リップヘル-ルスランド」(モスクワ市)
- 92.有限責任会社「マンムト・ルス」(モスクワ市)
- 93.有限責任会社「マステルケミカルズ」(カザン市)
- 94.有限責任会社「MBSストロイ-テリヌィエシステムィ」(モスクワ州モロジョジヌィ町)
- 95.有限責任会社「MLヴァンソリ-ューションス」(モスクワ市)
- 96.有限責任会社「研究生産合同「アヴァロンエレクトロテフ」(モスクワ市)
- 97.有限責任会社「メカノトロンニクス総合問題科学技術センター」(サンクトペテルブルグ市)
- 98.有限責任会社「ナフタガス-ブレニエ」(モスクワ市)
- 99.有限責任会社「ネフチェガス・イ・エネゲティカ」(モスクワ市)
- 100.有限責任会社「NOVコンプリー-ションツールズ」(モスクワ市)

- 101.有限責任会社「NOVオイルフィールドセルヴィセズ・ヴォストーク」(モスクワ市)
- 102.有限責任会社「ノーヴァヤエネルギー」(モスクワ市)
- 103.有限責任会社「NOYTECH ロジスティックス・サハリン」(ユジノサハリンスク市)
- 104.有限責任会社「ニューテック-掘削遠隔計測システム」(モスクワ市)
- 105.有限責任会社「ニューテック・セルヴィセズ」(モスクワ市)
- 106.有限責任会社「ナショナルオイルウェルヴァルコ・ユーラシア」(モスクワ市)
- 107.有限責任会社「第11ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 108.有限責任会社「オイルパンプセルヴィス」(ハンティ・マンシ自治管区ニジネヴァルトフスク市)
- 109.有限責任会社「OKSET」(モスクワ市)
- 110.有限責任会社「オルスキー石油精製工場」
- 111.有限責任会社「サハリンドリリングセルヴィシズ」(ユジノサハリンスク市)
- 112.有限責任会社「パケルセルヴィス」(モスクワ市)
- 113.有限責任会社「PVT」(モスクワ州ヒムキ市)
- 114.有限責任会社「第1ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 115.有限責任会社「ポテンツィアル」(モスクワ市)
- 116.有限責任会社「プロダクションセルヴィセズネットワーク・サハリン」(ユジノサハリンスク市)
- 117.有限責任会社「生産会社「ボレッツ」(モスクワ市)
- 118.有限責任会社「第15ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 119.有限責任会社「P A C K O ガスエレクトロニカ」(ニジェゴロド州アルザマス市)
- 120.有限責任会社「ROSMIKS」(モスクワ市)
- 121.有限責任会社「ロトルクRUS」(モスクワ市)
- 122.有限責任会社「ルルポンペンRUS」(モスクワ市)
- 123.有限責任会社「ルスヴィニル」(ニジェゴロド州クストヴォ市)
- 124.有限責任会社「ロシア機械製作スタンダード」(モスクワ州ザプルドニャ町)
- 125.有限責任会社「REDALITシリウムベルジェ」(リペツク州グリャジ市)
- 126.有限責任会社「サンプロジェクト」(モスクワ市)
- 127.有限責任会社「サンプロジェクト2」(モスクワ市)
- 128.有限責任会社「サンライトエナジー」(モスクワ市)
- 129.有限責任会社「スヴェルドロフエレクトロ・シロヴィエトランスフォルマートルイ」(エカテルンブルグ市)
- 130.有限責任会社「第7ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 131.有限責任会社「サービスセンターEPU」(ハンティ・マンシ自治管区ネフチェユガンスク市)
- 132.有限責任会社「サービス会社「ペトロアリヤンス」(サマラ市)
- 133.有限責任会社「シーメンス」(モスクワ市)
- 134.有限責任会社「シーメンス・ガメサ・リニューアブルエナジー」(レニングラード州ロモノフ地区)

- 135.有限責任会社「シーメンス・インダストリーソフトウェア」(モスクワ市)
- 136.有限責任会社「シーメンス・モビリノスチ」(モスクワ市)
- 137.有限責任会社「シーメンス・エレクトロプリヴォド」(サンクトペテルブルグ市)
- 138.有限責任会社「スコミ・オイルツールズ (RUS)」(モスクワ市)
- 139.有限責任会社「SLKセメント」(スヴェルドロフスク州スホイログ市)
- 140.有限責任会社「スミス・サイベリアンセルヴィセズ」(モスクワ市)
- 141.有限責任会社「SMTT.ヴィソコヴォリトヌィエレシエーニヤ」(サンクトペテルブルグ市)
- 142.有限責任会社「ソーラーリテール」(モスクワ市)
- 143.有限責任会社「ソーラーサイクル」(モスクワ市)
- 144.有限責任会社「ソーラーシステムス」(モスクワ市)
- 145.有限責任会社「ソーラーウリヤノフスク」
- 146.有限責任会社「専門的バックフィル管理」(オレンブルグ州ブズルク市)
- 147.有限責任会社「専門的輸送管理」(モスクワ市)
- 148.有限責任会社「スタープロジェクト」(モスクワ市)
- 149.有限責任会社「STEPオイルツールズ」(モスクワ市)
- 150.有限責任会社「TEK-KOM生産」(トヴェリ州ブラシェフスコエ村)
- 151.有限責任会社「テラワット」(モスクワ市)
- 152.有限責任会社「テフゲオブル」(サマラ市)
- 153.有限責任会社「テフゲオセルヴィス」(サマラ市)
- 154.有限責任会社「技術会社シリウムベルジェ」(チュメニ市)
- 155.有限責任会社「トランスコンヴァーター」(モスクワ市)
- 156.有限責任会社「第3ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 157.有限責任会社「チュメニ石油採掘設備工場」
- 158.有限責任会社「ウリヤノフスク工作機械製造工場」
- 159.有限責任会社「フェルソルセルヴィス」(モスクワ市)
- 160.有限責任会社「フィンディस्प」(モスクワ州ラーメンスコエ市)
- 161.有限責任会社「ラディウスーセルヴィス」社」(ペルミ州フェルマ町)
- 162.有限責任会社「フロウセルヴ」(モスクワ市)
- 163.有限責任会社「フォイトトゥルボ」(カザン市)
- 164.有限責任会社「フォルトゥムーノーヴァヤゲネラーツィヤ2」(モスクワ市)
- 165.有限責任会社「FSDS」(ユジノサハリンスク市)
- 166.有限責任会社「ヒタチコンストラクションマシナリー・ユーラシア」(トヴェリ州ニクリンスコエ村)
- 167.有限責任会社「第4ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 168.有限責任会社「第14ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 169.有限責任会社「第16ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 170.有限責任会社「第6ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 171.有限責任会社「シリウムベルジェ・ヴォストーク」(ユジノサハリンスク市)

- 172.有限責任会社「シュナイダーエレクトリック・エレクトロモノブロック工場」(レニングラード州コムナル市)
- 173.有限責任会社「シュナイダーエレクトリックシステムズ」(モスクワ市)
- 174.有限責任会社「シェッフレルRUS」(ウリヤノフスク市)
- 175.有限責任会社「EKTOKhIM」(モスクワ市)
- 176.有限責任会社「エラストカム」(ニジネカムスク市、タタルスタン共和国)
- 177.有限責任会社「エメルソン」(モスクワ市)
- 178.有限責任会社「エネルギーグリーンパワー・ルス」(モスクワ市)
- 179.有限責任会社「エネルギーウィンド・アゾフ」(ロストフ州カガリニク村)
- 180.有限責任会社「エネルギーウィンド・コラ」(ムルマンスク市)
- 181.有限責任会社「エネルギーウィンド・スタヴロポリエ」(スタヴロポリ地方コチュベエフスコエ村)
- 182.有限責任会社「エアリキッド」(モスクワ市)
- 183.有限責任会社「エリエルマネージメント」(モスクワ市)
- 184.有限責任会社「エリエルネフチェガスセルヴィス」(モスクワ市)
- 185.有限責任会社「ESKノーヴァヤエネルギー」(チェリャビンスク市)
- 186.有限責任会社「ユニグリーンパワー」(モスクワ市)
- 187.上場株式会社「Tプラス」(モスクワ州クラスノゴルスク市街区)
- 188.上場株式会社「地域発電会社No.1」(サンクトペテルブルグ市)
- 189.上場株式会社「フォルトゥム」(モスクワ市)
- 190.上場株式会社「エネルギーロシア」(エカテリンブルグ市)
- 191.上場株式会社「ユニプロ」(ハンティ・マンシ自治管区スルグト市)

16. 2022年12月12日付外国投資監督政府委員会議事録第118/1号(非友好国のロシア会社の資産売却に関する諸条件)

2022年12月22日付ロシア連邦における外交投資実施監督政府委員会小委員会会議 議事録第118/1号抜粋

1. 検討された情報および行われた討議を考慮し、ロシアの事業体の株式、定款（拠出）資本金中の持分（出資金）を含む有価証券（以下、資産）を譲渡する取引（オペレーション）の、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）である、または、その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者による実施（遂行）に対する許可を小委員会が発行する件の検討に際しては、そうした取引（オペレーション）の実施（遂行）の際に以下に列挙される条件が設定されることの妥当性に立脚する旨の、ロシア連邦における外交投資実施監督政府委員会小委員会（以下、小委員会）による全員一致の決議：

- 1) 資産の市場価値に対する中立の立場からの評価が存在する；
- 2) 資産の売却にあたって資産評価報告書に記載されている当該資産の市場価値の50%以上の割引が行われる；
- 3) 新たな株主（所有者）向けの重要業績評価指標が設定されている；
- 4) 1～2年にわたる分割払い条件および（または）実行（遂行）される取引（オペレーション）の価額の10%以上に相当する金額を自主的に連邦予算に納付する義務が存在する。

2. 小委員会は、ロシア連邦大統領令に定める場合における外国設立参加者（株主）（以下、外国設立参加者（株主））への利益（配当金）支払い実施を組織に対して許可する旨の決議の採択は、原則として、以下の条件が遵守された場合に限るという方針についてのロシア財務省とロシア銀行の情報を考慮した：

- 1) 支払われる利益（配当）の額が前年度の純利益の50%以下である；
- 2) 過年度の利益（配当）の支払いに関する遡及的な分析の結果が考慮されている；
- 3) 組織の外国設立参加者（株主）がロシア連邦において商業活動を継続する意志を有している；
- 4) 組織の活動の意義ならびにその実施する活動がロシア連邦の技術上・生産上の主権ならびにロシア連邦（ロシア連邦構成主体）の社会経済発展に与える影響の評価に関する連邦行政機関およびロシア銀行の考え方が考慮されている；
- 5) 連邦行政諸機関が組織に対して四半期ごとの重要業績評価指標を設定している；
- 6) 設定されている重要業績評価指標を組織が達成した場合、四半期ごとに利益（配当）を支払うことが可能である。

ロシア連邦財務次官 A.V.モイセーエフ

17. 2022年12月23日付ロシア政府決定第2398号(外国投資監督政府委員会規程改訂)

ロシア連邦政府決定

2022年12月23日付第2398号

ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の交付、ならびに上記目的のためのその他の権限の行使の規則への変更の承認について

ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 2022年3月6日付ロシア連邦政府決定第295号「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の交付の規則の承認、ならびにロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程の変更について」(ロシア連邦法令集、2022、No.11、掲載番号1689；No.14、掲載番号2260；No.16、掲載番号2669；No.24、掲載番号4056；No.30、掲載番号5638；No.39、掲載番号6625；No.46、掲載番号8001)によって承認された、「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の交付、ならびに上記目的のためのその他の権限の行使の規則」への、ここに添付する変更を承認する。

2. 本決定はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン

2022年12月23日付

ロシア連邦政府決定第2398号により

承認

ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の交付、ならびに上記目的のためのその他の権限の行使の規則への変更

1. 第1項において：

- a) 「aの1号」の「(以下、外国債権者)」という文言を削除する；
- b) 以下を内容とする「k」、「l」号を追加する：

「k）非友好的行動を実行する外国国家との関係を有する者同士の間で、および非友好的行動を実行する外国国家との関係を有する者と非友好的行動を実行する外国国家との関係を有する者ではない外国人との間において行われる取引（オペレーション）であって、株式会社（金融機関およびノンクレジット金融機関を除く）の株式を保有する、利用する、および（もしくは）処分する権利、またはそうした株式会社の経営の条件および（もしくは）それらの会社が行う事業活動の実施の条件を定めることのできるその他の権利の設定、変更または終了に直接および（または）間接につながるもの；

1) ロシアの金融機関、保険機関、非国営年金基金、マイクロファイナンス会社、または株式投資ファンド、共同投資ファンドもしくは非国営年金ファンドの管理会社の定款（抛出）資本金を構成する株式、持分（出資金）の1%超、あるいはそうした株式、持分（出資金）に伴う議決権の1%超を保有する、利用する、および（もしくは）処分する権利の設定、変更または終了に直接および（または）間接につながるような取引（オペレーション）で、そうした取引（オペレーション）の当事者の少なくとも一方（受益者）が、非友好的行動を実行する外国国家との関係を有する者である場合。」。

2. 第4項の、「非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する者、」という文言のあとに、「または非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する者ではない外国人、」という文言を追加する。

3. 第5項において：

a) 第1段落の「第1項の「a」～「d」および「i」号」という文言を、「第1項の「a」～「d」、
「i」、「k」および「l」号」という文言に置き換える；

b) 「a」号を以下の文言に変更する：

「a）取引（オペレーション）の目的、対象、内容、主要条件に関する情報、許可の予定有効期間に関する情報を含む、委員会宛の、自由な書式による取引（オペレーション）実行（履行）許可発行願い（その結果として事業体またはパートナーシップの定款（抛出）資本金を構成する株式、持分（出資金）またはそうした株式、持分（出資金）に伴う議決権を保有する、利用する、および（もしくは）処分する権利が直接および（もしくは）間接に設定される、変更されるまたは終了することになるような取引（オペレーション）の実施に対する許可の発行願いを提出する場合には、取引（オペレーション）の実行（履行）許可発行願いには、そうした株式、持分（出資金）の数、またはそうした株式、持分（出資金）に伴う議決権の数が記載される）；」。

4. 第11項第1段落の「第1項の「a」～「f」および「i」号」という文言を、「第1項の「a」～
「f」、「i」、「k」および「l」号」という文言に置き換える。

18. 2023年1月17日付ロシア大統領令第16号(非友好国の個人・法人が保有する株式の議決権の時限的無効措置)

ロシア連邦大統領令

特定のロシア事業体の機関による決定採択の暫定手順について

ロシア連邦国民および法人に対する制限措置の導入に向けた、アメリカ合衆国およびそれに加わったその他の外国国家および国際機関の非友好的で、国際法に反する行動と関連して、ロシア連邦の国益を保護するために、2006年12月30日付連邦法第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付連邦法第390-FZ号「安全について」、2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」に基づき、以下のように決定する：

1. ロシア連邦の連邦法、その他の法規文書および事業体の設立文書に基づき、ロシア事業体の出資者（株主）総会、取締役会（監査役会）、合議制執行機関（以下、「ロシア事業体の機関」）が、自らの権限に属する問題に関する決定（以下、「決定」と称す）を採択する暫定手順を定める。

2. 本令に定める暫定手順は、ロシア事業体が同時に以下の基準に該当する場合にそのロシア事業体に対して適用される：

a) ロシア事業体がエネルギー産業（電力産業を含む）、機械製造または貿易分野で事業を行っている；

b) ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家、国家連合および（または）国家同盟、および外国国家あるいは国家連合および（または）国家同盟の国家（国家間）機関が、ロシア事業体の支配者および（または）実質的所有者に対する制限措置を導入している。「実質的支配者」という概念は1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」に規定する意味で用いられ、「実質的所有者」という概念は2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」に規定する意味で用いられる；

c) ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家（以下、「非友好的外国国家」）と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）である、または、その登記場所（その登記場所がロシア連邦である場合を除く）もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者（以下、「非友好的外国国家の者」）に属するロシア事業体の定款資本金中の持分（株式）が、その事業体の定款資本金額の50%を超えない。

d) ロシア事業体（2006年7月26日付連邦法第135-FZ号「競争の保護について」の規定に基づいて定められた、当該の事業体が加入している事業体グループ）の機関が決定を採択する年の前年における製品の販売（商品の販売、役務の履行、サービスの提供）によるロシア事業体の売上高が1,000億ルーブルを超えている。

3. 非友好的外国国家の者、および（または）非友好的外国国家の者が推薦した候補者の中からロシア事業体の機関のメンバーに任命（選任）された者がロシア事業体の機関のメンバーになっている場

合、非友好的外国国家の者ではないロシア事業体の出資者（株主）は、ロシア事業体の機関による決定を採択する際に、ロシア事業体の機関の会議における定足数および議案の票決結果の判定において、非友好的外国国家の者、および非友好的外国国家の者が推薦した候補者の中からロシア事業体の機関のメンバーに任命（選任）された者が有する票を考慮しない旨を、これらの出資者（株主）が有する総票数の多数決により定めることができる。この場合、ロシア事業体の設立文書、当該事業体の出資者（株主）間で締結された法人契約の規定、法人契約に適用される権利に関係なく、決定は、ロシア事業体の機関のメンバーであり、非友好的外国国家の者ではない者、および（または）非友好的外国国家の者が推薦した候補者の中からロシア事業体の機関のメンバーに任命（選任）された者ではない者が有する総票数の多数決により採択される。

4. 本令の適用に際しては、以下の者は非友好的外国国家の者とは認められない：

a) ロシア連邦の国民およびその支配下にある者；

b) 非友好的外国国家に属さない外国国家の法がその属人法である法人および自然人で、その者が非友好的外国国家の者に対する支配を確立したのが2022年3月1日以前である場合；

c) 非友好的外国国家に属さない外国国家の法がその属人法である法人および自然人の支配下にある者で、その支配が2022年3月1日以前に確立された場合；

d) 非友好的外国国家に属さない外国国家の支配下にある者で、その支配が2022年3月1日以前に確立された場合；

5. 本令に定める暫定手順は2023年12月31日（同日を含む）まで適用される。

6. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年1月17日

第16号

19. 2023年3月2日付外国投資委員会小委員会議事録第143-4号（「撤退税」の納付）

2023年3月2日付ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会小委員会会議 議事録第143/4号抜粋

1. 行われた討議を踏まえ、また2022年12月22日付ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会小委員会（以下、小委員会）会議議事録第118/1号への追加として、ロシアの事業体の株式、定款（拠出）資本金中の持分（出資金）などの有価証券（以下、資産）を譲渡する取引（オペレーション）の、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）、ま

たは、その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者による実施（遂行）に対する許可を小委員会が発行する件の検討に際しては、そうした取引（オペレーション）の実施（遂行）の際に、原則として、以下に列挙される条件が設定されることの妥当性に立脚する旨の、小委員会による全員一致の決議が採択された：

1) 資産評価報告書に記載された当該資産市場価格の半分の10%以上の金額を連邦予算に任意納付する義務；

2) 資産の売却が、資産評価報告書に記載された当該資産市場価格から90%超值引きして行われる場合、資産評価報告書に記載された当該資産市場価格の10%以上の金額を連邦予算に任意納付する義務；

2. 行われた討議を踏まえ、また2022年12月22日付小委員会会議議事録第118/1号への追加として、小委員会は申請者に、資産市場価格評価報告書と同時に、1998年7月29日付連邦法第135-FZ号「ロシア連邦における評価業務について」第17.1条にしたがって査定人自主規制機関の専門家（単数または複数）によって作成された専門的鑑定書を提出するよう勧告する。

本抜粋は真正である。

ロシア連邦財務次官 A.V.モイセーエフ

令和4年度国庫補助事業

ロシア地域貿易投資促進事業 1. 情報収集・提供事業 (2) ビジネス詳細情報収集提供

②ロシア経済法運用・市場慣行実態調査

ウクライナ侵攻後の対ロ経済制裁とロシア進出外国企業の動向

2023年3月発行

編集・発行

一般社団法人ロシアNIS貿易会
ロシアNIS経済研究所
東京都中央区新川1-2-12
電話 (03) 3551-6218

©禁無断転載
